

三木市公共施設等総合管理計画

《令和 3 年度改訂版》



平成29年 3月 策定

令和 4年 3月 改訂

三 木 市

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 計画策定の背景及び改訂の経緯	2
2 計画の目的	3
3 計画の位置付け	3
4 計画の期間	4
5 計画の対象	4
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
1 人口の動向及び将来の見通し	6
(1) 人口及び世帯数の推移	6
(2) 年齢3区分別人口の推移	6
(3) 地区別人口	7
(4) 将来人口の見通し	8
2 財政の状況	9
(1) 普通会計	9
(2) 公営企業会計	14
(3) 建設投資	18
(4) 市債及び基金	19
(5) 財政指標	21
3 公共施設等の現況	24
(1) 公共建築物	24
(2) インフラ施設	33
4 有形固定資産減価償却率の推移	36
(1) 普通会計	36
(2) 公営企業会計	36
5 過去に行った対策の実績	37
6 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費及び充当可能財源の見込み	39
(1) 普通会計に属する施設	39
(2) 公営企業会計に属する施設	43
(3) 公共施設等全体	45
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	47
1 現状や課題に関する基本認識	48
2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	49
3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	50
(1) 基本方針	50
(2) 基本目標	52
(3) 実施方針	54
4 PDCAサイクルの推進方針	56
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針	57
1 公共建築物	58
2 インフラ施設	73
(1) 道路	73
(2) 橋梁	73
(3) 公園	74
(4) 上水道	74
(5) 下水道	77

本文及び図表中の一部データについては表示桁数未満で四捨五入による端数処理をしているため、内訳数値及び合計値が一致しない場合があります。

また、同様の理由により、既に公表しているデータと一致しない場合があります。

第 1 章

計画策定の基本的事項

第1章 計画策定の基本的事項

1 計画策定の背景及び改訂の経緯

本市では、昭和40年代から50年代にかけての急激な人口増加に伴い、学校や公民館等の公共建築物、道路や下水道等のインフラ施設（以下「公共施設等」という。）を集中的に整備してきました。これらの公共施設等は、本市のまちづくりにおいて、市民生活の基盤や地域コミュニティの拠点等として重要な役割を果たしています。

しかしながら、公共施設等の多くで老朽化が進んでおり、今後一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることから、更新等に多額の費用が必要となります。また、少子高齢化の進行に伴い、医療・介護費を中心とした社会保障関連経費が増加する一方、生産年齢人口（15～64歳の働き手）の減少により税収の増加が見込めないことから、公共施設等の更新等にかかる財源の確保が困難となることが予想されます。

また、人口減少や少子高齢化社会においても市民が便利で快適に暮らせるよう、各地域の特色を生かした拠点の機能分担及び地域間のネットワークを強化し、市全体の総合力を高める都市構造を構築することが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、限られた財源の中で、将来にわたって質の高い公共サービスを提供し続けるため、財政負担の軽減・平準化を図りながら人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の適正規模・適正配置等を進めることで、次世代に負担を先送りすることなく持続可能なまちづくりを進める必要があります。

これは本市に限らず、国をはじめ全国の地方公共団体が抱える共通の課題となっています。

国においては、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である」との認識の下、2013(平成25)年11月に「インフラ長寿命化基本計画」が策定されるとともに、各地方公共団体に対しては、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」（平成26年4月22日総務大臣通知）により、国の動きと歩調を合わせ、速やかに公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画（公共施設等総合管理計画）の策定に取り組むよう要請されました。

そこで、本市の公共施設等を取り巻く課題に対応すべく、公共施設等の管理等に関する基本的な考え方や取組の方向性を示した「三木市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を2017(平成29)年3月に策定しました。

その後、2018(平成30)年度から2019(令和元)年度にかけては、個別の公共建築物（以下「個別施設」という。）について基本情報・利用情報・財務情報等の実態調査を行い、これらの施設情報を「見える化」した施設カルテを作成し、現状把握を行いました。

更に、2020(令和2)年度には、個別施設の再配置に係る今後の方向性及び対策の実施方針を示した「三木市公共施設再配置方針」（以下「再配置方針」という。）並びに再配置方針に基づき個別施設の長寿命化や複合化などの再配置対策、実施時期、想定事業費を示した「三木市公共施設再配置計画 第1期（2021年度～2029年度）実行計画」（以下「再配置計画」という。）を策定しました。併せて、施設カルテの情報を整理・分析した「三木市公共施設白書」（以下「公共施設白書」という。）を作成しました。

このたび、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」（平成30年2月27日、総務省通知）により本計画の不断の見直し・充実等が求められていること、「令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項について」（令和3年1月26日、総務省通知）により2021(令和3)年度中の本計画の見直しが求められていること、また、再配置方針及び再配置計画のほか、施設所管課が策定又は改訂した個別施設計画等の内容を反映させる必要があることから、本計画を改訂しました。

2 計画の目的

本計画は、公共施設等を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、長期的かつ総合的な視点に立ち、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現することを目的とするもので、公共施設等の「質」「量」「コスト」の最適化を図るための基本的な考え方を定めるものです。

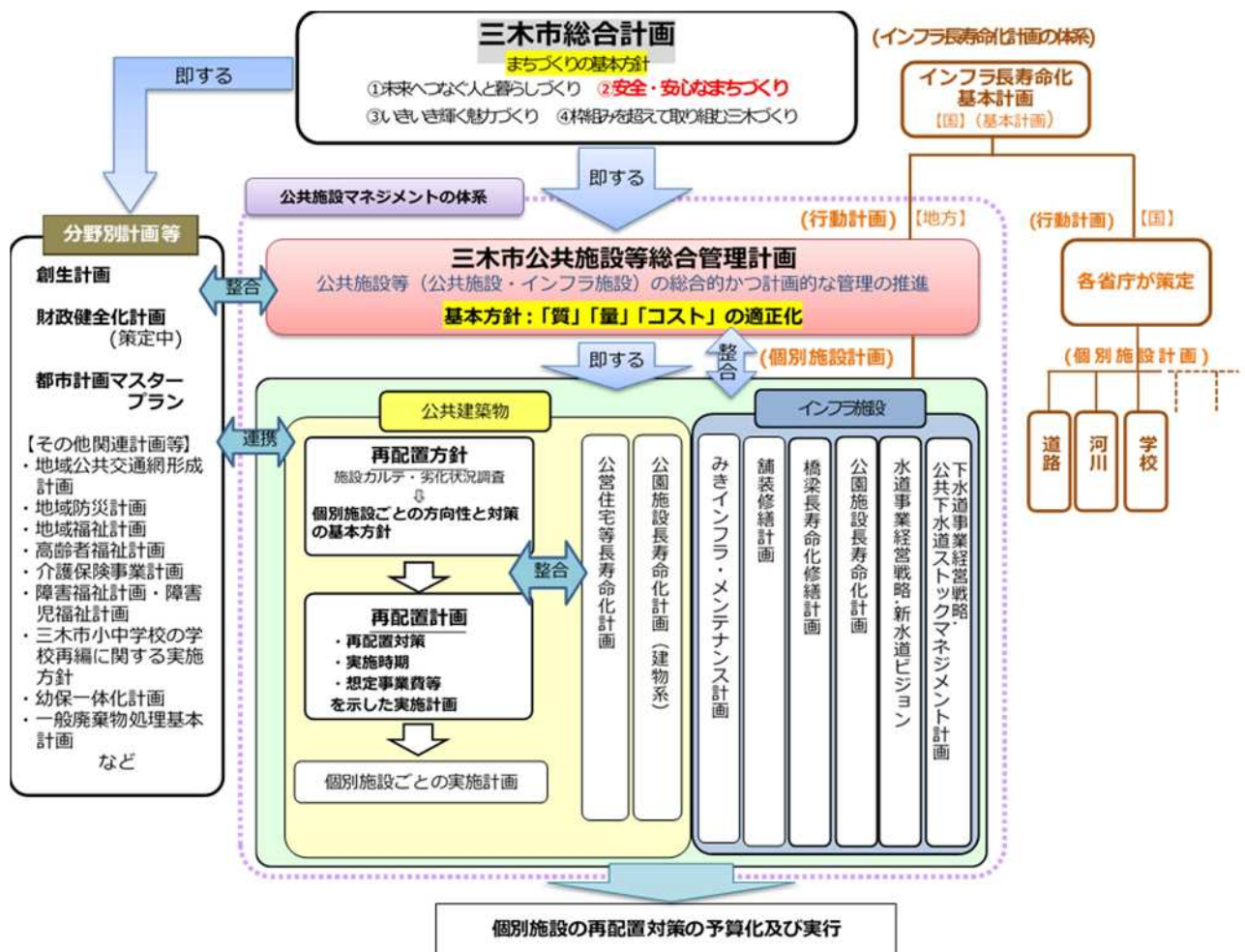
今後、本計画に基づく総合的かつ計画的な取組により安全で快適な市民生活に資するとともに、本市の持続的なまちづくりを目指します。

3 計画の位置付け

本計画は、市政の最上位計画である「三木市総合計画」（以下「総合計画」という。）のまちづくりの基本方針に定める「安全・安心なまちづくり（持続可能なまち）」の考え方に即して策定します。

なお、本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づき策定する市町村版の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」に該当するものです。

図 1-1 本計画の位置付け

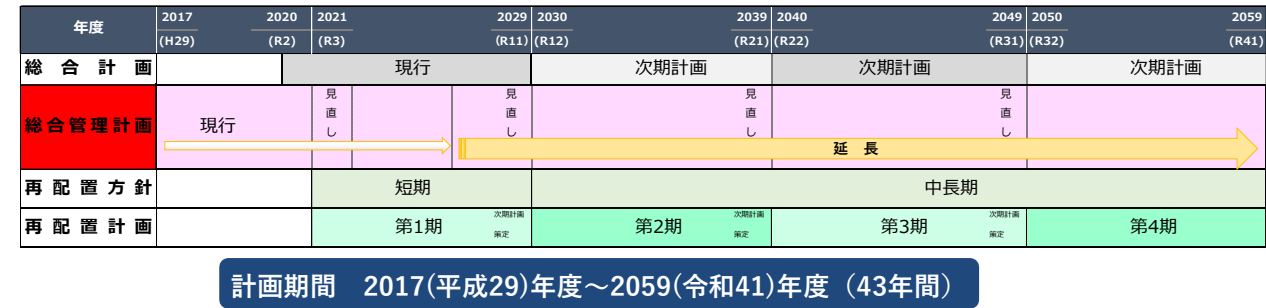


4 計画の期間

本計画は、2019(令和元)年度に策定された総合計画に即した計画とするとともに、個別施設計画である再配置方針を策定したことを踏まえ、計画期間を「現計画の2017(平成29)年度から2026(令和8)年度までの10年間」から「2059(令和41)年度までの43年間」に延長します。

なお、今後、上位・関連計画の変更や見直し、社会情勢の変化に応じ、10年間を基本とした計画的な見直しを行うものとします。

図 1-2 計画期間及び見直しスケジュール



5 計画の対象

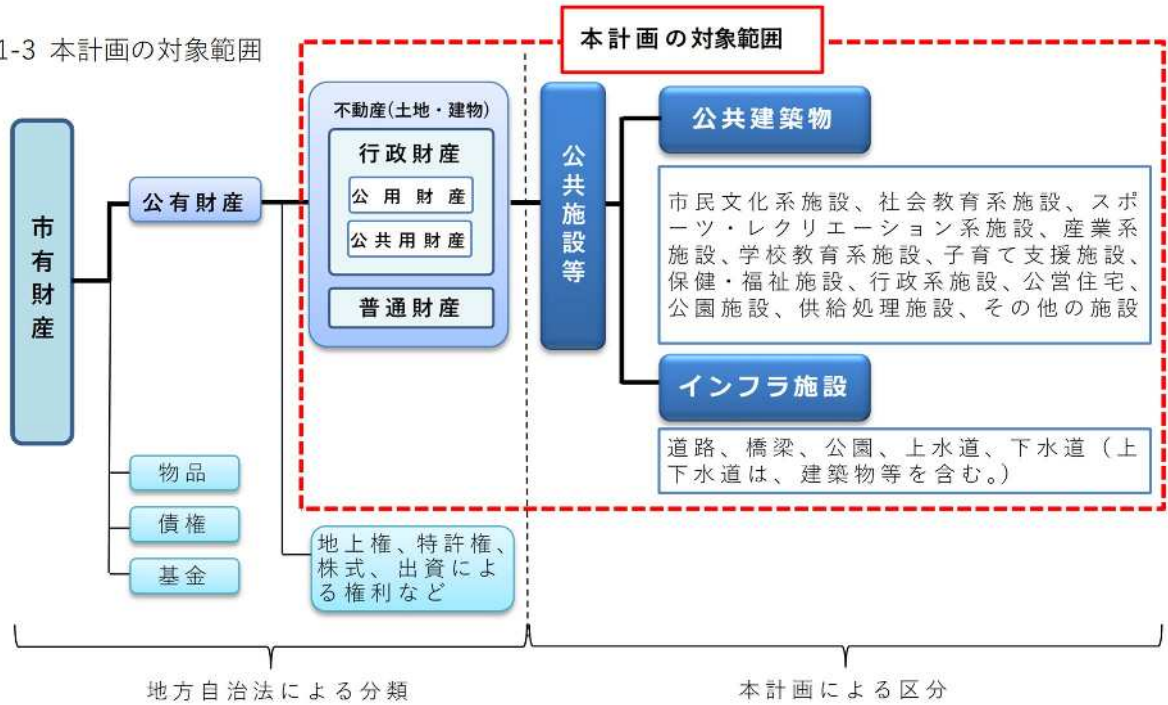
地方公共団体が保有する財産は、地方自治法上、公有財産、物品、債権及び基金に分類されます。公有財産は、不動産（土地・建築物）や地上権、特許権などに分類されます。

本計画では、図 1-3 に示す公有財産のうち不動産に属する行政財産及び普通財産を「公共施設等」として対象範囲とします。

なお、本計画では、「公共施設等」を更に学校、公民館、市営住宅など、いわゆるハコモノに該当する「公共建築物」及び道路、橋梁、公営企業会計施設（上水道、下水道）など、生活や産業の基盤である「インフラ施設」に区分することとします。

公共施設等の敷地や普通財産などの土地は、維持管理や更新等の対象となりませんが、公的不動産として有効活用等の対象となり得ることから、本計画では間接的な対象資産として位置付けます。

図 1-3 本計画の対象範囲



※行政財産：地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することを決定した財産
※公用財産：市が事務又は事業を執行するために直接使用することを目的とする財産（例）庁舎、消防施設など
※公共用財産：住民の一般的共同利用に供することを目的とする財産（例）公民館、図書館、学校、道路、公園など
※普通財産：行政財産以外の公有財産

第2章

公共施設等の現況及び将来の見通し

第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 人口の動向及び将来の見通し

(1) 人口及び世帯数の推移

本市の人口は、1970(昭和45)年頃からの緑が丘などのニュータウン開発により急激に増加しました。国勢調査結果(各年10月1日現在)によると、1995(平成7)年には86,562人(住民基本台帳人口では1997(平成9)年10月末の88,232人)でピークを迎えました。

その後、減少に転じ、2015(平成27)年には77,178人と、20年間で約9,400人(11%)減少しています。

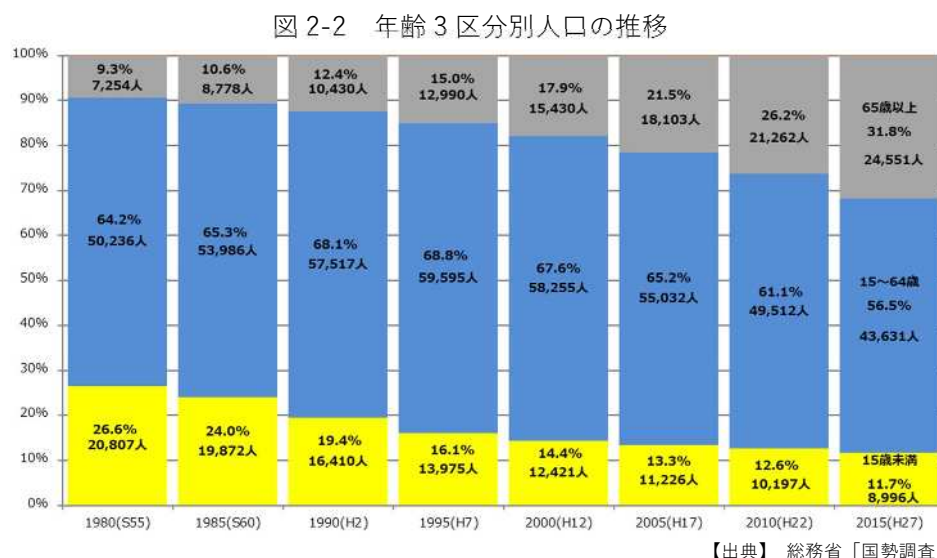
一方、世帯数は増加を続け2015(平成27)年には28,653世帯となっていますが、1世帯当たりの人員は2.7人となっており、世帯の小規模化が進んでいます。



(2) 年齢3区分別人口の推移

2015(平成27)年の年齢3区分別人口割合をみると、年少人口(15歳未満)が11.7%(8,996人)、生産年齢人口(15～64歳)が56.5%(43,631人)、老年人口(65歳以上)が31.8%(24,551人)となっています。

1980(昭和55)年からの推移をみると、年少人口は減少を続ける一方で老年人口は増加を続け、2000(平成12)年には老年人口の人口全体に占める割合が年少人口のそれを上回っています。また、生産年齢人口は、1995(平成7)年をピークに減少を続けています。



(3) 地区別人口

地区別人口の推移を1995(平成7)年からみると、三木、別所、志染、細川、口吉川及び緑が丘の各地区で一貫して減少しています。また、自由が丘及び吉川の両地区は2000(平成12)年を、青山地区は2005(平成17)年を、三木南地区は2010(平成22)年をそれぞれピークにいずれも減少傾向にあります。

2015(平成27)年における地区別の年齢3区分別の人口割合をみると、年少人口の割合は三木南地区を除き減少しています。特に、志染、細川、口吉川、緑が丘及び吉川の各地区で10%以下と少子化が顕著です。生産年齢人口は、青山地区を除き減少しています。老年人口は、三木南及び青山地区を除き30%を超え高齢化が進んでいます。特に、緑が丘地区は39.6%と最も高く、細川地区も39.0%と高齢化が顕著です。

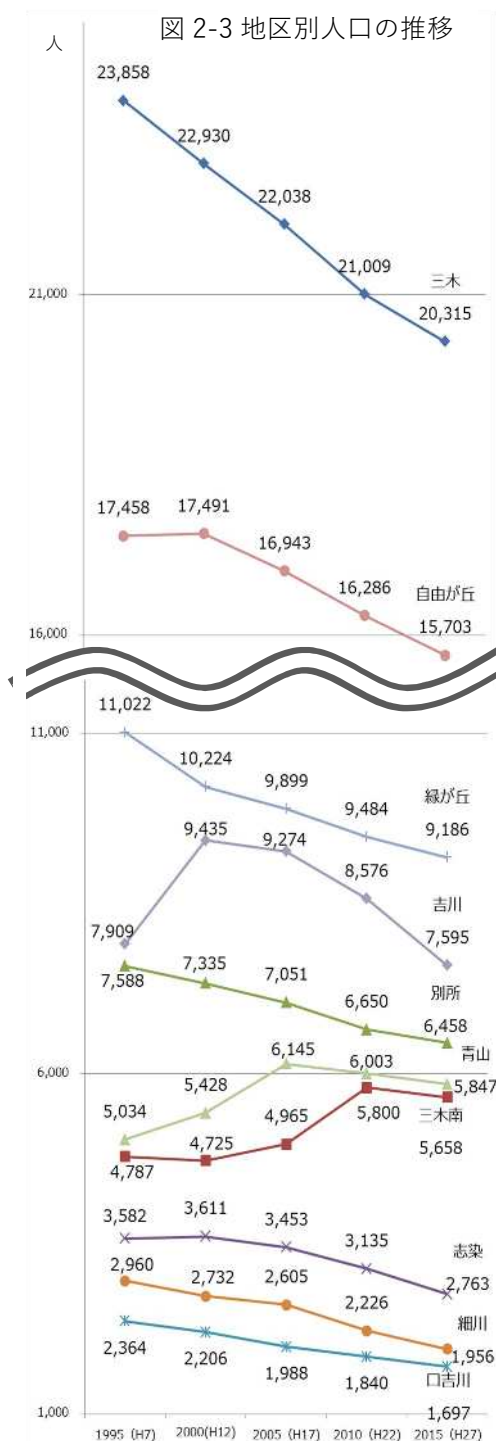
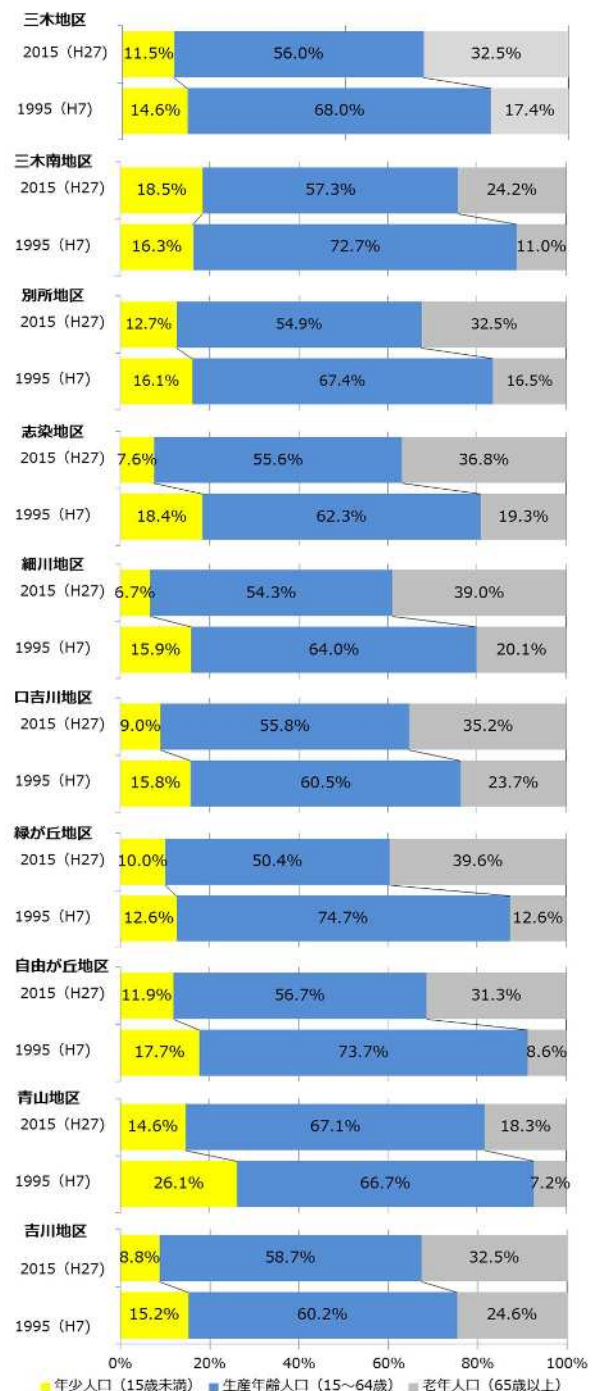


図 2-4 地区別年齢3区分別人口割合の比較



出典：国勢調査 注記：各地区の人口は、国勢調査結果を住民基本台帳人口の集計地区に基づいて集計しました。

(4) 将来人口の見通し

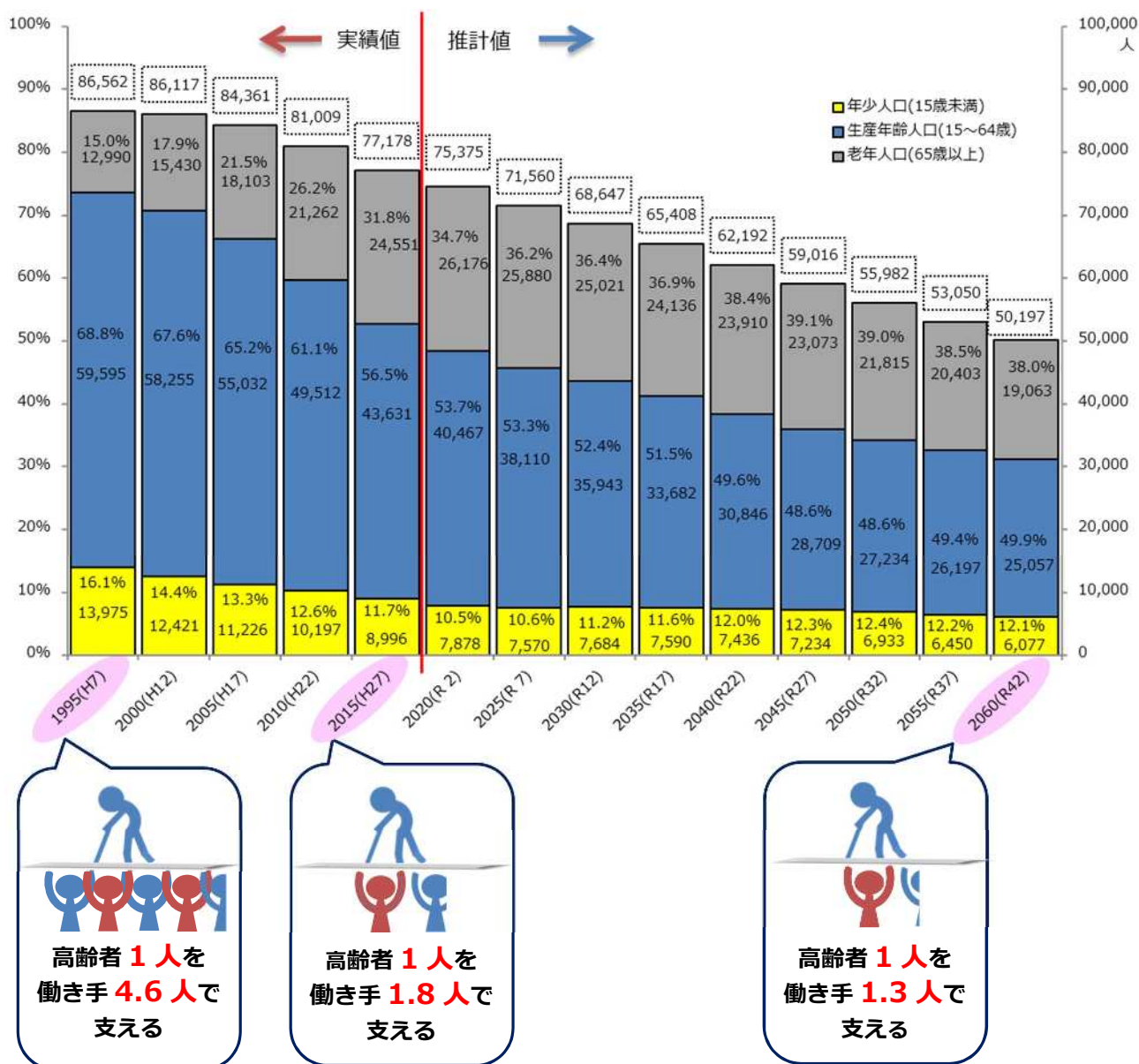
三木市創生計画・人口ビジョンの将来推計では、人口は今後も減少を続け、2060(令和42)年には50,197人となり、2015(平成27)年人口(77,178人)の約65%に当たります。

年齢3区分別の将来推計人口をみると、2060(令和42)年には年少人口が12.1%、生産年齢人口が49.9%に対し老年人口が38.0%となる見通しです。

生産年齢人口(=主な納税者である働き手)及び老年人口(=高齢者)の比をみると、1995(平成7)年では働き手4.6人で1人の高齢者を支えていましたが、2015(平成27)年では働き手1.8人で高齢者1人を支えており2.6倍の負担増となっています。

2060(令和42)年には働き手1.3人で高齢者1人を支えることとなり、1995(平成7)年に比べ3.5倍の負担増となる見通しです。

図 2-5 人口推移及び将来人口推計



実績値：グラフ上端の人口総数には年齢不詳を含んでいるため、年齢階層別人口の合計とは一致しない場合があります。
推計値：表示桁数未満を四捨五入しているため、グラフ上端の人口総数と年齢階層別人口の合計が一致しない場合があります。

【出典】 総務省「国勢調査」、三木市人口ビジョン

【注記】 2015(H27)年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値。2020(R2)年以降は「三木市人口ビジョン」における推計値

2 財政の状況

(1) 普通会計

ア 歳入

普通会計¹⁾の歳入総額は、直近の2020(令和2)年度の決算では413億円となっています。

近年の歳入総額はおおむね300億円前後で推移してきましたが、2020(令和2)年度においては新型コロナウイルス対策関連の特殊事情があるため大きくなっています。

また、歳入総額のうち臨時財政対策債²⁾などを除いた一般財源³⁾は、2020(令和2)年度では192億円と全体の約5割を占めており、近年は約190億円と、ほぼ横ばいで推移しています。

主な自主財源⁵⁾である市税は110億円前後で推移しており、その他の自主財源と合わせ、歳入に占める自主財源の比率は2005(平成17)年度は52%でした。しかしながら、2009(平成21)年度以降は50%を下回り、2020(令和2)年度は36%まで低下しています。

今後は、生産年齢人口(15～64歳)の減少により市税の減収が懸念されます。

一方、依存財源⁶⁾の割合が高くなり、地方交付税、国・県支出金及び市債に依存している傾向にあります。

また、地方交付税⁷⁾は55億円前後で推移し、地方交付税のうち普通交付税は、三木市及び吉川町が合併したことにより、合併後10年間は地方交付税の算定の特例（合併算定替）により加算されてきましたが、2016(平成28)年度以降の5年間で段階的に縮減され、2016(平成28)年度以降の5年間でその有利な特例措置が段階的に縮減されたことから、ここ数年は減少で推移しています。

更に、西日本一のゴルフ場数を誇る本市にとって、貴重な財源であるゴルフ場利用税交付金は、5.3億円(2020(令和2)年度、一般財源の約3%)ですが、同税の存廃についての議論が再燃するおそれもあり、先行きが懸念されます。

今後においても、行政サービスを低下させることなく、安定した行財政運営を行っていくためには、総合計画を着実に進め、人口減少の抑制、企業誘致や産業振興、雇用の場の確保により市税の安定確保を図るとともに、公有財産の有効活用などにより新たな自主財源の確保を図る必要があります。



図 2-7 一般財源比率⁸⁾の推移

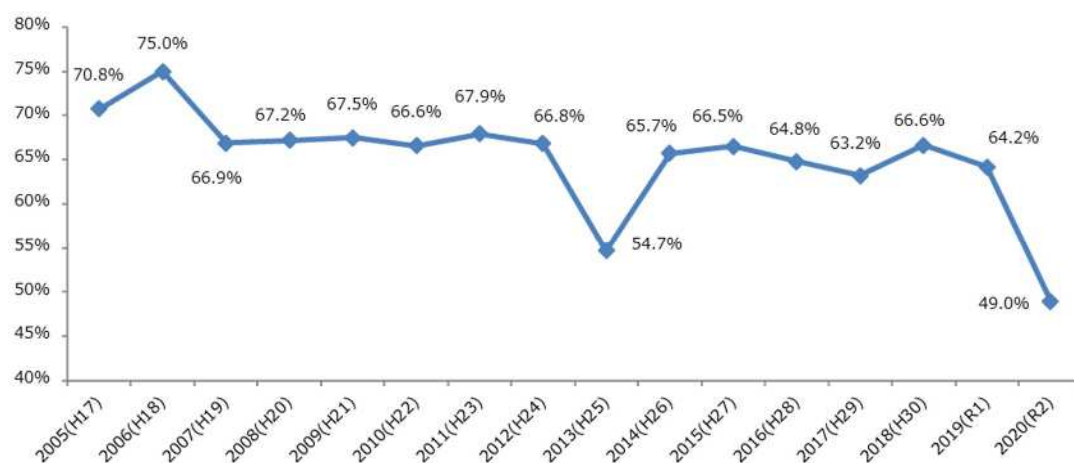


図 2-8 歳入決算額（自主財源と依存財源）の推移

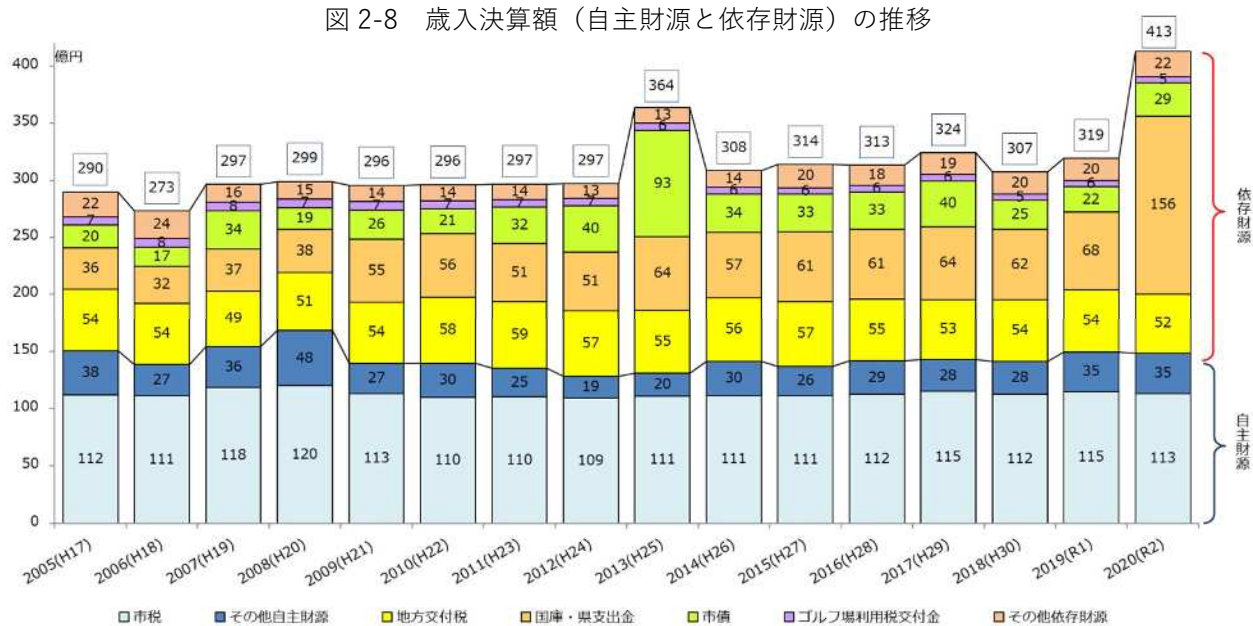
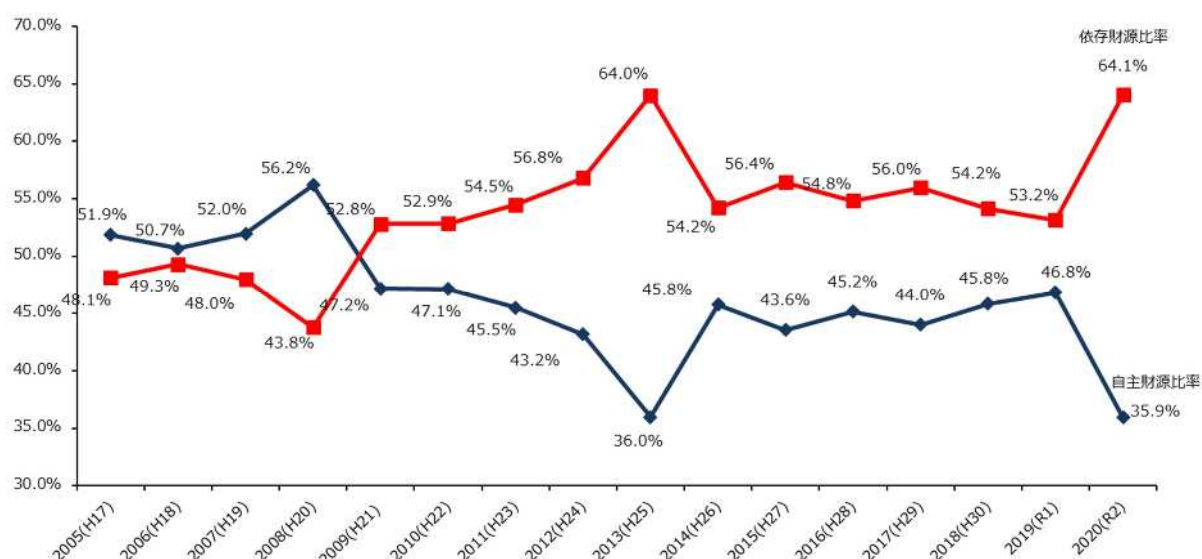


図 2-9 自主財源比率・依存財源比率⁹⁾の推移



イ 歳出

普通会計¹⁾の歳出総額は、直近の2020(令和2)年度の決算では410億円となっています。

近年の歳出総額はおおむね300億円前後で推移してきましたが、2020(令和2)年度においては新型コロナウイルス対策関連の特殊事情があるため大きくなっています。

義務的経費¹⁰⁾のうち扶助費¹²⁾が2005(平成17)年度から2020(令和2)年度までの16年間で約2倍に増加しました。扶助費の90%以上は民生費が占めており、このうち認定こども園の運営費などの児童福祉費が約半分を占め、増加傾向にあります。これは、主に女性の社会進出による子育て支援の必要性が増したことなどが原因と考えられます。また、障害サービス給付などの社会福祉費も増加傾向にあります。

更に、一般会計から社会保障関係特別会計(国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療事業)に繰り出される繰出金¹⁴⁾は、保険給付費の増加に伴い増加傾向にあります。

この結果、扶助費及び繰出金を合わせた社会保障関係経費も1.7倍に増加しています。

一方、職員数の削減により人件費は0.9倍、公債費¹³⁾は0.6倍に減少しました。(図2-11、図2-12)。近年は、おおむね社会保障関係経費の増加分をこれらの減少分で賄ってきた構図となっていました。

しかしながら、人件費は2018(平成30)年度から、公債費は2020(令和2)年度からそれぞれ増加に転じる一方、社会保障関係経費は依然として増加し続けており、これまでの構図が成り立たなくなってきました。

生産年齢人口の減少等による税収の減少や合併による地方交付税の加算特例措置の廃止等により一般財源の増加は望めない中、義務的経費は今後も増加することが見込まれます。

投資的経費¹⁵⁾は、2013(平成25)年度に北播磨総合医療センターの建設への出資などにより総額が68億円と大幅に増加していますが、2005(平成17)年度から2020(令和2)年度までの16年間で平均すると年36億円で推移しています。

今後の公共施設等の維持更新等の財源については、国庫補助金の活用は国に依存するため確実ではなく、また、市債(借金)による整備は将来に負担を先送りすることとなります。厳しい財政状況が予想される中、現状の公共施設の在り方を見直していく必要があります。

図2-10 歳出決算額の推移

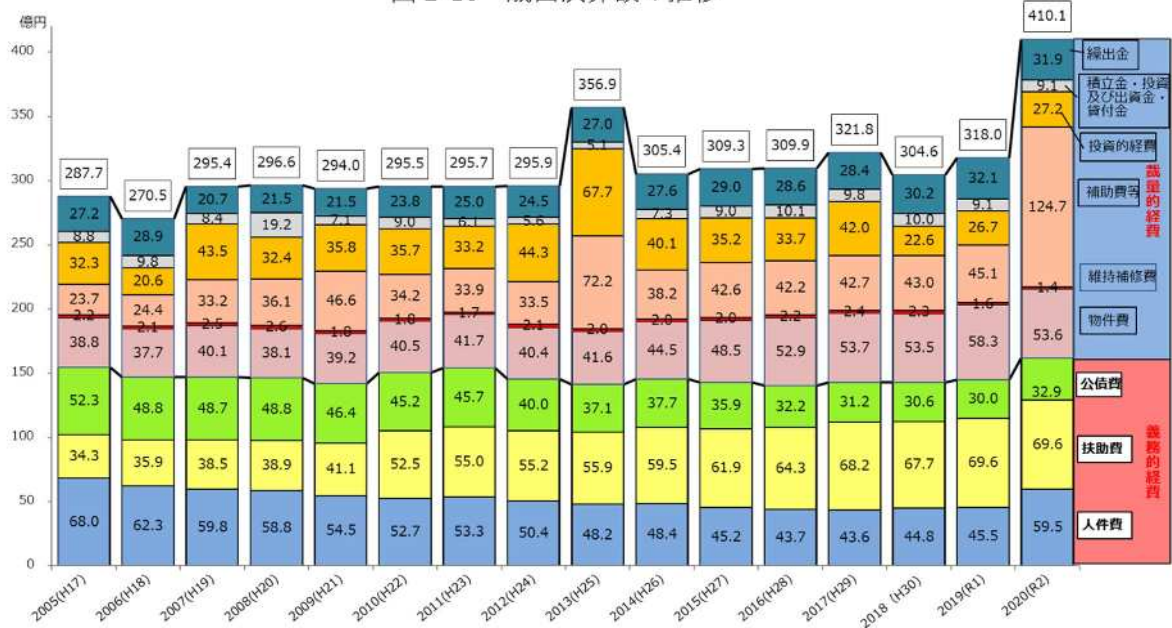
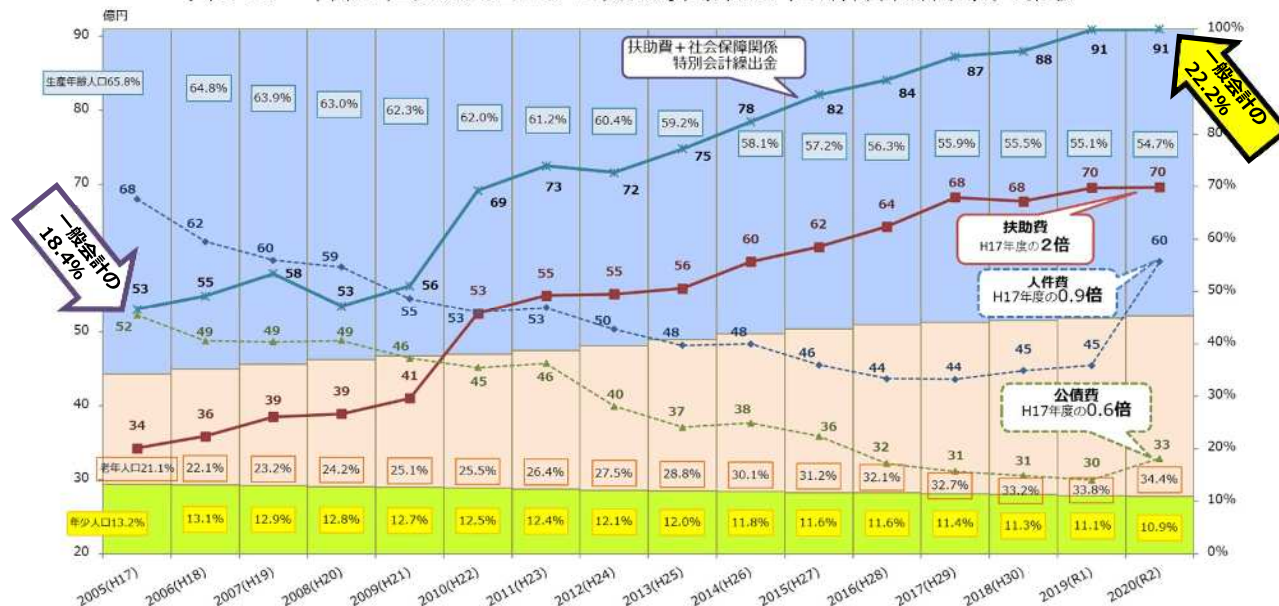
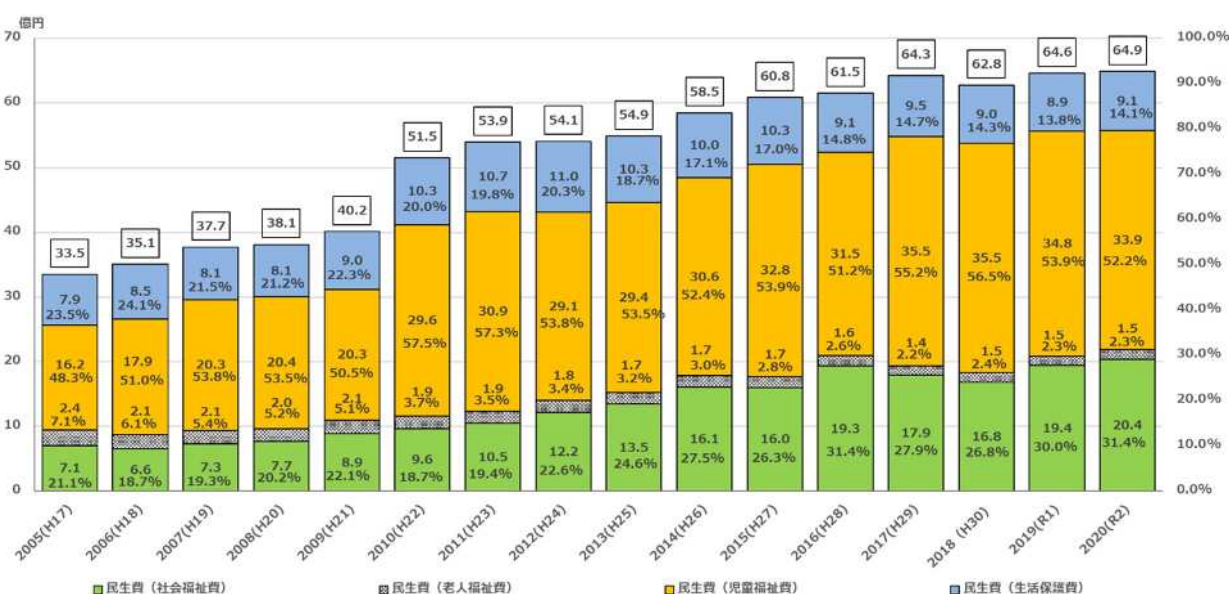


図 2-11 年齢3区分別人口並びに義務的経費及び社会保障関係経費の推移



社会保障関係特別会計繰出金のうち 2007(平成 19)年度までは国民健康保険、介護保険及び老人保健医療事業の合計額。2008(平成 20)年度は国民健康保険、介護保険、老人保健医療事業及び後期高齢者医療事業の合計額。2009(平成 21)年度以降は国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療事業の合計額。

図 2-12 扶助費のうち民生費扶助費の推移



- 1) 普通会計：地方公共団体における地方公営事業会計²⁾以外の会計で、一般会計（教育や福祉、公共施設の整備、運営など行政運営の基本的会計）のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のもの（三木市の場合は学校給食事業特別会計）の純計額。個々の地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっているため、財政状況の統一的な把握及び比較が困難であることから、地方財政状況調査上、便宜的に用いられる会計区分。
- 2) 臨時財政対策債：一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度地方交付税に算入されることとなっています。なお、臨時財政対策債は、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっています。
- 3) 一般財源：財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいう。地方税、地方譲与税、地方交付税（臨時財政対策債を含む。）、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、自動車取得税交付金等の合計額。
- 4) 特定財源：財源の用途が特定されているものをいう。国・県支出金、地方債、分担金及び負担金、使用料及び手数料などがこれに当たる。

- 5) 自主財源：地方公共団体が自主的に収入できる財源で、市税、分担金・負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入が該当する。
- 6) 依存財源：国や県で決定された額を交付・割り当てられた収入で、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国庫支出金、県支出金及び市債が該当する。
- 7) 地方交付税：地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、地方行政の計画的な運営を保障するため、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合並びに地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。地方交付税には、財源が不足する団体に交付される「普通交付税」及び災害等の特別な需要に対して交付される「特別交付税」がある。
- 8) 一般財源比率：歳入総額に占める一般財源の割合。割合が高いほど、財政の自主性（財政支出の選択範囲が広まる）かつ財政の弾力性（収入の変動に対する財政運営の適応力）が強まる。
- 9) 自主財源比率・依存財源比率：自主財源の額、依存財源の額それぞれが歳入総額に占める割合。自主財源比率が高いほど財政運営の自主性及び安定性が確保できる。
- 10) 義務的経費：人件費、扶助費及び公債費からなり、法律で義務付けられ任意に縮減できない経費
- 11) 裁量的経費：政策によって柔軟に見直しができる裁量性の高い経費
- 12) 扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、障害者などへの支援に要する経費
- 13) 公債費：市債の償還や利子の支払いに要する経費
- 14) 繰出金：普通会計と公営事業会計との間又は特別会計相互間において支出される経費
- 15) 投資的経費：経費支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費（普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費）

(2) 公営企業会計

本市には、地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業を行うため、本市が経営する企業活動として水道事業及び下水道事業があります。地方公営企業は、公共の福祉の増進を本義としつつ、事業収入で事業費用を賄う独立採算による経営が原則です。

両事業とも地方公営企業法の適用を受け、公営企業会計による会計処理を行っています。公営企業会計は、普通会計などが行う官公庁会計方式（現金の収支の事実に基づき会計記録を行う現金主義会計）に対し、公営企業会計方式（現金の収支の有無にかかわらず経済活動の発生に基づき会計記録を行う発生主義会計）を採用しています。

なお、公営企業会計は、提供するサービスの料金収入とそれに要する費用など日々の営業活動に係る収支である「収益的収支」及び建設改良等の資産形成・投資活動に係る収支である「資本的収支」の2本立ての構成となっています。

ア 水道事業会計

(ア) 収益的収支

水道事業会計の収益的収支は、2005(平成17)年度から2019(令和元)年度までの15年間に年平均総収入17.5億円、総支出16.6億円で推移しており、いずれの年度も純損益は黒字を確保してきました。

しかしながら、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症対策として半年間の水道料金の減免実施という特殊事情があったため、8千万円の赤字となりました。

営業損益では、営業収益の9割以上を占める給水収益は、「普及率」¹⁾及び「1日1人当たり使用量」がピークとなった2007(平成19)年度に15.9億円を計上しましたが、その後は減少傾向にあり、2019(令和元)年度は14.9億円で、2020(令和2)年度は10.1億円となりました。人口減少に伴う給水人口及び給水量の減少に加え、2020(令和2)年度は新型コロナウイルス感染症対策として水道料金の減免実施という特殊事情が給水収益減少の大きな要因となっています。

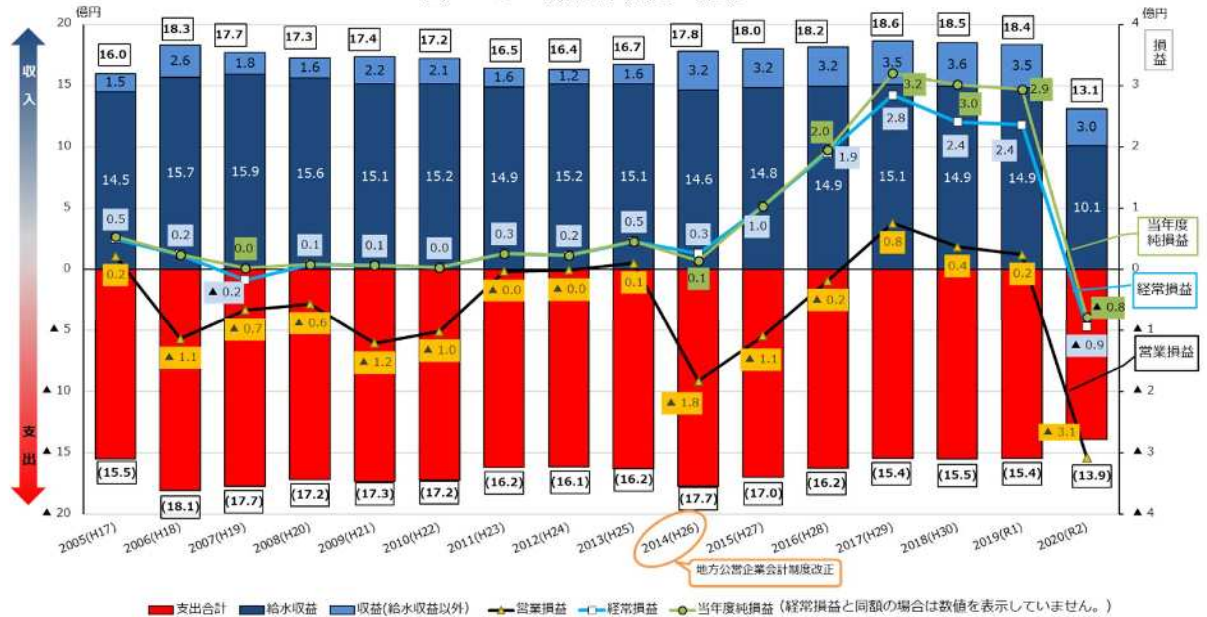
営業費用は、人件費や動力費などの削減により減少傾向にあり、加えて、2020(令和2)年度は県水料金の免除があり減少幅が大きくなりました。

その結果、営業損益は2017(平成29)年度以降、黒字が続いていましたが、2020(令和2)年度は赤字となりました。

経常損益では、公営企業会計制度の改正に伴い、2014(平成26)年度から施設整備時に交付された補助金等（長期前受金）が減価償却の対象となり、減価償却見合い分を順次収益化（長期前受金戻入）することとなったため営業外収益が大きく増加しています。営業外費用は、企業債の順調な減少により支払利息が2017(平成29)年度以降、皆減しました。

その結果、2007(平成19)年度を除き2019(令和元)年度までは経常損益は黒字で推移してきましたが、2020(令和2)年度は赤字となりました。

図 2-13 収益的収支の推移



- 1) 普及率：行政区域内人口に対する給水人口の割合で、本市の場合、平成18年度にピークの99.8%となり、令和2年度末現在ではこの割合を維持しています。

(イ) 資本的収支

水道事業会計の2005(平成17)年度から2020(令和2)年度までの16年間にわたる資本的収支は、年平均総収入1.5億円、総支出6.7億円で推移しています。

収入のうち借入金である企業債は発行がないため、計上はありません。

支出のうち施設の更新等の費用である建設改良費は、年平均5.3億円となっています。

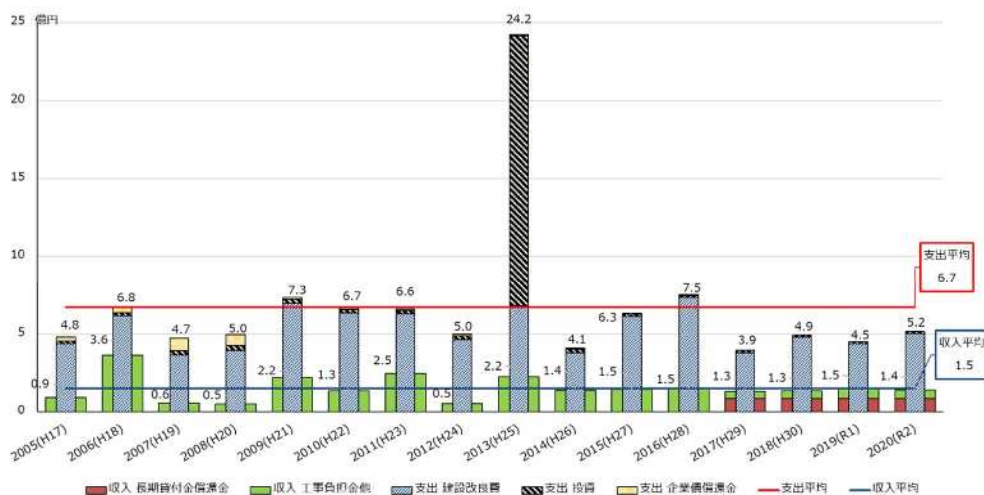
投資は、2013(平成25)年度に旧三木市民病院の清算のための資金として病院事業清算特別会計に貸し付けた長期貸付金を計上したため、同年度が突出しています。

なお、2014(平成26)年度から貸付金が返済されているため長期貸付金償還金を収入に計上しています。

企業債償還金は、2016(平成28)年度に企業債の償還が終了したため2017(平成29)年度以降の計上はありません。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税等資本的収支調整額、減債積立金、減価償却費などの損益勘定留保資金で補填しています。

図 2-14 資本的収支の推移



イ 下水道事業会計

下水道事業会計は、2007(平成19)年度から公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を、2009(平成21)年度から農業集落排水事業をそれぞれ公営企業会計により会計処理しています。

(ア) 収益的収支

下水道事業会計の2007(平成19)年度から2020(令和2)年度までの14年間における収益的収支の年平均は、総収入23.0億円、総支出22.1億円で推移しており、2007(平成19)年度を除き純損益は黒字を確保しています。

営業損益では、営業収益の9割以上を占める下水道使用料は、「普及率」¹⁾及び「水洗化人口」²⁾の増加に伴い増加してきましたが、2017(平成29)年度の11.9億円をピークに減少に転じ、2020(令和2)年度は11.7億円となりました。また、雨水処理負担金として一般会計からの繰入れがあります。

営業費用は、公営企業会計制度の改正に伴い、2014(平成26)年度から減価償却費が大きく増加しています。

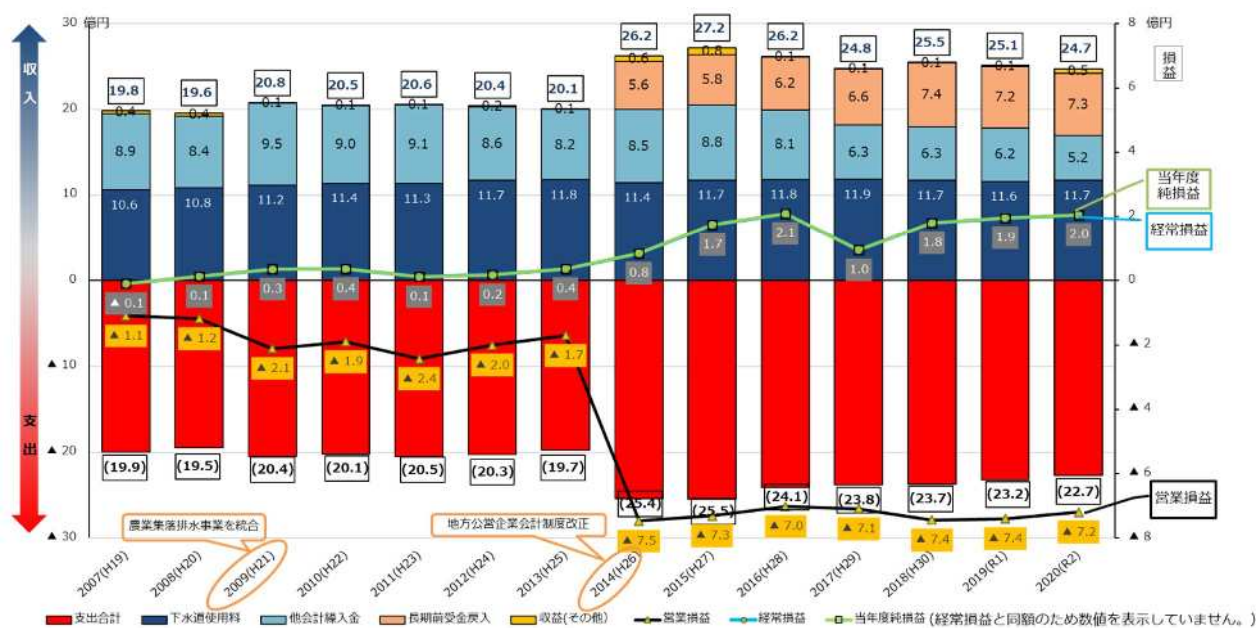
その結果、営業損益は2007(平成19)年度から2013(平成25)年度までは年平均1.8億円の赤字でしたが、2014(平成26)年度から2020(令和2)年度までは年平均7.3億円に赤字が拡大しています。

経常損益では、営業外収益が一般会計からの繰入れ(他会計繰入金、年平均7.9億円)に加え、2014(平成26)年度から長期前受金戻入(年平均6.6億円)の計上により大きく増加しています。

営業外費用は、企業債の支払利息がほとんどを占めており、その額は年々減少しています。

その結果、2007(平成19)年度を除き経常損益は黒字で推移しており、2007(平成19)年度から2013(平成25)年度までは年平均0.2億円の黒字でしたが、2014(平成26)年度から2020(令和2)年度までは年平均1.6億円に黒字が拡大しています(純損益も同様)。

図 2-15 収益的収支の推移



1) 普及率：行政区域内人口に対する供用開始区域内人口の割合で、本市の場合、令和2年度末では90.7%となっています。
2) 水洗化人口：排水設備等を設置し、下水道を利用している人口。

(イ) 資本的収支

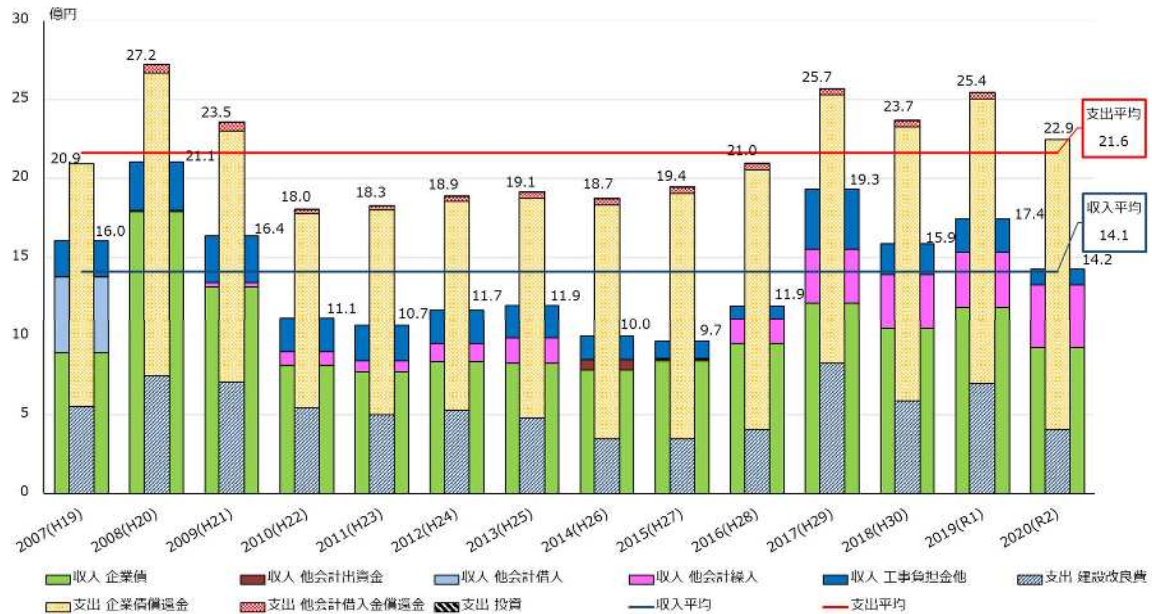
下水道事業会計の2007(平成19)年度から2020(令和2)年度までの14年間における資本的収支は、年平均総収入14.1億円、総支出21.6億円で推移しています。

収入は、企業債発行による額が最も多く、年平均10.1億円となっています。

支出のうち企業債償還金が最も多く年平均15.8億円、次いで、建設改良費が年平均5.5億円となっています。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、当年度分消費税等資本的収支調整額、減債積立金、減価償却費などの損益勘定留保資金で補填しています。

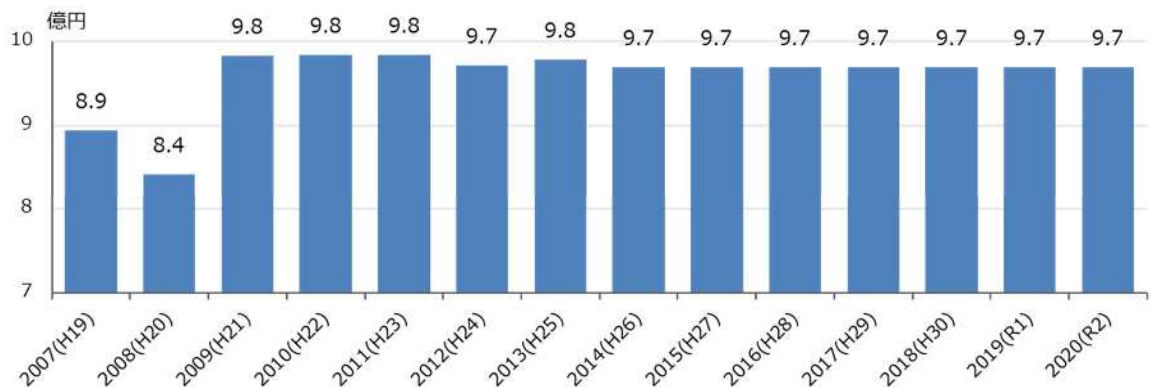
図 2-16 資本的収支の推移



(ウ) 他会計繰入金

下水道事業では、汚水処理は使用料で、雨水処理は公費で負担する雨水公費・汚水私費の原則があります。ただし、下水道の公共的役割に鑑み、また、使用料が著しく高額となることを避けるため、汚水に係る費用の一部及び資本費の一部を公費で負担する考え方にに基づき、約10億円の繰入金を一般会計から受けていることにより本市の下水道事業の経営が成り立っている側面があります。

図 2-17 一般会計繰入金の推移（収益的収入及び資本的収入の合計）



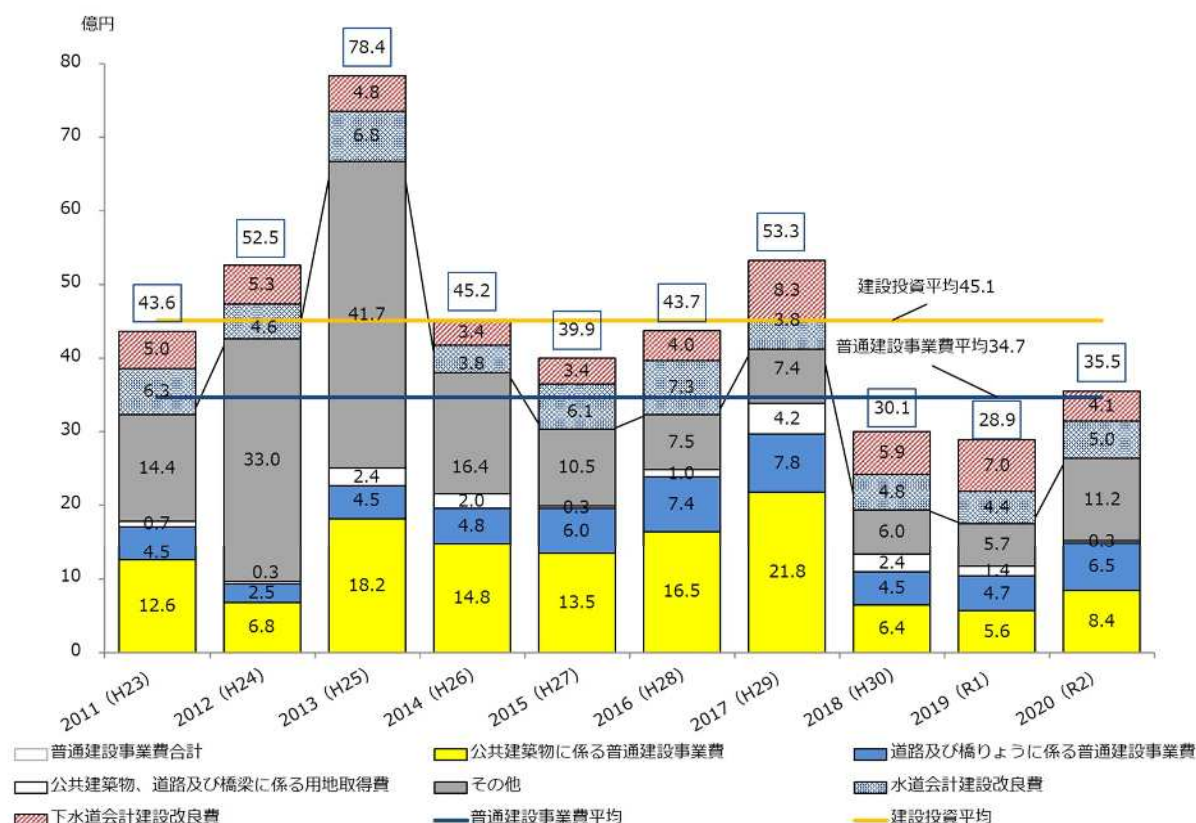
(3) 建設投資

公共施設等の改修・更新等の建設事業に要した費用（建設投資）は、普通会計における投資的経費のうちの普通建設事業費及び公営企業会計における資本的支出のうちの建設改良費が該当します。

2011(平成23)年度から2020(令和2)年度までの10年間の普通建設事業費は年平均34.7億円となっています。特に、2012(平成24)年度及び2013(平成25)年度は北播磨総合医療センター建設のため、その他事業費が大きく増加しています。また、2017(平成29)年度は総合体育館の新築工事のため公共建築物に係る普通建設事業費が増加しています。

建設改良費は、水道事業が年平均5.4億円、下水道事業が年平均5.3億円となっています。これらは、主として、管渠の更新及び長寿命化のための事業費です。

図 2-18 建設投資（普通建設事業費及び建設改良費）の推移



(単位: 千円)

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	平均
公共建築物に係る普通建設事業費①	1,262,909	682,557	1,816,536	1,480,998	1,350,602	1,646,497	2,180,157	640,557	563,768	839,801	1,246,438
道路及び橋りょうに係る普通建設事業費②	449,288	248,641	451,554	479,705	604,365	735,087	782,401	454,418	469,946	649,278	532,468
公共建築物、道路及び橋梁に係る用地取得費③	74,184	30,318	239,380	196,807	32,698	99,936	421,618	238,818	141,451	29,665	150,488
その他④	1,443,626	3,300,859	4,165,157	1,638,806	1,046,956	747,376	737,127	604,276	574,800	1,121,417	1,538,040
普通建設事業費合計 ①+②+③+④=⑤	3,230,007	4,262,375	6,672,627	3,796,316	3,034,621	3,228,896	4,121,303	1,938,069	1,749,965	2,640,161	3,467,434
水道会計建設改良費⑥	630,761	464,767	682,926	380,296	613,217	734,142	380,461	478,323	436,534	503,722	530,515
下水道会計建設改良費⑦	499,883	525,689	480,233	344,097	344,948	404,188	825,567	589,703	700,555	409,124	512,399
建設投資合計 ⑤+⑥+⑦	4,360,652	5,252,831	7,835,786	4,520,709	3,992,785	4,367,226	5,327,330	3,006,095	2,887,054	3,553,007	4,510,348

(4) 市債及び基金

ア 市債

市債(普通会計における市債及び公営企業会計における公営企業債)の2005(平成17)年度からの各年度の発行額及び残高の推移は、図2-19に示すとおりです。

普通会計における市債残高は、2005(平成17)年度の市町合併時から2011(平成23)年度までは償還額が発行額を上回って推移したため約95億円減少しました。

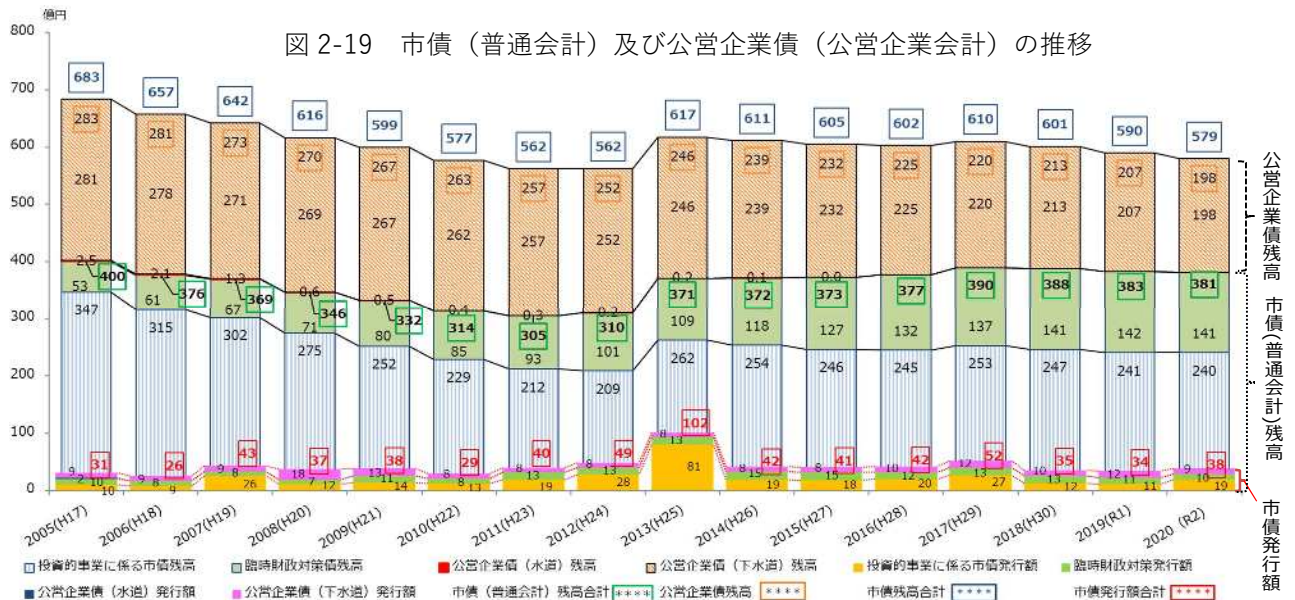
しかしながら、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債¹⁾の発行が年々増加する中、2012(平成24)年度には増加に転じ、2013(平成25)年度には前年度より約61億円増加しました。その後も増加傾向にあり、2020(令和2)年度は約381億円となっています。

公共施設等の整備などの投資的事業に係る市債は、合併特例債²⁾などの有利な市債を活用するとともに、必要最小限の発行に抑制してきたため、2012(平成24)年度には残高は約209億円となり合併年度より約138億円減少しました。しかしながら、2013(平成25)年度は、旧市民病院の赤字清算及び北播磨総合医療センター建設の最終年度が重なり、残高は262億円で前年度より約53億円増加しました。

その後、2014(平成26)年度から2017(平成29)年度にかけて中央図書館や総合体育館などの大型施設を整備したため、2020(令和2)年度の残高は約240億円と高止まりで推移しています。

公営企業債のうち水道事業債は、2006(平成18)年度以降、新規発行はなく、2015(平成27)年度で償還も終了し、2020(令和2)年度の残高はありません。

下水道事業債は、平成元年から平成10年代にかけての大規模投資により、現在でも多額の残高がある状況です。しかしながら、近年は大規模投資はなく、償還額を上回らないよう発行額を管理していることから残高は年々減少しており、2020(令和2)年度の残高は198億円となっています。



1) 臨時財政対策債:一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第5条の特例として発行される地方債。この臨時財政対策債の元利償還金相当額については、その全額が後年度に地方交付税に算入されることとなっています。なお、臨時財政対策債は、通常の地方債とは異なり、一般財源として取り扱うこととなっています。

2) 合併特例債:合併により新市まちづくり計画に位置付けられた事業の財源とするため発行できる地方債。事業経費の95%に充当することができ、元利償還額の70%が後年度において普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっています。

イ 基金

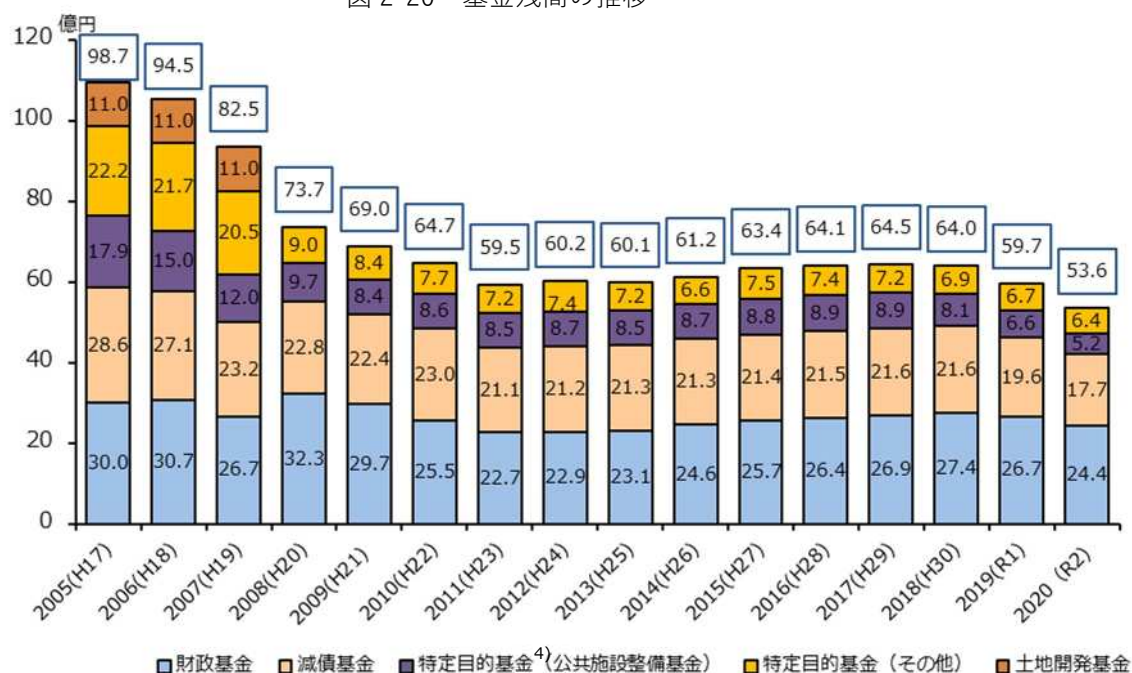
市の貯金に当たる基金の一般会計における2005(平成17)年度からの各年度の残高の推移は、図2-20に示すとおりです。

経済事情の著しい変動などによる財源不足を補う(赤字補填)ための財政基金³⁾及び減債基金⁴⁾は、2005(平成17)年度から2011(平成23)年度までの6年間で合計約15億円減少しましたが、2012(平成24)年度以降2018(平成30)年度までの間は赤字補填のための取崩しはなく、財政基金、減債基金ともに増加傾向で推移し、2018(平成30)年度末の残高はそれぞれ約27億円、約22億円となりました。

しかしながら、2019(令和元)年度において8年ぶりに財政基金を1億円、減債基金を2億円取り崩し、2020(令和2)年度においても財政基金を2.5億円、減債基金を2億円取り崩したため、2020(令和2)年度末残高はそれぞれ約24億円、約18億円となっています。

また、公共施設の整備や社会福祉事業などの特定の目的に充てる特定目的基金は、2005(平成17)年度から2011(平成23)年度まで毎年度減少を続け、6年間で約13億円減少しましたが、2012(平成24)年度から2017(平成29)年度までの6年間は年度間の増減はあるものの、残高は年度平均16億円と安定していました。しかしながら、2018(平成30)年度からは減少が続いています。

図2-20 基金残高の推移



3) 財政基金:地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための貯金。

4) 減債基金:将来における借入金(市債)の返済を計画的に行うための貯金。

(5) 財政指標

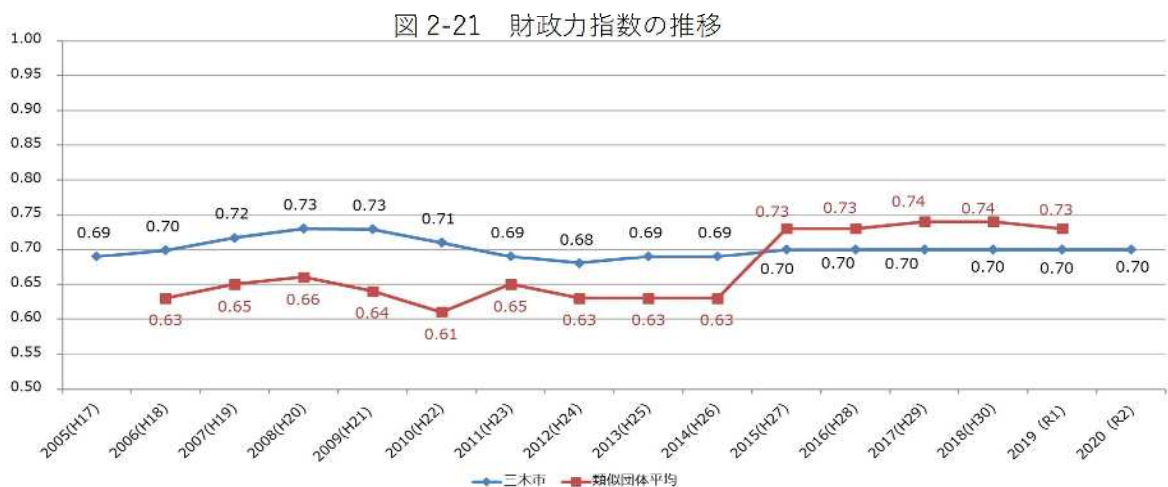
ア 財政力指数

財政力指数は地方公共団体の財政力の強弱を示す指数で、基準財政収入額¹⁾を基準財政需要額²⁾で除して得た数値の過去3年間の平均値です。財政力指数が高いほど財源に余裕があるといえます。

本市の財政力指標は、おおむね0.7程度で推移しています。類似団体³⁾平均と比較すると、2014(平成26)年度までは本市がやや高い水準で推移してきましたが、2015(平成27)年度からはやや低い水準で推移しています。

これは、市税や交付金の増収等により基準財政収入額が増加する一方で高齢化の進展により社会保障費が増加し、基準財政需要額も同様に増加しているためと考えられます。

2020(令和2)年度の類似団体平均が未公表のため、2019(令和元)年度で比較すると、本市の値は0.70で類似団体平均の0.73をやや下回り、93団体中高いほうから46番目となっています。また、全国平均の0.51、兵庫県平均の0.61を上回っています。



【出典】 総務省「地方財政状況調査関係資料（財政状況資料集）」

イ 経常収支比率

経常収支比率は地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源(経常一般財源⁴⁾)、減収補填債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかをみるもので、比率が高いほど財政構造の硬直化(建設事業などの臨時的な事業に取り組む余裕がなくなる状態)が進んでいることを表します。

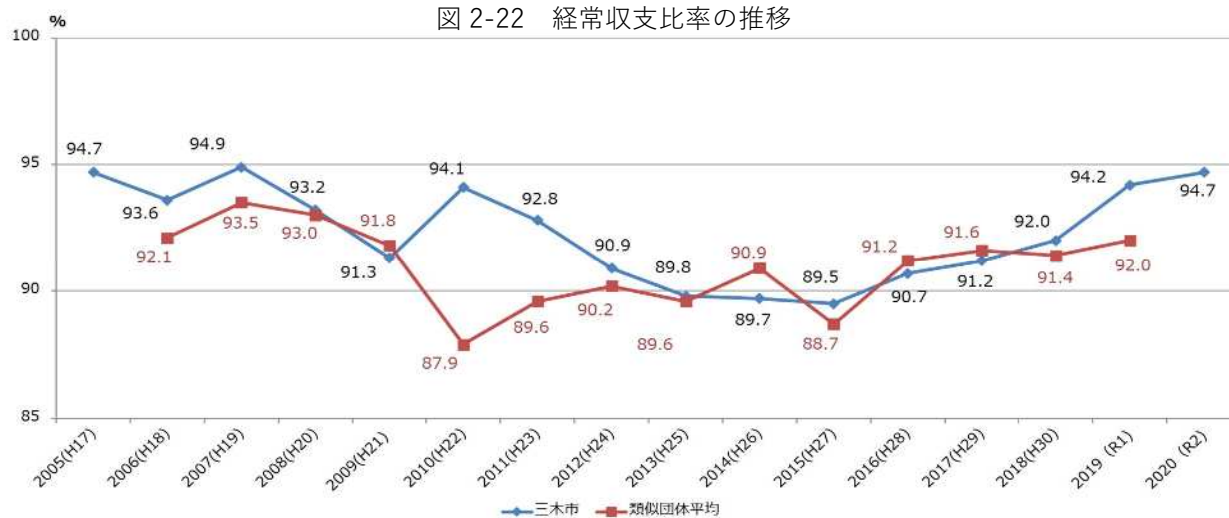
本市の経常収支比率は、2012(平成24)年度までは人件費や公債費の縮減に努める中、扶助費などの増加により90%以上で推移してきましたが、2013(平成25)年度から2015(平成27)年度にかけては人件費及び公債費の縮減効果が現れ90%未満となりました。しかしながら、2016(平成28)年度には再び90%以上となり上昇傾向にあり、2020(令和2)年度では94.7%と2005(平成17)年度の市町合併時の水準まで上昇しました。

これは、少子高齢化に伴う扶助費の増加などが主な要因であると考えられます。

類似団体平均と比べると、本市の値は2014(平成26)年度を除き、類似団体平均とほぼ同程度又はそれを上回る値で推移しています。

2020(令和2)年度の類似団体平均が未公表のため、2019(令和元)年度で比較すると、本市の値は94.2%で類似団体平均の92.0%を上回り、93団体中低いほうから63番目となっています。また、全国平均の93.6%を上回り、兵庫県平均の95.2%を下回っています。

図 2-22 経常収支比率の推移



ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金⁵⁾の標準財政規模⁶⁾に対する比率の過去3年間の平均値で、借入金（地方債）の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化したものです。財政全体における借入金返済の負担の大きさを示し、資金繰りの程度を示す指標ともいえます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準（財政状況が悪化し、自主的・計画的に健全化を図るべき基準）は市町村・都道府県ともに25%、財政再生基準（著しい財政状況の悪化により自主的に健全化が図られないと判断される基準）は市町村・都道府県ともに35%とされています。

本市の実質公債費比率は、市債の新規発行の抑制や近年の借入金利の低下により毎年度減少を続け、2005(平成17)年度の18.6%から2020(令和2)年度の3.5%へ15.1ポイント減少しています。

しかしながら、合併後の大型施設の整備に充てた合併特例債などの償還がピークを迎えていることに加え、今後ごみ処理施設の更新や学校施設の長寿命化などの大型事業が予定されており、実質公債費比率も増加していくと見込まれます。

類似団体平均と比べると、本市の値は2012(平成24)年度まではほぼ同程度でしたが、2013(平成25)年度からは下回って推移しています。

2020(令和2)年度の実質公債費比率が未公表のため、2019(令和元)年度で比較すると、本市の値は3.1%であり類似団体平均の6.6%より3.5ポイント少なく、93団体中低いほうから19番目となっています。また、全国平均の5.8%、兵庫県平均の6.2%を下回っています。

図 2-23 実質公債費比率の推移



エ 将来負担比率

将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことで、地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来的な財政圧迫の可能性の度合いを示す指標ともいえます。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における早期健全化基準については、市町村（政令指定都市を除く。）は350%とされています。

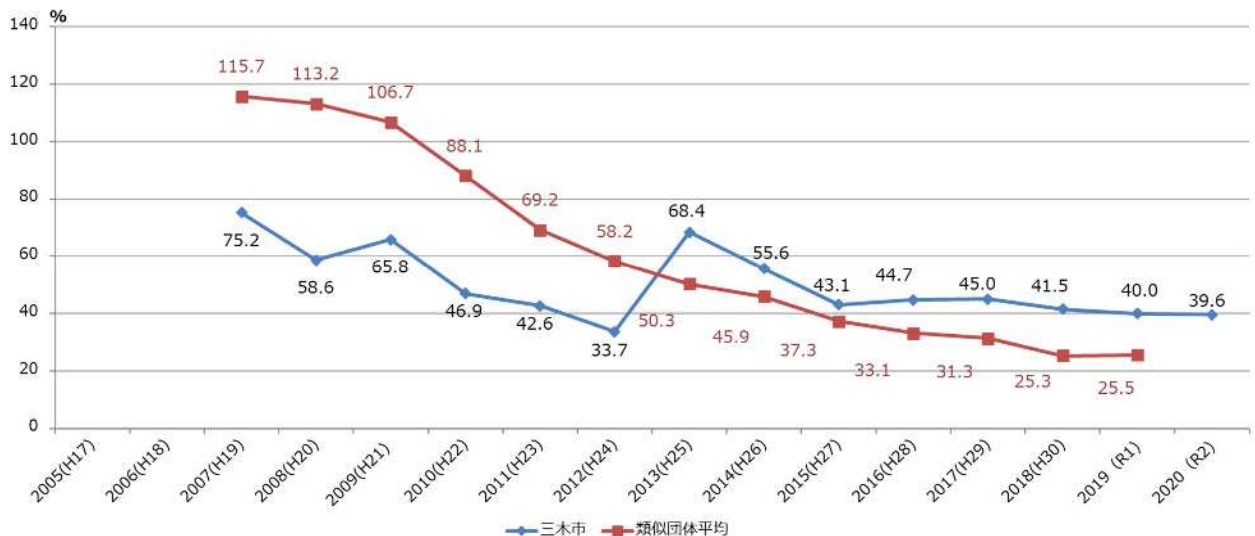
本市の将来負担比率は、職員数の減による退職手当負担見込額の減少や市債残高の減少などにより、2007(平成19)年度から2012(平成24)年度までで41.5ポイント減少しました。

続く2013(平成25)年度は第三セクター等改革推進債や北播磨総合医療センター建設のための病院事業債など、大型事業のための市債発行により増加しましたが、それ以降は減少傾向が続いています。

類似団体平均と比べると、本市の値は2012(平成24)年度までは類似団体の平均値を大きく下回って推移してきましたが、2013(平成25)年度からは上回って推移しています。

2020(令和2)年度の類似団体平均が未公表のため、2019(令和元)年度で比較すると、本市の値は40.0%と類似団体平均の25.5%より15.5ポイント高く、93団体中低いほうから56番目となっています。また、全国平均の27.4%を上回り、兵庫県平均の41.5%を下回っています。

図 2-24 将来負担比率の推移



【出典】 総務省「地方財政状況調査関係資料（財政状況資料集）」

- 1) 基準財政収入額:各地方公共団体の財政力を合理的に測定するため、標準的な状態で見込まれる税収入等を一定の方法により算定した額。
- 2) 基準財政需要額:各地方公共団体が標準的水準でその行政を執行するために必要な経費のうち、一般財源をもって賄うべき額を一定の合理的な方法で測定したもので、普通交付税の算定基礎となる。
- 3) 類似団体:全市区町村を指定都市、中核市、特例市、特別区、その他の一般市及び町村に区分し、その他の一般市は人口規模及び産業構造により16類型に区分されている。三木市は、令和元年度、「Ⅱ-2」（人口規模5万人以上10万人未満、2次産業+3次産業90%以上、3次産業65%未満の市）に属する。同類型は93団体。
- 4) 経常一般財源:毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されない収入。具体的には、地方税（都市計画税等を除く。）、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金、地方特別交付金、普通交付税、交通安全対策特別交付金並びに経常的に収入される使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち使途の特定されないもの。
- 5) 準元利償還金:一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てられたものや一時借入金の利子など。
- 6) 標準財政規模:地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額。

3 公共施設等の現況

(1) 公共建築物

ア 施設分類

公共建築物は、財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が提供する公共施設更新等費用試算ソフト仕様書の分類表に準拠し、下表のとおり施設類型を分類しています。

また、施設名欄には中分類ごとの対象施設を表示しています。

施設類型		施設名
大分類	中分類	
市民文化系施設	集会施設	市立公民館、三木コミュニティスポーツセンター、福井コミュニティセンター、市民活動センター、別所ふるさと交流館、まなびの郷みずほ、総合隣保館、地区集会所
	文化施設	文化会館
社会教育系施設	図書館	中央図書館、青山図書館、吉川図書館
	博物館等	旧玉置家住宅、旧小河家別邸、金物資料館、堀光美術館、みき歴史資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	市民体育館、勤労者体育センター、三木山総合公園、吉川総合公園、吉川体育館、屋内ゲートボール場、弓道場、緑が丘スポーツ公園管理棟
	レクリエーション施設 観光施設	三木ホースランドパーク、三木鉄道ふれあい館、別所ゆめ街道休憩所、みの川会館
	保養施設	温泉交流館
産業系施設	産業系施設	山田錦の館、道の駅みき、かじやの里メッセみき、農産物工房、別所ゆめ街道飲食物産館、勤労者福祉センター（サンライフ三木）
学校教育系施設	小学校	小学校
	中学校	中学校
	特別支援学校	三木特別支援学校
	その他教育施設	学校給食調理場、教育センター
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	幼稚園、認定こども園、保育所
	幼児・児童施設	アフタースクール、児童センター、吉川児童館、わんぱく広場管理棟
保健・福祉施設	高齢者福祉施設	デイサービスセンター在宅介護支援センター、高齢者福祉センター、地域包括支援センター西部サブセンター
	障害福祉施設	障害者総合支援センターはばたきの丘、共同作業所、星陽やすらぎセンター、やすらぎ工房、こども発達支援センター
	保健施設	総合保健福祉センター、吉川健康福祉センター
行政系施設	庁舎等	本庁舎、吉川支所
	消防施設	消防本部、消防署広野分署、消防署吉川分署、消防団器具庫等
	その他行政系施設	水防倉庫、備蓄倉庫
公営住宅	公営住宅	市営住宅
公園	公園	公園トイレ等
供給処理施設	供給処理施設	清掃センター、吉川クリーンセンター、クリーンセンター
その他	その他	ハートフルプラザ、みきやま斎場、市民トイレ、M I K I夢ステーション、自由が丘中公園バス待合施設、シルバー人材センター、地区共同作業所、選挙管理委員会倉庫、その他用途廃止施設等

イ 保有状況

本市の公共建築物の保有量は、2021(令和3)年3月31日現在で210施設、総延床面積32万5千㎡、市民1人当たりでは4.27㎡となっています。

施設類型別延床面積では学校教育系施設（小中学校など）が41.8%と最も多く、次いで、市民文化系施設（公民館などの集会施設等）が11.8%、公営住宅が9.8%で、これらで全体の63%を占めています。

表2-1 施設類型別保有状況 (2021年3月31日現在 住民基本台帳人口:76,121人)							
大分類	中分類	施設数	延床面積 (㎡)	大分類 施設数	延床面積 (大分類計) (㎡)	割合 (%)	市民1人当たり 延床面積 (㎡/人)
市民文化系施設	集会施設	27	29,962.90	28	38,282.33	11.77%	0.50
	文化施設	1	8,319.43				
社会教育系施設	図書館	3	3,276.17	8	6,847.39	2.10%	0.09
	博物館等	5	3,571.22				
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	8	19,203.58	14	26,168.99	8.04%	0.34
	レクリエーション施設・ 観光施設	5	5,626.31				
	保養施設	1	1,339.10				
産業系施設	産業系施設	6	7,476.27	6	7,476.27	2.30%	0.10
学校教育系施設	小学校	16	81,991.65	36	136,078.65	41.83%	1.79
	中学校	8	46,397.40				
	特別支援学校	1	2,595.00				
	その他教育施設	11	5,094.60				
子育て支援施設	幼稚園・保育園・ こども園	10	7,977.41	26	11,388.49	3.50%	0.15
	幼児・児童施設	16	3,411.08				
保健・福祉施設	高齢福祉施設	9	6,621.40	17	17,161.51	5.28%	0.23
	障害福祉施設	6	4,203.10				
	保健施設	2	6,337.01				
行政系施設	庁舎等	2	16,500.76	19	21,763.46	6.69%	0.29
	消防施設	13	5,166.10				
	その他行政系施設	4	96.60				
公営住宅	公営住宅	8	31,808.85	8	31,808.85	9.78%	0.42
公園	公園	6	137.82	6	137.82	0.04%	0.00
供給処理施設	供給処理施設	3	18,499.84	3	18,499.84	5.69%	0.24
その他	その他	39	9,706.48	39	9,706.48	2.98%	0.13
合計	合計	210	325,320.08	210	325,320.08	100.00%	4.27

図 2-25 施設類型別延床面積の割合

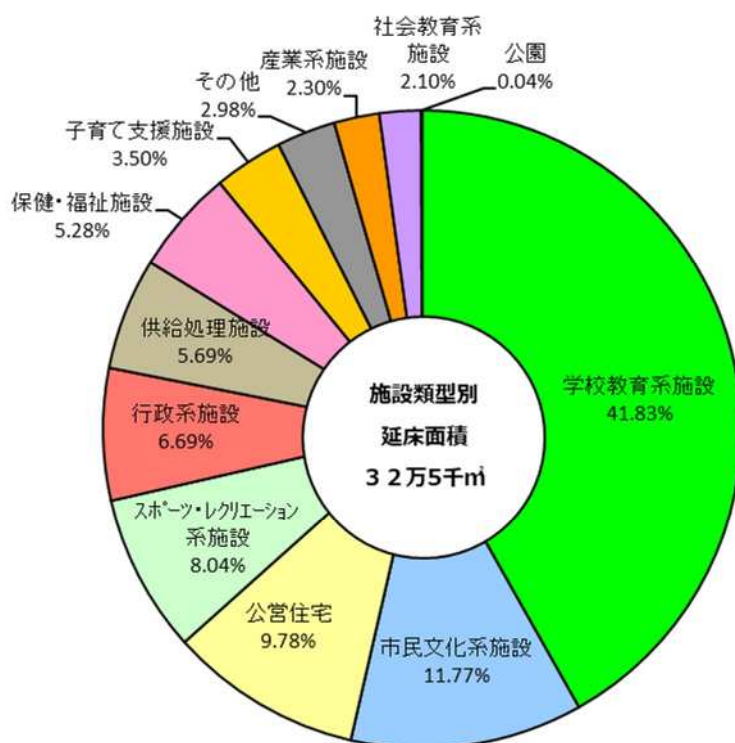
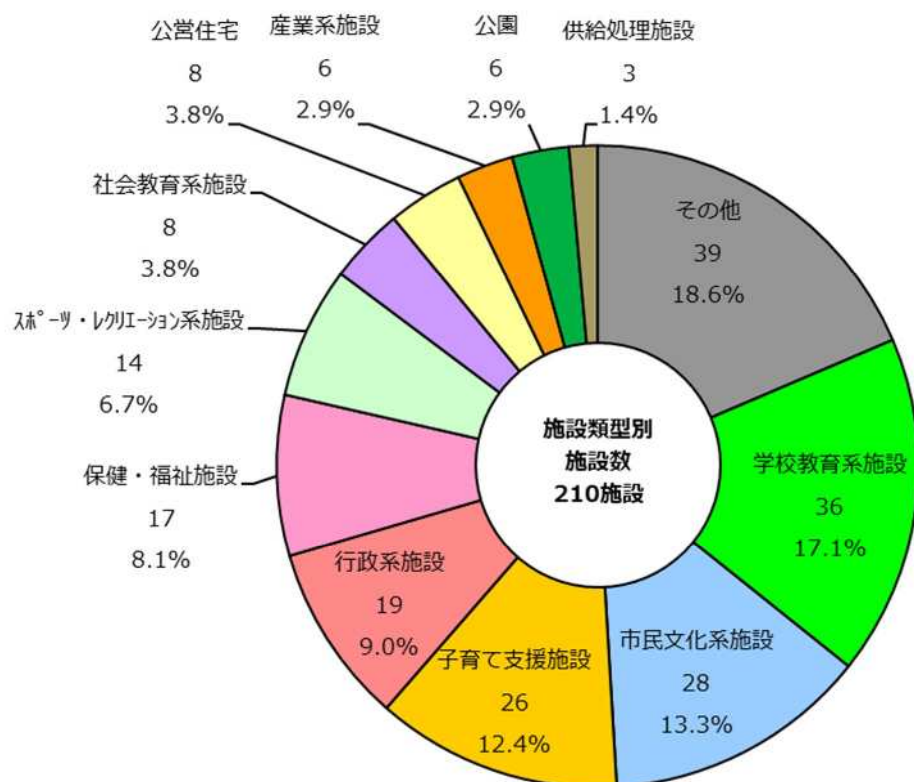


図 2-26 施設類型別施設数の割合



ウ 年度別整備状況

現在、市が保有する公共施設は、緑が丘などでのニュータウンの開発により人口が急増した1970(昭和45)年頃から1984(昭和59)年頃までの間に学校（図2-27の棒グラフの緑色）をはじめ13.3万㎡（現有面積の約41%）が整備されました。

下図をみると、この時期が第1の山となっています。第2の山は、1990年代のバブル景気崩壊後の景気対策による整備時期です。この時期には、市役所本庁舎、三木山総合公園屋内プール、清掃センター、ホースランドパーク、総合保健福祉センター、吉川健康福祉センターなどの大型施設が整備されました。そして、第3の山が2005(平成17)年度からの市町合併による合併特例債を活用した整備時期で、消防本部、みきやま斎場、障害者総合支援センターはばたきの丘、三木南交流センター、吉川支所・図書館、かじやの里メッセみき、中央図書館などが整備されました。

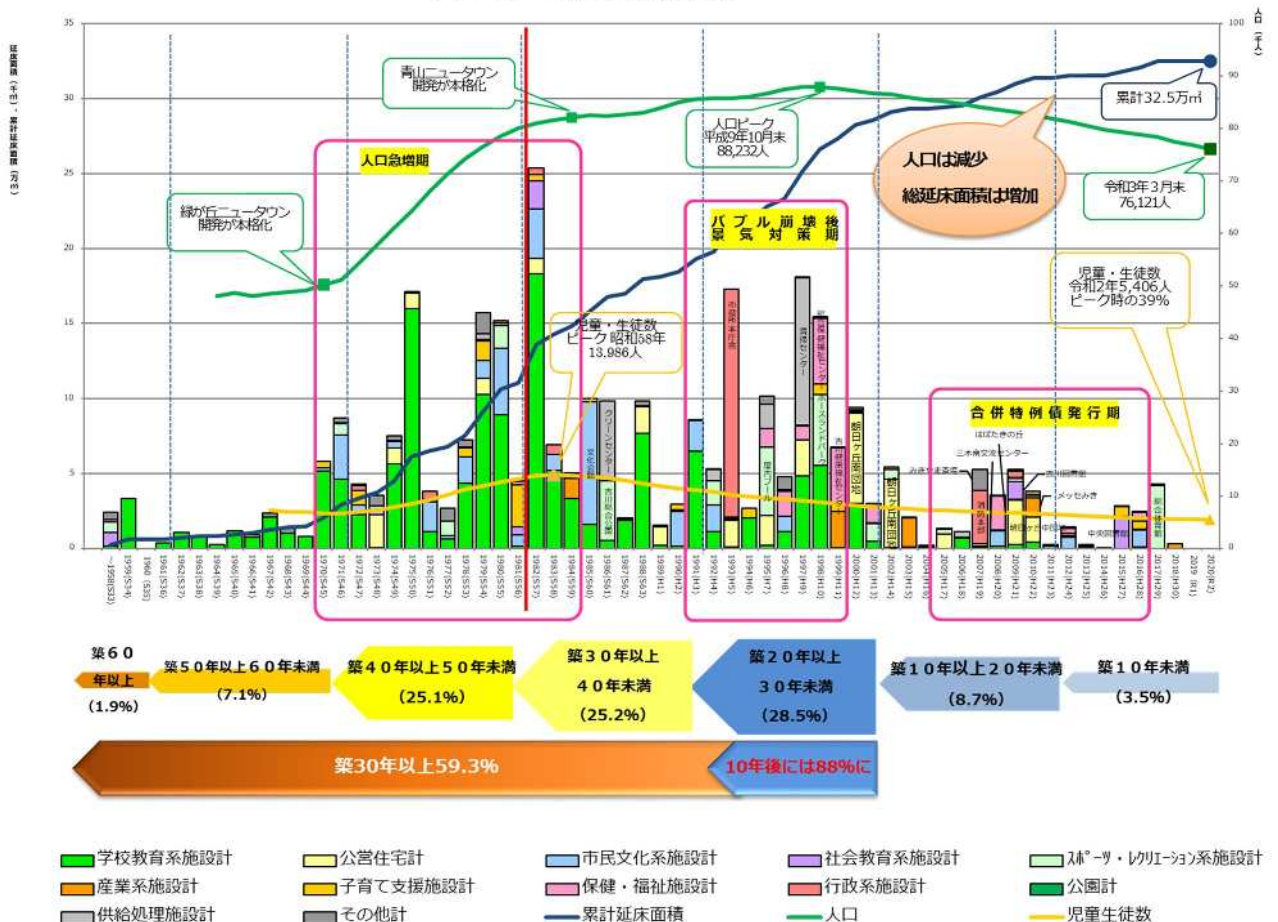
人口は1997(平成9)年10月末の88,232人※)をピークに減少に転じましたが、公共施設の総延床面積はその後増加し、2019(平成31)年3月末現在で約32万7千㎡、市民1人当たり4.21㎡となっています。※) 住民基本台帳人口

その後、2019(令和元)年度中に旧上の丸庁舎の一部（1.3千㎡）を解体撤去したため、2021(令和3)年3月末現在では約32万5千㎡、市民1人当たり4.27㎡となっています。

一般的に大規模改修の必要性が高い「築30年以上」を経過する施設が全体の59.3%を占めており、10年後には全体の88%を超える見込みです。

現状のままでは、今後、10年から40年までの間に大規模改修や建替時期(一般的に築後60年)が集中して到来することが見込まれます。

図 2-27 年度別整備状況



エ 保有量の推移

本計画の策定時（2016(平成28)年度）から2020(平成2)年度までの間における公共建築物の総延床面積は、5,886㎡増加しています。その主な要因は総合体育館（4,204㎡）の新築並びに延床面積の修正及び棟等の追加によるものです。

なお、2020(令和2)年度に策定した再配置方針では、公共施設再配置に係る縮減目標を設定するに当たり、今後40年間の公共施設の更新費用（大規模改修及び建替え）の試算において2018(平成30)年度末の延床面積を基準としています。

この基準面積と比較すると、2020(令和2)年度末では1,305㎡（0.4%）減少しています。

表 2-2 施設類型別延床面積の推移

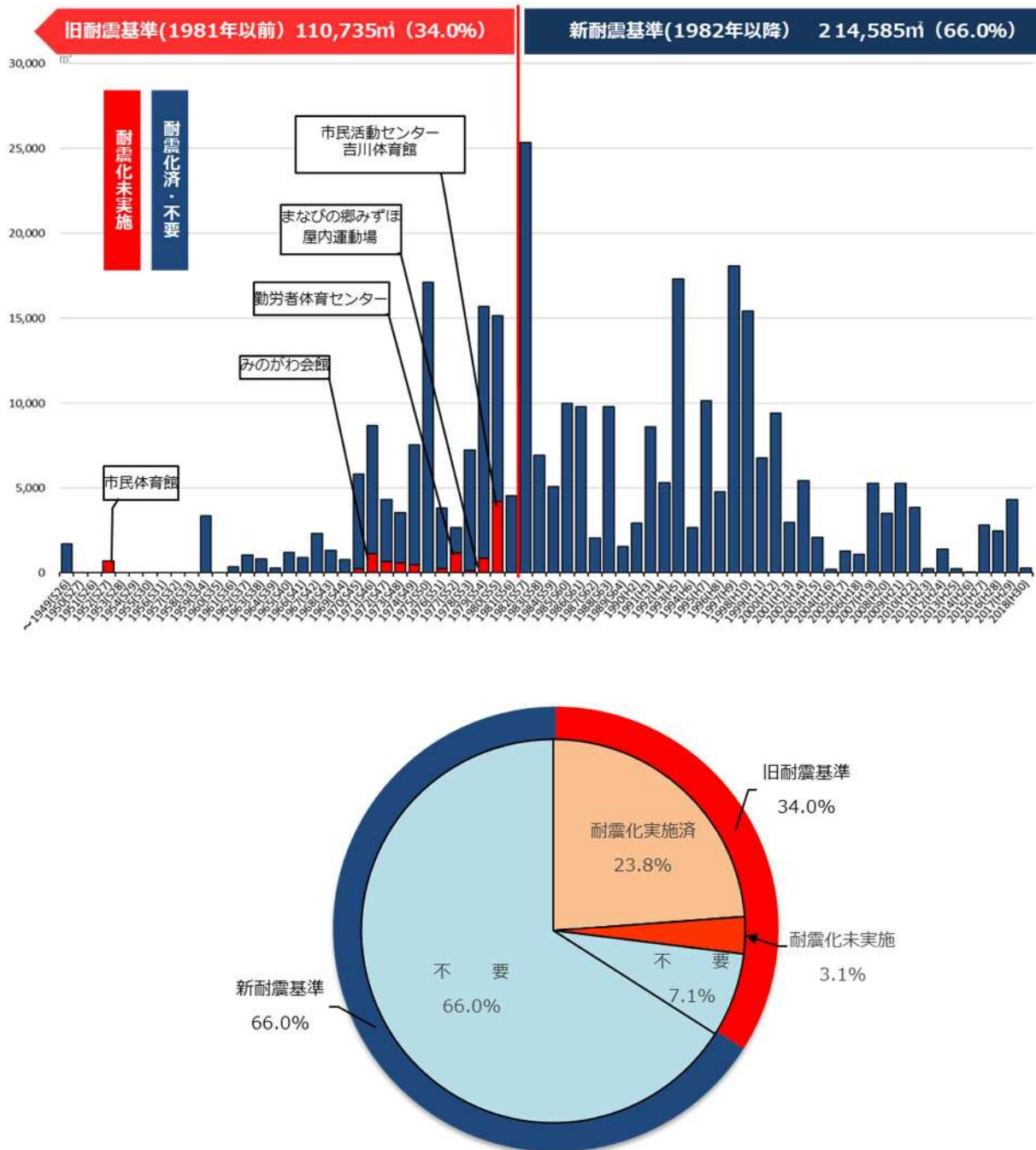
大分類	中分類	延床面積（㎡）					増減内容
		平成28年度 ①	平成30年度 ②	令和2年度 ③	増減 ③-①	増減 ③-②	
市民文化系施設	集 会 施 設	28,270.85	29,962.90	29,962.90	1,692.05	0.00	分類の修正、延床面積の修正
	文 化 施 設	8,319.43	8,319.43	8,319.43	0.00	0.00	
社会教育系施設	図 書 館	3,276.17	3,276.17	3,276.17	0.00	0.00	
	博 物 館 等	3,600.97	3,571.22	3,571.22	-29.75	0.00	延床面積の修正
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	14,640.32	19,203.58	19,203.58	4,563.26	0.00	総合体育館新築（H29）、分類の修正、延床面積の修正
	レクリエーション施設・観光施設	5,533.21	5,626.31	5,626.31	93.10	0.00	
	保養施設	1,339.10	1,339.10	1,339.10	0.00	0.00	
産業系施設	産業系施設	7,060.75	7,476.27	7,476.27	415.52	0.00	別所ゆめ街道飲食物産館新築（H30）、分類の修正
学校教育系施設	小 学 校	83,651.18	81,991.65	81,991.65	-1,659.53	0.00	分類の修正、延床面積の修正
	中 学 校	45,631.40	46,397.40	46,397.40	766.00	0.00	延床面積の修正
	特別支援学校	2,595.00	2,595.00	2,595.00	0.00	0.00	
	その他教育施設	3,674.40	5,094.60	5,094.60	1,420.20	0.00	分類の修正、延床面積の修正
子育て支援施設	幼稚園・保育園・こども園	7,974.58	7,977.41	7,977.41	2.83	0.00	延床面積の修正
	幼児・児童施設	2,128.18	3,411.08	3,411.08	1,282.90	0.00	分類の修正、延床面積の修正
保健・福祉施設	高齢福祉施設	6,277.82	6,621.40	6,621.40	343.58	0.00	デイサービスセンター・在宅介護支援センター志染更新（H29）、分類の修正、延床面積の修正
	障害福祉施設	3,034.30	4,203.10	4,203.10	1,168.80	0.00	分類の修正
	保健施設	10,262.93	6,337.01	6,337.01	-3,925.92	0.00	分類の修正
行政系施設	庁 舎 等	16,500.76	16,500.76	16,500.76	0.00	0.00	
	消 防 施 設	4,574.45	5,166.10	5,166.10	591.65	0.00	分類の修正、延床面積の修正
	その他行政系施設	94.74	96.60	96.60	1.86	0.00	分類の修正、延床面積の修正
公営住宅	公 営 住 宅	31,805.85	31,808.85	31,808.85	3.00	0.00	延床面積の修正
公 園	公 園	346.61	137.82	137.82	-208.79	0.00	分類の修正、延床面積の修正
供給処理施設	供 給 処 理 施 設	18,242.46	18,499.84	18,499.84	257.38	0.00	延床面積の修正
そ の 他	そ の 他	10,599.08	11,011.16	9,706.48	412.08	-1,304.68	旧三木山塵芥焼却場（H30）、旧上の丸庁舎（R1）除却、分類の修正、延床面積の修正
合 計	合 計	319,434.54	326,624.76	325,320.08	5,885.54	-1,304.68	

オ 耐震化の状況

1981(昭和56)年以前の旧耐震基準により建設された施設の延床面積の割合は34.0%、1982(昭和57)年以降の新耐震基準は66.0%です。2020(令和2)年度末現在で、旧耐震基準施設のうち、耐震化を実施済の延床面積の割合は全体の23.8%で、耐震化未実施の割合は全体の3.1%です。

また、旧耐震基準施設のうち、耐震診断の結果、耐震性能を有すると診断された施設及び小規模施設、用途廃止施設などの耐震化が不要な施設の割合は、全体の7.1%です。

図 2-28 築年別耐震化状況



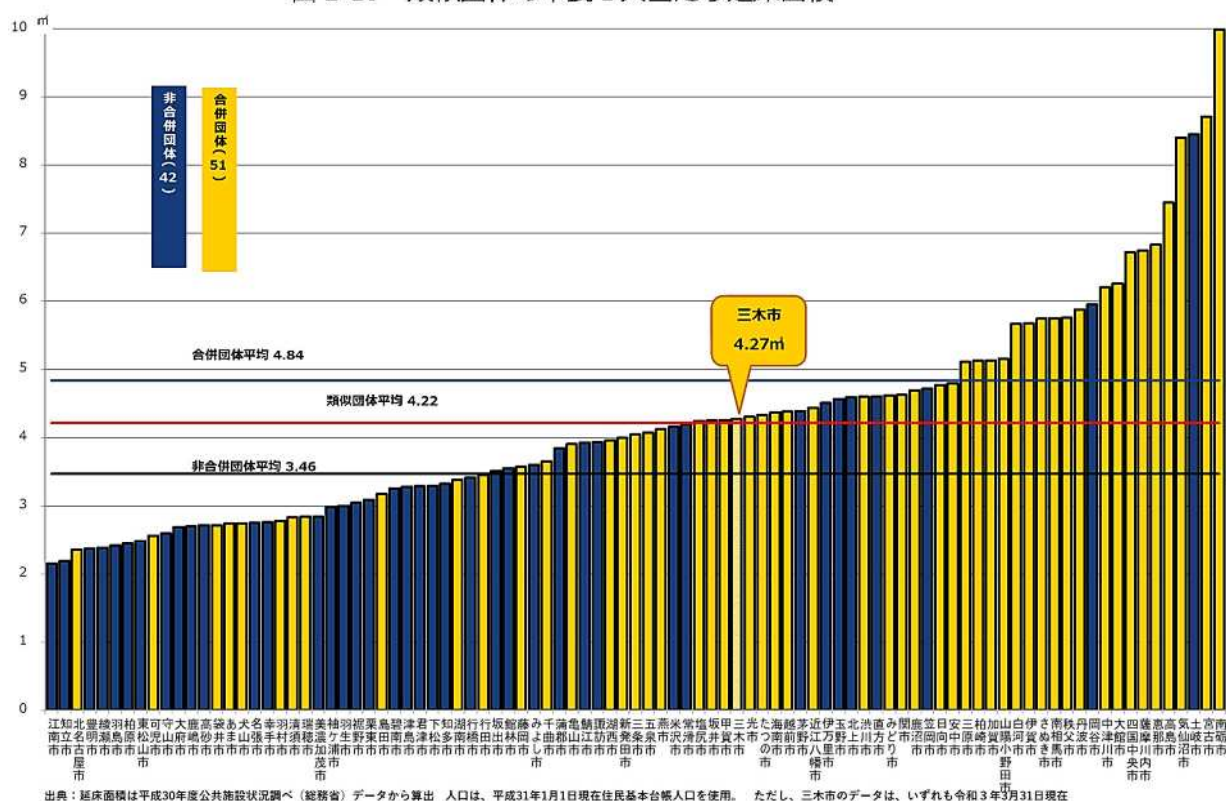
カ 他市との比較

類似団体¹⁾（類型Ⅱ-2）の市民1人当たり平均延床面積は4.22㎡で、最も多い団体は9.99㎡、最も少ない団体は2.16㎡です。本市は4.27㎡で平均よりやや多く、同類型93団体中、最も少ない団体から数えて55番目です。

平成の大合併を実施していない団体及び実施した団体を比較すると、実施していない42団体の平均は3.46㎡であるのに対し、実施した51団体の平均は4.84㎡と比較的多くなっています。これは、合併前市町村がそれぞれフルセットで整備してきた公共施設を引き継いだことから、同種機能を有する施設が重複して存在することが背景にあると考えられます。

本市は、合併団体の平均より少なく、最も少ない団体から数えて23番目です。

図 2-29 類似団体の市民1人当たり延床面積

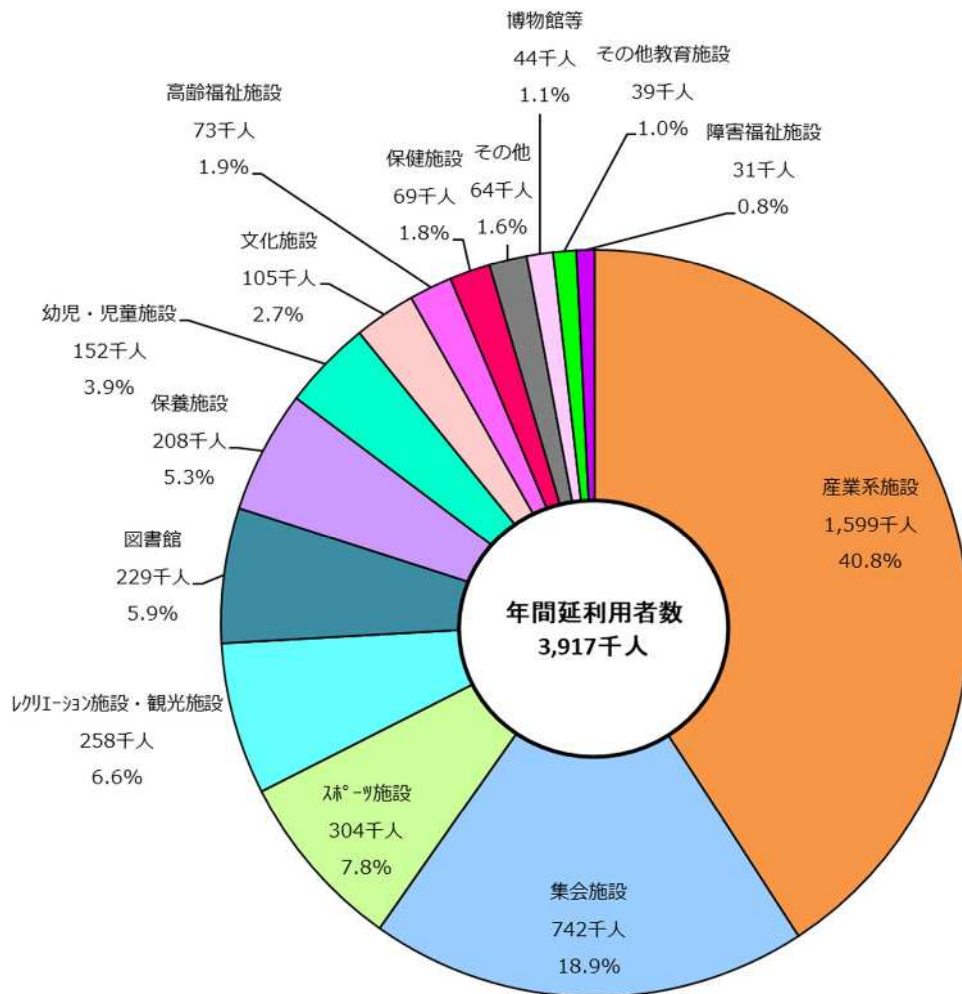


1) 類似団体:全市区町村を指定都市、中核市、特例市、特別区、その他の一般市及び町村に区分し、その他の一般市は人口規模及び産業構造により16類型に区分されている。三木市は、令和元年度は「Ⅱ-2」（人口規模5万人以上10万人未満、2次産業+3次産業90%以上、3次産業65%未満の市）に属する。同類型は93団体。

キ 利用状況

利用者が把握できる76施設の総利用者数（2015(平成27)年度から2017(平成29)年度までの3年間の平均）は391万7千人となっています。施設類型別では産業系施設が159万9千人と最も多く、全体の40.8%を占めています。次いで、集会施設が74万2千人で全体の18.9%を占めています。

図 2-30 施設類型別利用者数



集会施設の利用者数は、地区集会所を除く人数。学校は児童生徒数、幼稚園・保育園・認定こども園は在籍者数、その他教育施設(学校給食施設)は年間調理食数、公営住宅は入居戸数であり、指標がそれぞれ異なるため、合計には含めていない。

ク 収支状況

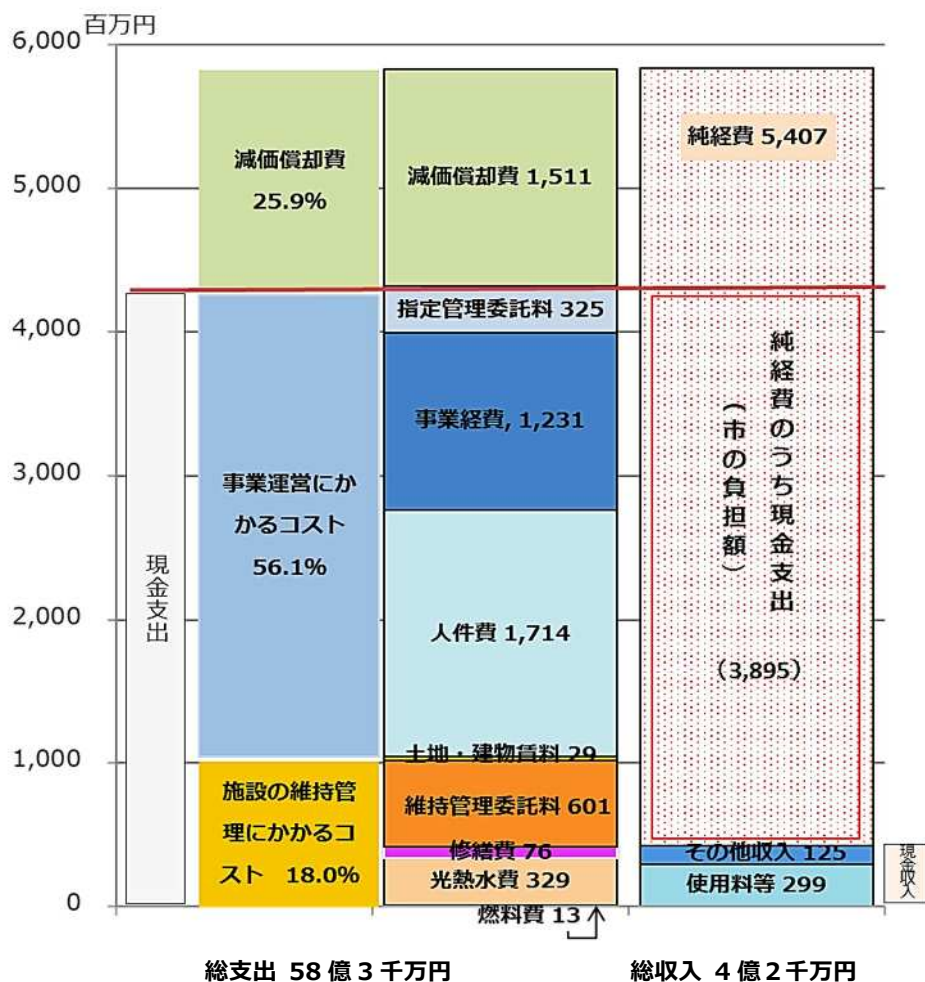
2015(平成27)年度から2017(平成29)年度までの3年間の全210施設にかかる総収入及び総支出の年平均額は、総収入が4億2千万円、減価償却費を含む総支出が58億3千万円となっています。

収入の内訳は、施設利用者等の使用料等が3億円、その他収入が1億2千万円です。

支出の内訳は、光熱水費が3億3千万円、維持管理委託料が6億円など、維持管理にかかるコストが10億5千万円(18.0%)、事業運営にかかるコストとして人件費が17億1千万円、施設における事業経費が12億3千万円、指定管理料が3億3千万円の合計32億7千万円(56.1%)で、現金支出を伴う総額は43億2千万円となっています。

また、減価償却費は15億1千万円(25.9%)で、減価償却費を除く収支の差額(現金収支差額=赤字)は39億円となっており、この赤字は一般財源(市税等)で補填しています。

図 2-31 収入支出の費目内訳



(2) インフラ施設

本市が保有するインフラ施設（道路、橋梁、公園、上水道及び下水道）の状況（2021(令和3)年3月31日現在）は次のとおりです。

インフラ施設は市民のライフラインであり、大規模自然災害時の安全・安心を確保するためにも重要な施設であることから、将来にわたって適切に維持更新を行うことが必要です。

ア 道路

本市が管理する市道（一般道路）は、実延長674km、面積3,853km²です。

また、自転車歩行者用の実延長は85kmです。

1970(昭和45)年頃から大型住宅団地の開発が進んだことにより、多くの幹線道路や生活道路などの道路施設を建設してきました。その後、約50年が経過し、当時建設した道路施設は老朽化しており、補修が必要な時期となっています。

表2-3 市道の保有状況

分類		実延長	面積
一般道路	1級市道	66,257m	554,749m ²
	2級市道	79,692m	449,751m ²
	その他市道	527,935m	2,848,707m ²
	計	673,884m	3,853,207m ²
自転車歩行者道		84,965m	—

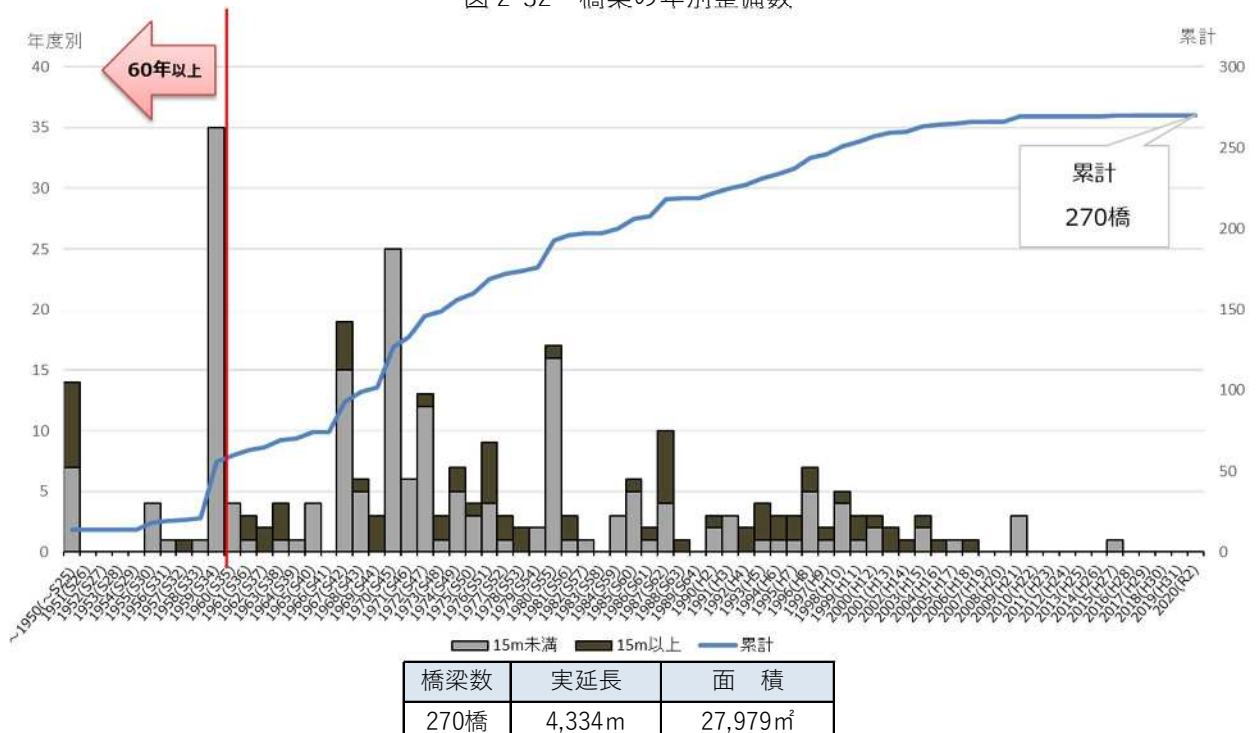
※一般道路：自動車、自転車、歩行者など、あらゆる交通の用に供する道路の通称のこと。
 ※1級市道：地方生活圏及び大都市圏域を形成するのに必要な道路で、一般国道や都道府県道を補完し、地域間を相互に連結する道路のこと。
 ※2級市道：1級市道を補完し、基幹的な道路網を形成する道路のこと。
 ※自転車歩行者道：専ら自転車及び歩行者の通行の用に供するために設けられた道路のこと。

イ 橋梁

本市が管理する橋梁は、270橋、実延長4,334m、面積27,979m²です。そのうち、整備後50年以上が経過した橋梁は127橋で全体の47%を占めています。また、1960(昭和35)年以前に整備し法定耐用年数60年を経過した橋梁は60橋あります。

橋梁の安全性の確保及びコスト削減を図るため、計画的な予防保全により長寿命化を図っていく必要があります。

図2-32 橋梁の年別整備数



ウ 公園

本市が保有する公園は、都市公園が113か所、面積134ha及びその他の公園が30か所、面積85.57ha、計143か所、219.86haです。

公園の安全性の確保及び維持管理コストの縮減を図るため、日常のパトロール及び定期点検の実施並びに点検に基づく計画的な維持管理を行っていく必要があります。

表 2-3 公園の保有状況

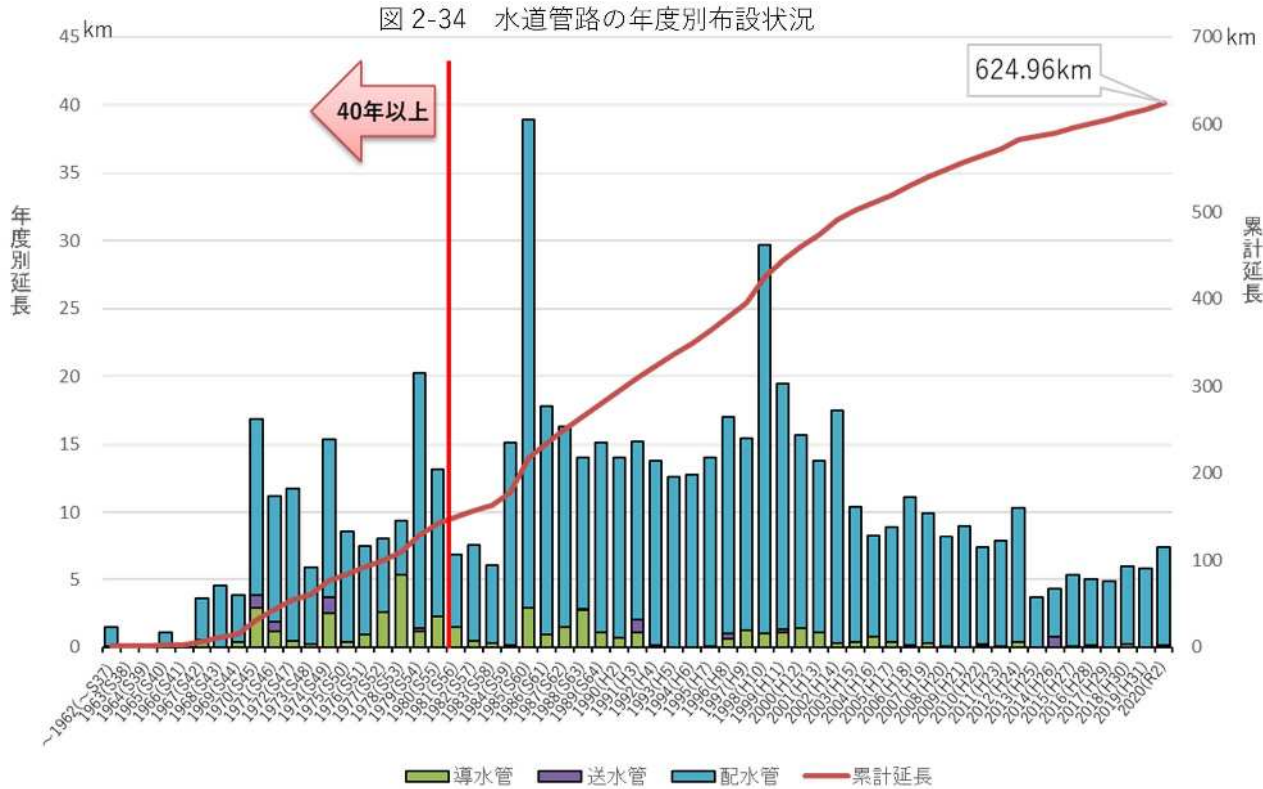
公園種別		個所数	面積(ha)	公園種別		個所数	面積(ha)
都市公園	街区公園	99	19.62	その他の公園	特殊公園	1	0.46
	近隣公園	7	15.96		児童公園	9	0.68
	総合公園	2	36.91		その他公園	12	10.89
	緑地	5	61.8		緑地	8	73.54
小計		113	134.29	小計		30	85.57
				合計		143	219.86

エ 上水道

本市の水道事業は、1960(昭和35)年の創設認可以来、3度の拡張認可、2005(平成17)年10月の吉川町との合併による変更認可を経て事業を拡張してきました。

保有する管路延長は625kmであり、そのうち法定耐用年数40年を経過した管路が129kmで21%を占めています。これらは老朽化が進んでおり、耐震管への更新を進めていく必要があります。

今後、人口減少に伴う水需要の減少から料金収入の減少が想定される中、長寿命化及び費用の平準化を図りながら施設の維持更新を適切に進めていく必要があります。



導水管延長	送水管延長	配水管延長	管路延長 計	浄水場・配水場 箇所数	その他 水道施設 箇所数	庁舎延床面積 (建築年度/経過年数)
44,466.2m	6,076.3m	574,419.7m	624,962.2m	24箇所	97箇所	1,569.6㎡ (昭和55年度/41年)

オ 下水道

本市の下水道事業は、1979(昭和54)年に「三木市流域関連公共下水道」の当初認可を取得して整備を進めてきた。併せて、昭和40年代後半に民間により整備された下水道施設の移管を受け、更には、2005(平成17)年10月の合併により、旧吉川町公共下水道を「三木市単独公共下水道」として事業を拡大してきました。

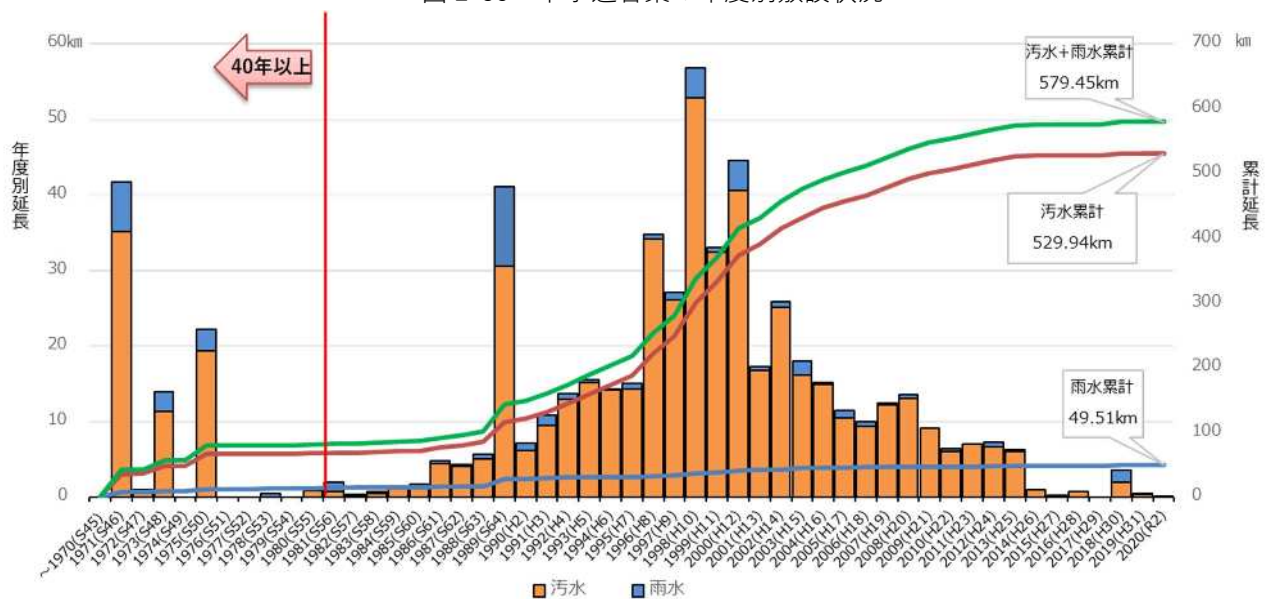
保有する管渠は579kmであり、そのうち布設後40年以上（法定耐用年数は50年）が経過した管渠が80kmで14%を占めています。

特に、民間により整備され移管を受けた自由が丘・緑が丘地区の管渠は老朽化が著しく、更新工事を優先して行う必要があります。

また、保有する処理場は、公共下水道1か所、農業集落排水施設4か所です。

農業集落排水施設は、農村集落における生活排水等処理するための施設ですが、各処理施設の更新時期が集中して到来することから、更新費用が大きな財政負担となるため、公共下水道への統合及び処理施設の廃止を進めています。

図 2-35 下水道管渠の年度別敷設状況



【管渠】

(単位：m)

	汚水管	雨水管	合計
管渠延長	529,944.05	49,509.07	579,453.12

	管径 ～250mm	管径 251～500mm	管径 501～1000mm	管径 1001～2000mm	管径 2001～3000mm	管径 3001mm以上	合計
管径別延長	491,655.92	39,169.42	25,250.50	18,487.30	4,553.44	336.54	579,453.12

	コンクリート管	陶管	塩ビ管	更生管	その他	合計
管種別延長	72,261.49	430.82	488,971.95	12,451.00	5,337.86	579,453.12

【処理場】

処理区	施設名	供用開始年度	経過年数	備考
単独公共下水道	吉川浄化センター（1期工事）	1998(平成10)年度	22	
単独公共下水道	吉川浄化センター（2期工事）	2001(平成13)年度	19	
農業集落排水興治	興治処理場	1999(平成11)年度	21	2023(令和5)年度廃止予定
農業集落排水細川	細川細川中処理場	1998(平成10)年度	22	2023(令和5)年度廃止予定
農業集落排水口吉川	口吉川東中処理場	1999(平成11)年度	21	
農業集落排水前田富岡	前田富岡処理場	2003(平成15)年度	17	

4 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽度合を示します。数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、資産の老朽化が進んでいると判断できます。

(1) 普通会計

普通会計に属する公共施設等の2018(平成30)年度の有形固定資産減価償却率は60.0%と、類似団体とほぼ同程度で、有形固定資産減価償却累計額の増加に伴い毎年度上昇しています。公共建築物の総延床面積の4割以上を占める小学校・中学校の多くが昭和40年代から50年代にかけて集中して整備されたことなど、公共建築物の約6割が築30年以上経過していることが要因と考えられます。

図 2-36 有形固定資産減価償却率の推移（普通会計）



(2) 公営企業会計

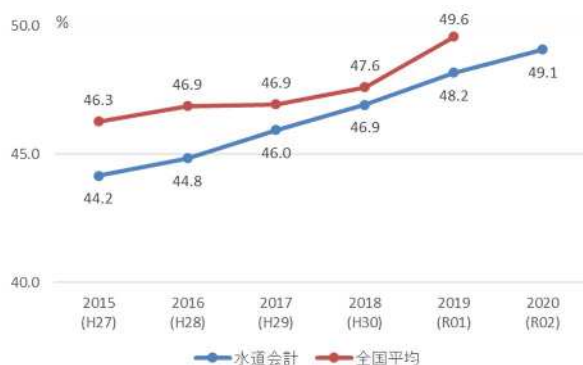
ア 水道会計

2015(平成27)年度から2020(令和2)年度までの有形固定資産減価償却率の推移は44.2%から49.1%と、4.9ポイント増加しています。全国平均との比較では、2020(令和2)年度の全国平均が未公表のため、2019(令和元)年度までは本市が全国平均を下回っています。

イ 下水道会計

2015(平成27)年度から2020(令和2)年度の有形固定資産減価償却率の推移は、21.8%から30.9%と、9.1ポイント増加しています。全国平均との比較では、2020(令和2)年度の全国平均が未公表のため、2019(令和元)年度までは本市が全国平均を下回っています。

図 2-37 有形固定資産減価償却率の推移（水道会計） 図 2-38 有形固定資産減価償却率の推移（下水道会計）



$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産取得額（土地等の非償却資産は除く。）}}$$

※土地等の非償却資産：貸借対照表の事業用資産の土地、立木竹、建設仮勘定、インフラ資産の土地、建設仮勘定及び物品合計

5 過去に行った対策の実績

本計画の策定時（2016(平成28)年度）から2020(令和2)年度までの間に取り組んだ公共施設等の再配置、長寿命化等にかかる主な対策は以下のとおりです（実施時期が確定しているものを含む。）。

（１）集約化

幼保一体化計画に基づき、幼稚園及び保育所を集約化し幼保連携型認定こども園を整備しました。

集約後施設名	対象施設	実施時期	実施後
別所認定こども園	別所保育所	平成28年度	廃止(解体撤去)
	別所幼稚園		存続(増改築)
よかわ認定こども園	吉川保育所	平成29年度	廃止
	よかわ幼稚園		存続(改築)

「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づき、学校再編を進めています。

集約後施設名	対象施設	実施時期	実施後
よかわ小学校	上吉川小学校	令和3年度	廃止(跡地活用)
	中吉川小学校		廃止(跡地活用)
	みなぎ台小学校		存続
	東吉川小学校	令和4年度予定	廃止(跡地活用)予定
緑が丘中学校	志染中学校	令和3年度	廃止(跡地活用)
	緑が丘中学校		存続
三木中学校	三木中学校	令和4年度予定	存続
	星陽中学校		廃止(跡地活用)予定

（２）施設の廃止

ア 民間主導による幼保連携型認定こども園への移行

既に充実している民間の施設を活用した民間主導による幼保連携型認定こども園へ移行を進めています。

施設名	平田幼稚園	自由が丘東幼稚園	緑が丘幼稚園	三木幼稚園	上の丸保育所
実施時期	平成27年度	平成27年度	平成28年度	令和元年度	令和2年度
実施後	転用（アフタースクール）	転用（アフタースクール）	転用（認定こども園）	未定	解体予定

イ 用途廃止

施設名	市民体育館	吉川体育館	児童センター 吉川分館
実施時期	令和2年度	令和2年度	令和2年度
実施後	未定	解体予定	未定

ウ 用途廃止施設の解体撤去

施設名	旧三木山塵芥焼却場	旧上の丸庁舎
実施時期	平成30年度	令和元年度

(3) 改修工事

耐震補強、長寿命化改修（大規模改修、屋上防水、外壁改修等）、バリアフリー化改修（エレベーター設置）の各工事を実施しました。

ア 普通会計

施設名	改修内容	実施時期
広野小学校	エレベーター設置	平成28年度
緑が丘認定こども園	大規模改修、エレベーター設置	平成28年度
よかわ認定こども園	大規模改修	平成28年度
平田アフタースクール	耐震補強	平成28年度
朝日ヶ丘中団地	屋上防水、外壁改修	平成28～29年度
大塚団地	屋上防水、外壁改修	平成30～令和元年度
口吉川町公民館	屋上防水	平成30年度
志染町公民館	耐震補強、屋上防水、外壁塗装	令和元年度
平田小学校	エレベーター設置	令和元年度
吉川町公民館	耐震補強、空調改修	令和2年度
総合隣保館	耐震補強、エレベーター設置	令和2年度
平田小学校給食調理場	耐震補強	令和2年度

イ 公営企業会計

施設名	改修内容	実施時期
吉川浄化センター	耐震補強	平成28年度
	大規模改修	平成28年度～改修中
農業集落排水金会処理場	廃止（解体撤去）	平成28年度
農業集落排水毘沙門処理場	廃止	令和2年度
上下水道部庁舎	屋上防水	令和元年度

6 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費及び充当可能財源の見込み

2021(令和3)年度から2059年度(令和41)年度までの39年間(以下「計画期間」という。)における公共施設等の維持管理・改修・更新等(以下「更新等」という。)に係る経費について、耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み(以下「自然体の見込み」という。)及び個別施設計画に定めた再配置対策や長寿命化対策等を実施した場合の見込み(以下「長寿命化対策等の見込み」という。)を試算しました。

また、「自然体の見込み」及び「長寿命化対策等の見込み」を比較し、長寿命化対策等の取組効果額の試算を行いました。

(1) 普通会計に属する施設

ア 公共建築物

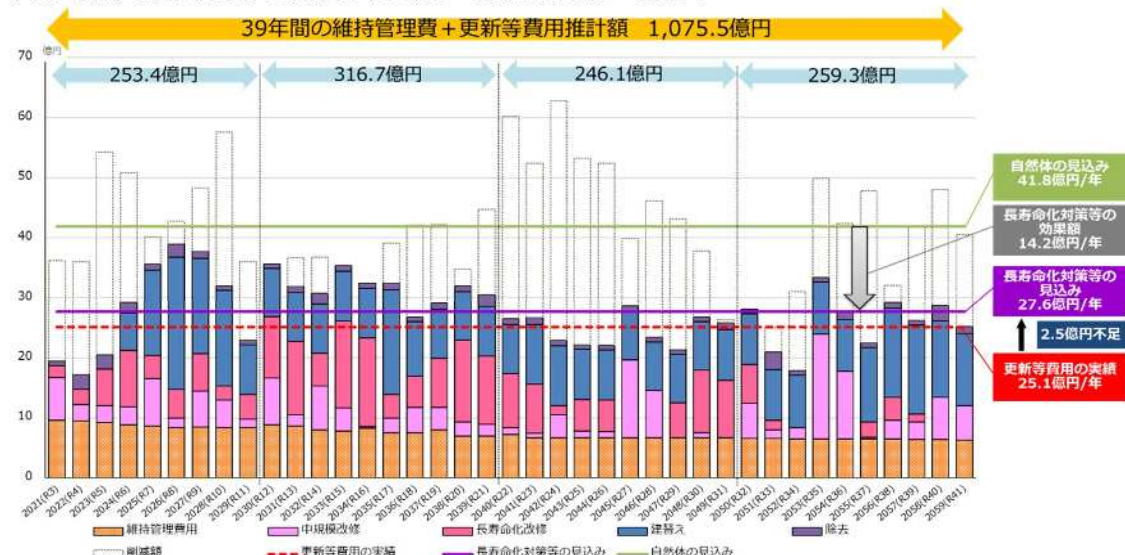
計画期間における自然体の見込みは総額1,631億円(41.8億円/年)ですが、長寿命化対策等(再配置方針に基づく対策)の見込みは総額1,075.5億円(27.6億円/年)となり、555.5億円(14.2億円/年)の縮減効果を見込めます。

しかしながら、更新等費用の実績額(充当可能財源の見込み)は25.1億円/年であり、長寿命化対策を実施してもなお2.5億円/年の財源不足となる見込みです。この不足を補うためには、廃止施設等の跡地について売却や賃貸等を行うことにより財源を確保する必要があります。

(ア) 耐用年数経過時に単純更新した場合(自然体)の更新等費用の見込み



(イ) 長寿命化対策等を実施した場合の更新等費用の見込み



(ウ) 長寿命化対策等の効果

短期（今後9年間＝再配置計画第1期）の更新等に係る経費の見込み

【2021(令和3)年度から9年間】 (百万円)

長寿命化対策等の見込み				財源見込み	自然体の 見込み (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	更新等費用の実績 (直近年平均額※) <充当可能財源額 の見込み>
維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)				
7,947	7,808	9,586	25,341	市債(充当率90%～75%) 廃止施設の土地売却収入	40,196	▲ 14,855	2,509

※更新等費用の実績は、再配置方針で試算に使用した額（維持管理・修繕は2015(平成27)年度から2017(平成29)年度までの3年平均。改修・更新等は2014(平成26)年度から2018(平成30)年度までの5年平均。）。

中長期（今後39年間＝本計画期間）の更新等に係る経費の見込み

【2021(令和3)年度から39年間】 (百万円)

長寿命化対策等の見込み				自然体の 見込み (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	更新等費用の実績 (直近年平均額※) <充当可能財源額 の見込み>
維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)			
29,027	36,997	41,521	107,545	163,092	▲ 55,547	2,509

※更新等費用の実績は、再配置方針で試算に使用した額（維持管理・修繕は2015(平成27)年度から2017(平成29)年度までの3年平均。改修・更新等は2014(平成26)年度から2018(平成30)年度までの5年平均。）。

(エ) 更新等費用の試算条件

【自然体の見込み】

項 目	内 容		
改 修 ・ 更 新 周 期	大規模改修：30年、更新：60年		
試 算 単 価 等	施 設 類 型	大規模改修	更新（建替え）
	市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設	25万円/㎡	40万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設、保健・福祉施設、供給処理施設、その他施設	20万円/㎡	36万円/㎡
	学校教育系施設、子育て支援施設、公園	17万円/㎡	33万円/㎡
	子育て支援施設	17万円/㎡	33万円/㎡
	公営住宅	17万円/㎡	28万円/㎡
算 出 方 法	財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の公共施設等更新費用試算ソフトにより算出。		

【長寿命化対策等の見込み】

項 目	内 容				
改 修 ・ 更 新 周 期	構 造	鉄筋コンクリート造	重量鉄骨造	軽量鉄骨造/ 木造	ブロック造
	長寿命化対象施設	中規模改修：20年、60年 長寿命化改修：40年 更新：80年		—	—
	長寿命化しない施設	中規模改修：20年ごと			
		更新：60年		更新：40年	更新：60年
試 算 単 価 等	施 設 類 型	中規模改修	長寿命化改修	除 却	更新（建替え）
	市民文化系施設、社会教育系施設、 産業系施設、	10万円/㎡	24万円/㎡	2.14万円/㎡	40万円/㎡
	スポーツ・レクリエーション系施設、	9万円/㎡	21.6万円/㎡	2.29万円/㎡	36万円/㎡
	学校教育系施設、子育て支援施設、	8.25万円/㎡	19.8万円/㎡	2.29万円/㎡	33万円/㎡
	子育て支援施設	17万円/㎡	17万円/㎡	17万円/㎡	33万円/㎡
	行政系施設	10万円/㎡	24万円/㎡	2.79万円/㎡	40万円/㎡
	保健・福祉施設	9万円/㎡	21.6万円/㎡	2.92万円/㎡	36万円/㎡
	公営住宅	17万円/㎡	17万円/㎡	17万円/㎡	28万円/㎡
	公園	8.25万円/㎡	19.8万円/㎡	2.14万円/㎡	33万円/㎡
	供給処理施設	9万円/㎡	21.6万円/㎡	9.27万円/㎡	36万円/㎡
	その他	9万円/㎡	21.6万円/㎡	2.14万円/㎡	36万円/㎡
算 出 方 法	再配置方針及び再配置計画の試算条件に基づき算出。				

※「自然体の見込み」及び「長寿命化対策等の見込み」の試算における「維持管理・修繕」は、直近年平均額が計画期間中毎年度必要になると仮定。

イ インフラ施設（道路・橋梁・公園※）※公園施設の試算は、公共建築物に含めています。

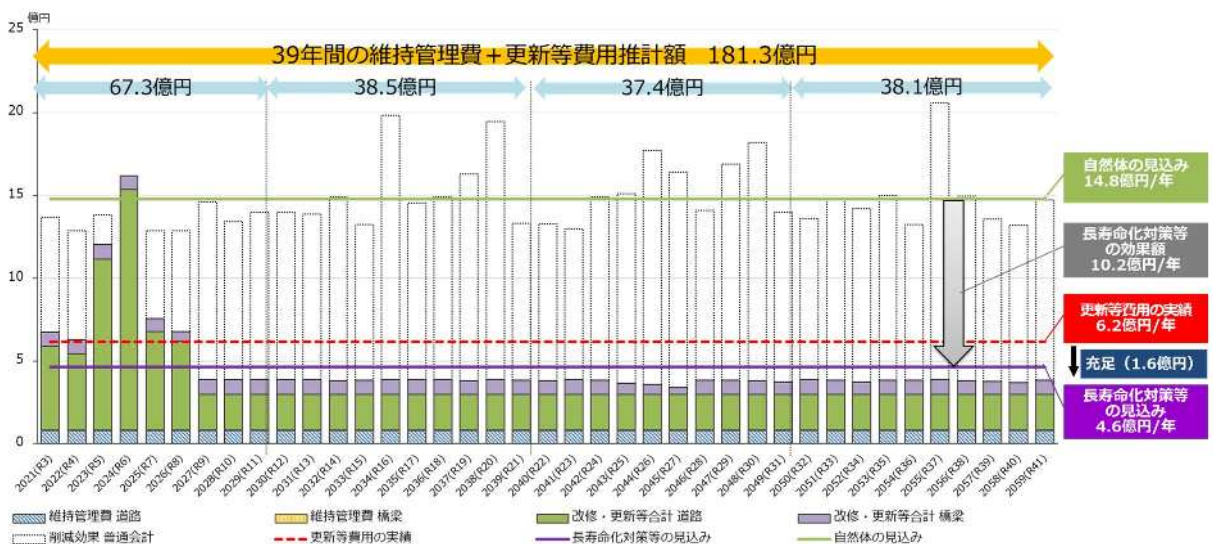
計画期間における自然体の見込みは総額577.5億円（14.8億円/年）ですが、長寿命化対策等の見込みは総額181.3億円（4.6億円/年）となり、396.2億円（10.2億円/年）の縮減効果を見込めます。

これまでの更新等費用の実績額（充当可能財源の見込み）は6.2億円/年であり、長寿命化対策を実施することにより実績額よりも1.6億円/年減少し、実績額の範囲内で更新等を進めることができる見込みです。

（ア）耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体）の更新等費用の見込み



（イ）長寿命化対策等を実施した場合の更新等費用の見込み



(ウ) 長寿命化対策等の効果

短期（今後9年間）の更新等に係る経費の見込み

【2021(令和3)年度から9年間】

(百万円)

施設区分	長寿命化対策等の見込み				財源見込み	自然体の 見込み (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	更新等費用の実績 (直近10年平均額) <充当可能財源額 の見込み>
	維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)				
道 路	707	3,295	1,935	5,937	市債(充当率90%~75%) 社会資本整備総合交付金	11,573	▲ 5,636	522
橋 梁	37	753	0	790		549	241	93
合 計	744	4,048	1,935	6,727		12,122	▲ 5,395	615

中長期（今後39年間=本計画期間）の更新等に係る経費の見込み

【2021(令和3)年度から39年間】

(百万円)

施設区分	長寿命化対策等の見込み				自然体の 見込み (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	更新等費用の実績 (直近10年平均額) <充当可能財源額 の見込み>
	維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)			
道 路	3,063	3,295	8,385	14,743	50,149	▲ 35,406	522
橋 梁	158	3,224	0	3,382	7,596	▲ 4,214	93
合 計	3,221	6,519	8,385	18,125	57,745	▲ 39,620	615

(エ) 更新等費用の試算条件

【自然体の見込み】

項 目	内 容
改 修 ・ 更 新 周 期	道路：15年、橋梁：鋼橋 60年、コンクリート橋 75年
試 算 単 価 等	施設区分
	施設種別
	更新単価
	1級市道
	2級市道
	その他の市道
橋 梁	鋼橋
	コンクリート橋
算 出 方 法	道路：財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）が提供する公共施設等更新費用試算ソフトにより算出。 橋梁：橋梁長寿命化修繕計画（対症療法型）に基づき算出。

【長寿命化対策等の見込み】

項 目	内 容
改 修 ・ 更 新 周 期	道路：みきインフラ・メンテナンス計画、三木市舗装修繕計画による。 橋梁：橋梁長寿命化修繕計画の試算条件（長寿命化修繕計画：STEP4）による。
試 算 単 価 等 及 び 算 出 方 法	道路：三木市財政計画における普通建設事業費のうち道路整備、道路維持補修、道路舗装の各事業費（一般財源ベース）を事業費ベースで使用し算出。 橋梁：橋梁長寿命化修繕計画（長寿命化修繕計画：STEP4）に基づき算出。

※「自然体の見込み」及び「長寿命化対策等の見込み」の試算における「維持管理・修繕」は、直近年平均額が計画期間中毎年度必要になると仮定。

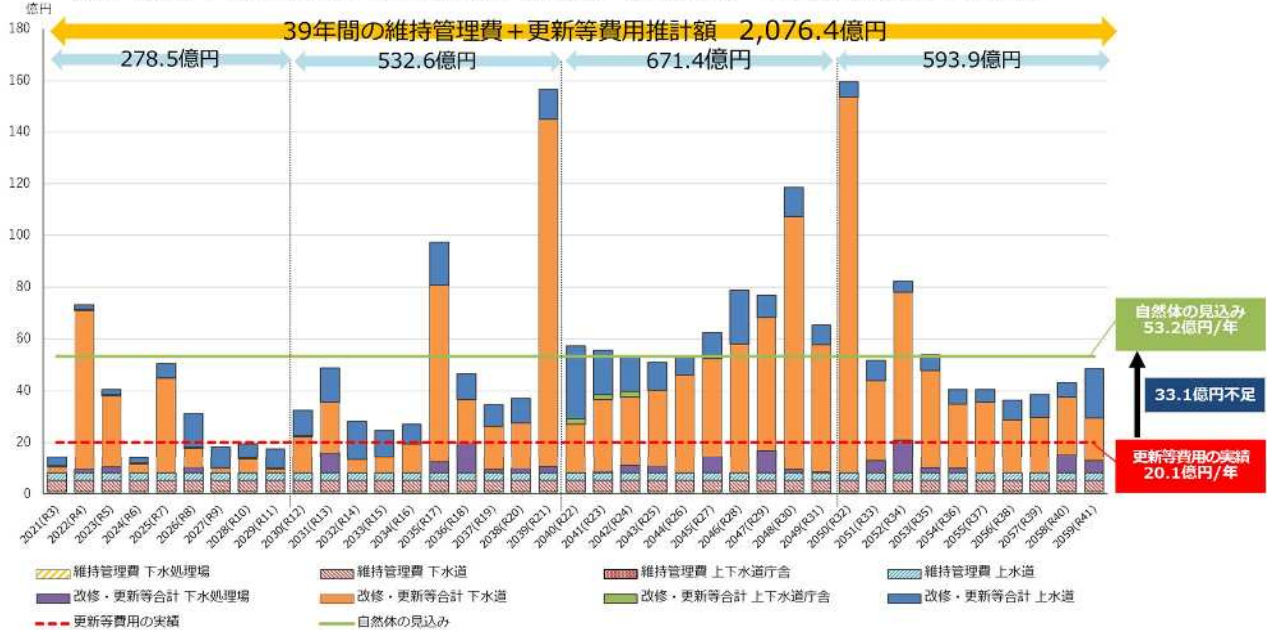
(2) 公営企業会計に属する施設

ア インフラ施設（上水道・下水道）

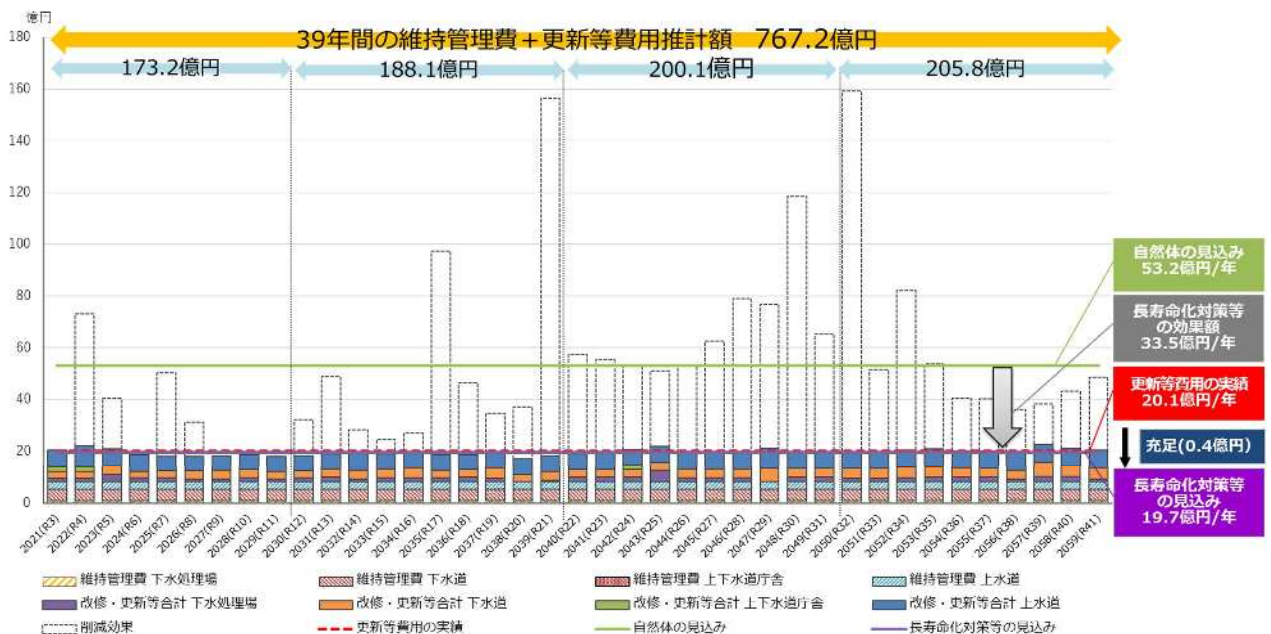
計画期間における自然体の見込みは総額2,076.4億円（53.2億円/年）ですが、長寿命化対策等の見込みは総額767.2億円（19.7億円/年）となり、1,309.2億円（33.5億円/年）の縮減効果を見込めます。

これまでの更新等費用の実績額（充当可能財源の見込み）は20.1億円/年であり、長寿命化対策を実施することにより実績額よりも0.4億円/年減少し、実績額の範囲内で更新等を進めることができる見込みです。

(ア) 耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体）の更新等費用の見込み



(イ) 長寿命化対策等を実施した場合の更新等費用の見込み



(ウ) 長寿命化対策等の効果

短期（今後9年間）の更新等に係る経費の見込み

【2021(令和3)年度から9年間】									
(百万円)									
会計区分	施設区分	長寿命化対策等の見込み				財源見込み	自然体の見込み (⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	更新等費用の実績 (直近10年平均額) < 充当可能財源額
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)				
水 道	庁舎	34	377	0	411	企業債(充当率100%)	387	24	9
	管渠	2,714	5,644	0	8,358		7,563	795	865
下水道	処理場	730	1,205	0	1,935	企業債(充当率100%) 社会資本整備総合交付金 一般会計繰入金	1,281	654	223
	管渠	3,941	2,671	0	6,612		18,623	▲ 12,011	915
合 計	合 計	7,419	9,897	0	17,316		27,854	▲ 10,538	2,012

中長期（今後39年間＝本計画期間）の更新等に係る経費の見込み

【2021(令和3)年度から39年間】									
(百万円)									
会計区分	施設区分	長寿命化対策等の見込み				自然体の見込み (⑤)	長寿命化対策等の効果額 (④-⑤)	更新等費用の実績 (直近10年平均額) < 充当可能財源額	
		維持管理・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)				
水 道	庁舎	148	534	0	682	1,168	▲ 486		9
	管渠	11,759	25,076	0	36,835	48,651	▲ 11,816		865
下水道	処理場	3,165	5,565	0	8,730	12,012	▲ 3,282		223
	管渠	17,077	13,400	0	30,477	145,812	▲ 115,335		915
合 計	合 計	32,149	44,575	0	76,724	207,643	▲ 130,919		2,012

(エ) 更新等費用の試算条件

【自然体の見込み】

項 目	内 容		
改修・更新周期	会計区分	建築物	管渠
	水 道	大規模改修30年、更新60年	40年
	下 水 道	大規模改修30年、更新60年	50年
試 算 単 価 等	会計区分	施設種別	改修・更新単価
	水 道	庁 舎	公共建築物の単価
		管 渠	水道事業経営戦略の更新理論値
	下 水 道	処理場	下水道ストック・マネジメント計画シナリオ1
		管渠(マンホール蓋含む)	下水道ストック・マネジメント計画シナリオ1、(1)
算 出 方 法	水道庁舎：財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の公共施設等更新費用試算ソフトにより算出。 水道管渠：水道事業経営戦略に基づき算出。 下水道管渠・マンホール蓋：下水道ストック・マネジメント計画（シナリオ1・1）の試算値を下水道事業経営戦略の投資計画に反映して算出。 下水道処理場・ポンプ場：下水道ストック・マネジメント計画（シナリオ1）の試算値を下水道事業経営戦略の投資計画に反映して算出。		

【長寿命化対策等の見込み】

項 目	内 容		
改修・更新周期	会計区分	建築物	管渠
	水 道	大規模改修40年、更新80年	水道事業経営戦略に定める管種別実使用年数
	下 水 道	大規模改修40年、更新80年	圧送管75年 処理場・ポンプ場も含めて年間300百万円で改築
試 算 単 価 等	会計区分	施設種別	改修・更新単価
	水 道	庁 舎	公共建築物の単価
		管 渠	水道事業経営戦略の投資計画上の更新金額
	下 水 道	処理場	下水道ストック・マネジメント計画シナリオ5
		管渠(マンホール蓋含む)	下水道ストック・マネジメント計画シナリオ8、(5)
算 出 方 法	水道庁舎：財団法人地域総合整備財団（ふるさと財団）の公共施設等更新費用試算ソフトにより算出。 水道管渠：水道事業経営戦略の試算条件に基づき算出。 下水道管渠・マンホール蓋：下水道ストック・マネジメント計画（シナリオ8・5）の試算値を下水道事業経営戦略の投資計画に反映して算出。 下水道処理場・ポンプ場：下水道ストック・マネジメント計画（シナリオ5）の試算値を下水道事業経営戦略の投資計画に反映して算出。		

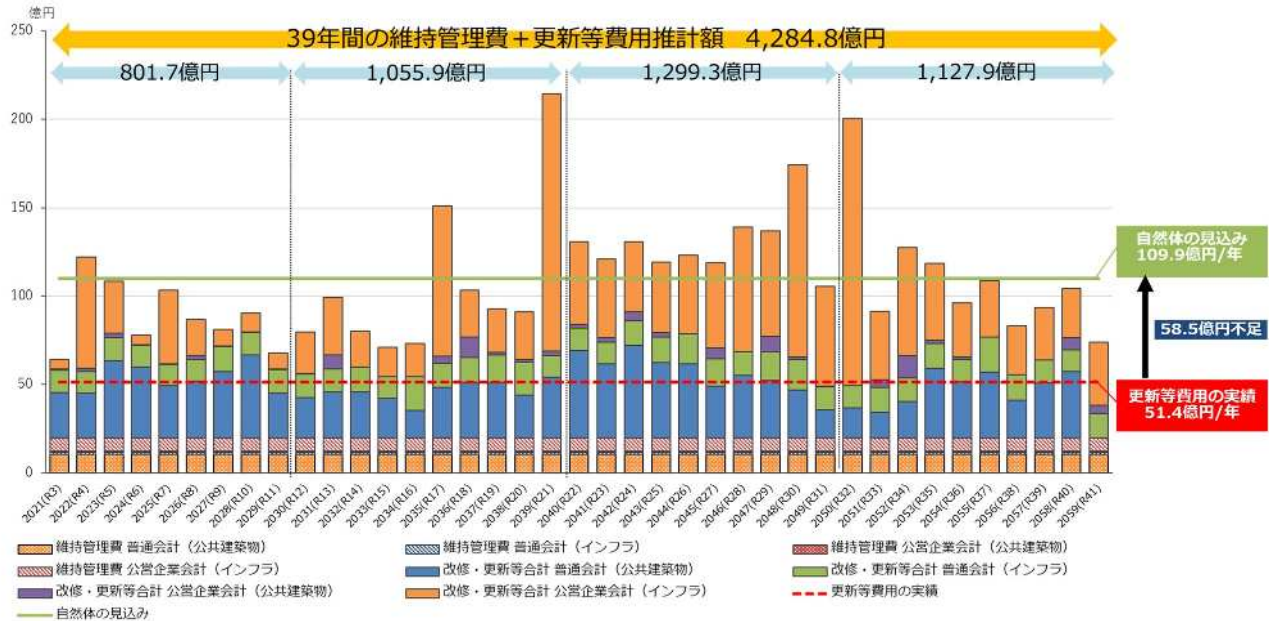
※「自然体の見込み」及び「長寿命化対策等の見込み」の試算における「維持管理・修繕」は、直近年平均額が計画期間中毎年度必要になると仮定。

(3) 公共施設等全体

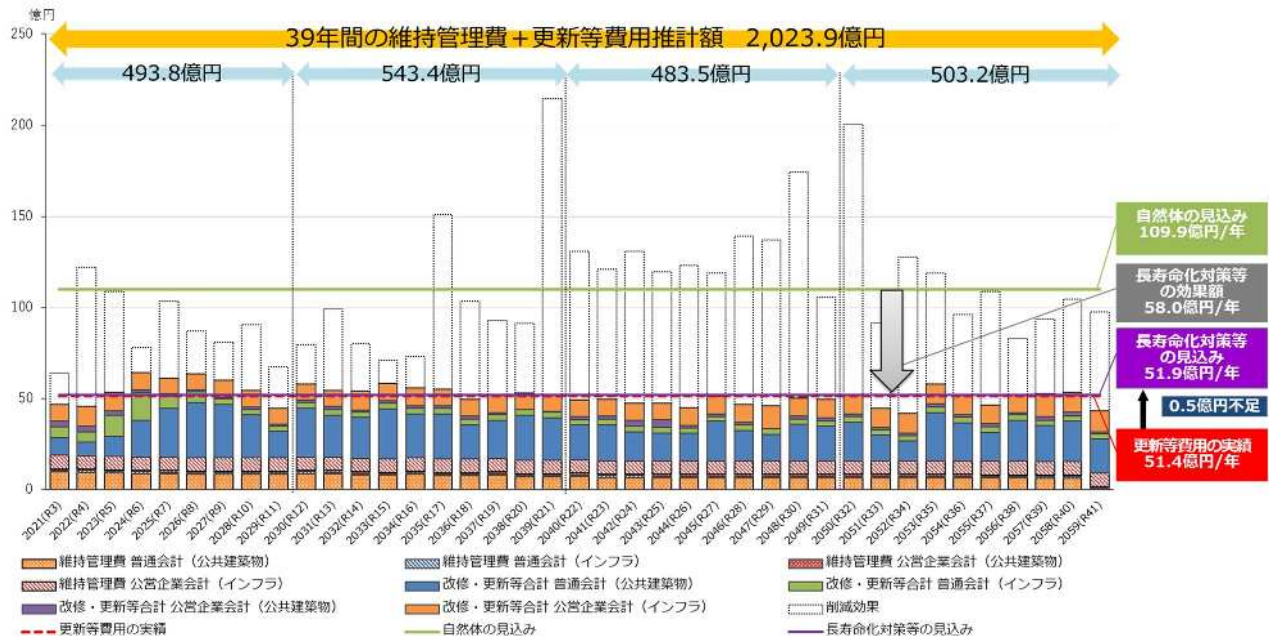
計画期間における自然体の見込みは総額4,284.8億円（109.9億円/年）ですが、長寿命化対策等の見込みは総額2,023.9億円（51.9億円/年）となり、2,260.9億円（58.0億円/年）の縮減効果を見込めます。

しかしながら、更新等費用の実績額（充当可能財源の見込み）は51.4億円/年であり、長寿命化対策を実施してもなお0.5億円/年の財源不足となる見込みです。この不足を補うためには、廃止施設等の跡地について売却や賃貸等を行うことにより新たな財源を確保する必要があります。

ア 耐用年数経過時に単純更新した場合（自然体）の更新等費用の見込み



イ 長寿命化対策等を実施した場合の更新等費用の見込み



ウ 長寿命化対策等の効果

短期（今後9年間）の更新等に係る経費の見込み

【2021(平成3)年度から9年間】

(百万円)

会計区分	長寿命化対策等の見込み					自然体の見込み (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	更新等費用の実績 (直近年平均額*) <充当可能財源額の 見込み>
	施設区分	維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)			
普通会計	公共建築物(a)	7,947	7,808	9,586	25,341	40,196	▲ 14,855	2,509
	インフラ施設(b)	744	4,048	1,935	6,727	12,122	▲ 5,395	615
	計(a+b)	8,691	11,856	11,521	32,068	52,318	▲ 20,250	3,124
公営事業会計	公共建築物(c)	764	1,582	0	2,346	1,668	678	232
	インフラ施設(d)	6,655	8,315	0	14,970	26,186	▲ 11,216	1,780
	計(c+d)	7,419	9,897	0	17,316	27,854	▲ 10,538	2,012
公共建築物計(a+c)		8,711	9,390	9,586	27,687	41,864	▲ 14,177	2,741
インフラ施設計(b+d)		7,399	12,363	1,935	21,697	38,308	▲ 16,611	2,395
合計(a+b+c+d)		16,110	21,753	11,521	49,384	80,172	▲ 30,788	5,136

※更新等費用の実績のうち、公共建築物は、再配置方針で試算に使用した額（維持管理・修繕は2015(平成27)年度から2017(平成29)年度までの3年平均。

改修・更新等は2014(平成26)年度から2018(平成30)年度までの5年平均。）。その他は、2011(平成23)年度から2020(令和2)年度までの10年平均。

中長期（今後39年間＝本計画期間）の更新等に係る経費の見込み

【2021(令和3)年度から39年間】

(百万円)

会計区分	長寿命化対策等の見込み					自然体の見込み (⑤)	長寿命化対策 等の効果額 (④-⑤)	更新等費用の実績 (直近年平均額*) <充当可能財源額の 見込み>
	施設区分	維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+③)			
普通会計	公共建築物(a)	29,027	36,997	41,521	107,545	163,092	▲ 55,547	2,509
	インフラ施設(b)	3,221	6,519	8,385	18,125	57,745	▲ 39,620	615
	計(a+b)	32,248	43,516	49,906	125,670	220,837	▲ 95,167	3,124
公営事業会計	公共建築物(c)	3,313	6,099	0	9,412	13,180	▲ 3,768	232
	インフラ施設(d)	28,836	38,476	0	67,312	194,463	▲ 127,151	1,780
	計(c+d)	32,149	44,575	0	76,724	207,643	▲ 130,919	2,012
公共建築物計(a+c)		32,340	43,096	41,521	116,957	176,272	▲ 59,315	2,741
インフラ施設計(b+d)		32,057	44,995	8,385	85,437	252,208	▲ 166,771	2,395
合計(a+b+c+d)		64,397	88,091	49,906	202,394	428,480	▲ 226,086	5,136

※更新等費用の実績のうち、公共建築物は、再配置方針で試算に使用した額（維持管理・修繕は2015(平成27)年度から2017(平成29)年度までの3年平均。

改修・更新等は2014(平成26)年度から2018(平成30)年度までの5年平均。）。その他は、2011(平成23)年度から2020(令和2)年度までの10年平均。

※ 公共建築物：学校教育施設、文化施設、庁舎等の普通会計に属する建築物及び公営企業会計に属する庁舎、処理場等の建築物をいう。

※ インフラ施設：道路、橋りょう、上水道、下水道等及びそれらと一体となった構築物をいう。

※ 維持管理・修繕：施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要となる点検・調査、維持管理、補修、修繕をいう。また、施設の稼働に必要な動力・光熱水費等や維持管理負担金を含む。

なお、補修、修繕については、補修、修繕を行った後の効用が当初の効用を上回らないものをいう。例えば、法令に基づく法定点検や施設管理者の判断で自主的に行う点検、点検結果に基づく消耗部品の取替え等の軽微な作業、外壁コンクリートの亀裂の補修等を行うこと。

※ 改修：公共施設等を直すこと。改修を行った後の効用が当初の効用を上回るものをいう。例えば、耐震改修、長寿命化改修など。転用も含む。

※ 更新等：老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること。除却も含む。

第 3 章

公共施設等の総合的かつ計画的な 管理に関する基本的な方針

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 現状や課題に関する基本認識

公共施設等を取り巻く現状から厳しい財政状況が見込まれる中、将来にわたり公共施設等における市民サービスを安定的かつ持続的に提供していくためには、以下のような課題への対応が必要となります。

(1) 人口構造の変化

三木市創生計画・人口ビジョンの将来推計では、本市の人口は2015(平成25)年の77,178人から2060(令和42)年には50,195人となり、約35%減少します。

また、年齢3区分別の将来推計人口では、年少人口及び生産年齢人口の割合が低下する一方、老年人口の割合は上昇すると推計しています。

人口構造の変化により、公共施設等に対する市民ニーズの変化や利用者数の減少などが予想されます。

将来の人口規模や市民ニーズに適合した公共施設等の適正規模・適正配置を進める必要があります。

(2) 更新時期の集中及び老朽化

昭和40年代から50年代にかけての急激な人口増加に伴い、集中的に整備してきた公共施設等の多くで老朽化が進んでおり、今後一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることから、計画的な改修による安全性の確保及び施設機能の向上を図るとともに、長寿命化による更新時期の平準化に取り組む必要があります。

(3) 財政負担の増加

本市の公共施設等が今後一斉に大規模改修や更新の時期を迎えることから、更新等に多額の費用が必要となります。

今後39年間では維持管理・更新等に4,285億円、1年当たり平均110億円が必要と推計されます。

一方、維持管理・更新等費用に充てられる財源の見込みは年平均51億円程度であり、新たな施設を建設しなくとも、年間59億円(39年間で2,301億円)の不足が見込まれます。

生産年齢人口の減少により市税などの収入が減少する一方、老年人口の増加に伴う社会保障関係経費の増加が予想される中、公共施設等への財政負担の縮減及び平準化に取り組む必要があります。

(4) 効率的な維持管理

これまでからも、指定管理者制度の導入や民間委託など、民間事業者の能力やノウハウを活用し、施設の管理・運営の効率化を図ってきました。

今後は、地域や民間事業者との連携を更に進め、市民サービスの向上及び維持管理の効率化に取り組む必要があります。

2 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

(1) 全庁的な推進体制

本計画の取組を効率的かつ効果的に推進するため、公共施設再配置推進本部が本計画の進捗をフォローアップすることとし、全庁体制の下、本計画の見直しを行い、継続的に公共施設等の適正管理を推進します。

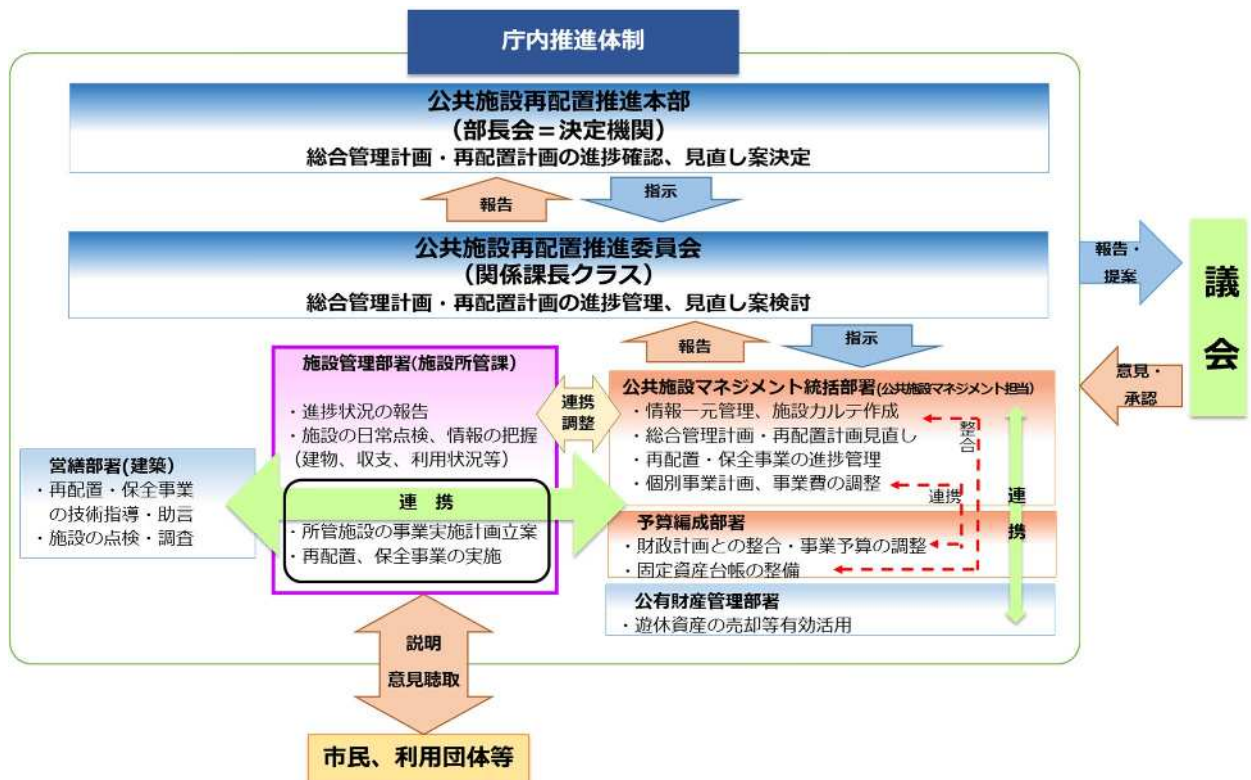
具体的な取組は、公共施設マネジメント統括部署を中心に施設管理、建築、財政(予算)の各担当が連携する体制を構築し、庁内横断的に進めていきます。

実際の個別事業の実施に当たっては、施設所管課において関係部署と協議・調整を経て個別施設の実施計画を作成し、各年度の予算編成のプロセスの中で具体的な取組を事業化し実行していきます。

(2) 情報管理及び情報の共有化に関する体制

公共施設等の点検・診断や維持管理・更新等の情報は、公共施設マネジメント統括部署が一元管理するとともに、全庁的に共有します。

「施設白書」のデータについては、毎年度ローリングを行うとともに、固定資産台帳等の公会計情報なども活用しながら全庁的に共有できる体制を構築します。



3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

円滑な財政運営を前提とし、公共施設等の「質」「量」「コスト」の適正化を目指します。

全ての公共施設等は貴重な「経営資源」であり、円滑な財政運営を前提とし、適切な維持管理の下で市民サービスの質を確保しつつ、施設の保有量及び維持更新・管理コスト等の適正化に取り組みます。

ア 「質」の適正化

(ア) 市民ニーズとの適合

施設の利用状況を把握するとともに、各施設が提供するサービスの内容やレベルについて可能な限り広く市民の声を聞き、市民ニーズに適合したサービスを提供します。

(イ) 適切な維持管理及び施設整備

- ① 日常点検、定期点検・診断、改修履歴等の施設情報を蓄積し、適正で効率的な維持管理を行うとともに、市民生活への影響や費用対効果を考慮して優先度を定め、計画的に改修（予防保全）を行い、施設の長寿命化を図ります。
- ② インフラ施設は市民生活のライフラインであり、大規模災害時の安全・安心を確保するため、施設の日常点検や定期点検、診断等により施設情報を蓄積し、長寿命化や耐震化を計画的に推進することにより、施設の安全性を確保するとともに、将来にわたり適切な維持管理を行います。
- ③ 年齢や性別、障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい施設とするため、ユニバーサルデザイン化に努めます。
- ④ 再配置後の施設への交通利便性について検討を行い、利用者の利便性確保に努めます。
- ⑤ 施設の建設や維持管理は大きな環境負荷を伴うことから、公共施設等には環境負荷低減に配慮した整備や維持管理を行う責務があります。

このため、施設の更新に当たっては、既存施設の利活用や設備更新等による建設廃棄物の抑制、エコマテリアル[※]の採用や運用面での省エネルギーなどによるLCCO2(ライフサイクルCO2)[※]抑制等の環境負荷低減に取り組みます。

※ エコマテリアルは、優れた機能や特性を持ちながらも、人にも環境にも優しい材料です。日本の材料研究者の議論の中で1991(平成3)年に生み出された概念で、「地球環境に調和し持続可能な人間社会を達成するための物質・材料」と定義されました。例えば、リサイクルできる材料や有害物質フリーの材料のほか、少ないエネルギーやクリーンな条件で製造できる材料、汚れた水や空気をきれいにする材料、少量で高い性能を発揮できる高効率・省資源な材料などもエコマテリアルと考えられています。また、環境調和型エネルギーシステム（例：太陽光発電、燃料電池など）を実現するために必要な材料もエコマテリアルと位置付けられています。

※ LCCO2(ライフサイクルCO2)とは、建築物の企画から解体・廃棄までの生涯において排出される二酸化炭素(CO2)の総量をいいます。日本のCO2排出量のうち、建築分野における排出量は約3分の1を占めています。

イ 「量」の適正化

(ア) 施設配置及び量の適正化

- ① 施設の本来の設置目的、市民ニーズ、財政状況などを総合的に勘案し、将来の人口規模に見合った適正規模・適正配置を目指します。
- ② 施設総量の縮減には、機能（公共サービス）が著しく低下しないよう配慮し、施設の統廃合、集約化、複合化、建替え時の減築等を検討し、延床面積の縮減に努めます。
- ③ 施設ごとの方向性は、施設の老朽化状況、利用状況、コスト状況等による施設評価、まちづくりの視点（市人口等の今後の推移予測を含む。）等の総合的な評価から検討し、決定します。

ウ 「コスト」の適正化

(ア) 財政負担の軽減

- ① 施設の更新に当たっては、建設費だけでなく、運営、維持管理、修繕や解体までの事業全体にわたる必要経費（ライフサイクルコスト＝LCC※）を見据え、更新費用を縮減します。
- ② 大規模改修や更新については、施設の重要度や劣化状況に応じ、長期的視点で優先度を付けて投資可能な財源を見込み計画的に実施することにより、財政負担の平準化及びLCCの縮減を図ります。

(イ) 効率的な管理運営

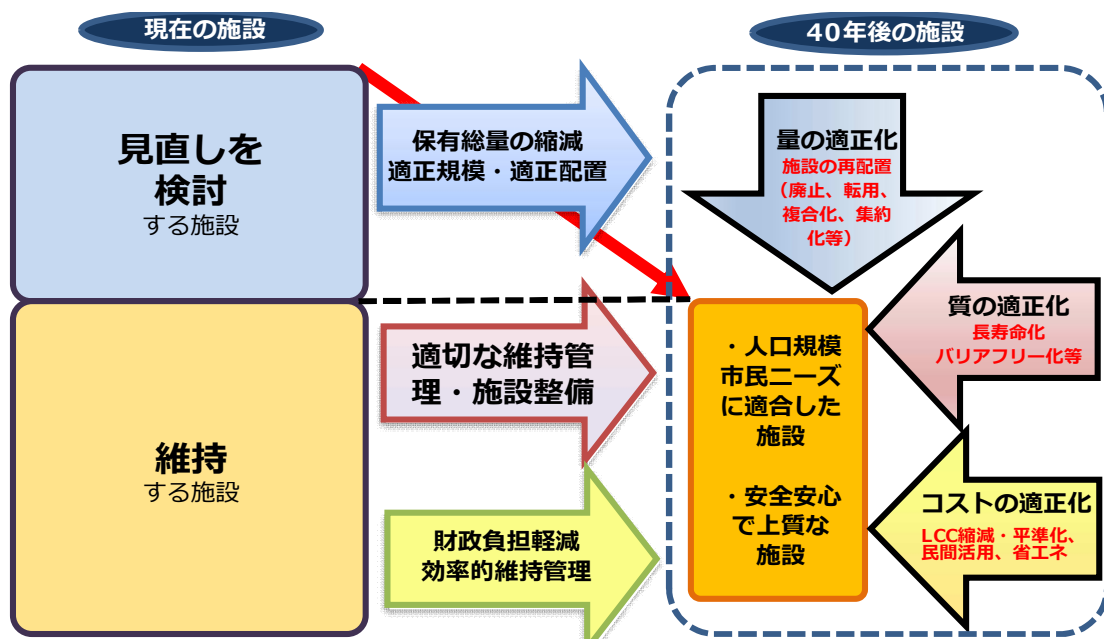
- ① 施設の管理運営経費の実態を把握し効率的に運用することにより、経費の削減に努めます。
- ② 民間で代替でき、かつ、市民サービスの維持向上が図られることが見込まれる施設は、積極的に指定管理者制度や長期包括管理委託制度を活用するとともに、PPP※やPFI※などの手法の導入の適否について検討します。
- ③ 再生可能エネルギー、省エネルギー設備などの導入を推進し、環境負荷の低減に配慮するとともに、維持管理経費の縮減に努めます。

※ ライフサイクルコスト(life cycle cost(LCC))とは、建築物の生涯に必要となるコストの総経費（生涯費用）のことで、建築物の設計費や建設費などの初期投資(インイシャルコスト)に光熱水費、維持管理費、修繕・改修費などの運用経費(ランニングコスト)及び解体処分費を総計したものです。

※ PPP: Public Private Partnership の略。官民連携事業の総称であり、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。民間資本や民間のノウハウを活用し、効率化や公共サービスの向上を目指すもの。PFI、指定管理者制度、包括的委託、民間事業者への公有地の貸出しなどがある。

※ PFI: Private Finance Initiative の略。公共施設等の設計、建設、維持管理、運営から資金調達までを一括して民間に発注することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

図3-1 公共施設再配置のイメージ



(2) 基本目標

公共施設等の現状や課題に関する基本認識及び将来見通しを踏まえ、公共施設等の管理目標を定めます。

ア 公共建築物

本計画における公共建築物の管理目標は、再配置方針において定めた総延床面積の縮減目標とします。

公共建築物の将来更新等費用の不足額(年間 16.7 億円)を解消するため、施設の保有総量(総延床面積)を**今後 40 年間で 35% (11.4 万㎡)、今後短期 10 年間で 9% (2.9 万㎡) 縮減**することとします。

(ア) 縮減目標の設定の前提

公共建築物の将来更新等費用の不足額を解消するため、施設の延床面積を縮減し、適正な保有量とすることを検討します。その前提条件として、公共建築物に係る将来費用は延床面積に比例して減少すると仮定します。

将来更新等費用は今後 40 年間で 668 億円不足することから、更新等費用の不足額を解消するためには、公共建築物の総延床面積を約 53%(668 億円 ÷ 1,252.3 億円 = 53.3%)縮減しなければならないこととなります。

併せて、床面積が縮減することにより、縮減面積に係る更新費用に加え、その分の光熱水費や修繕費、維持管理に係る委託費等の維持管理費用も減少します。この減少した維持管理費用を更新費用に充当すると仮定します。

また、廃止した施設の土地を売却し売却収入を更新費用に充当すると仮定し、これらの金額を今後 40 年間の投資可能額に上乗せするものとして、延床面積をどの程度縮減すれば更新等費用の不足額を賄えるかを試算しました。

(イ) 試算条件

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 対象面積 | 326,624.76 ㎡ (2019(平成 31)年 3 月 31 日現在) |
| ② 試算期間は、 | 40 年間 |
| ③ 将来更新等費用 | 40 年間で 1,252.3 億円、年平均 31.3 億円 |
| ④ 公共建築物の更新等に係る将来投資可能額 | 14.6 億円/年 (平成 26 年度から平成 30 年度までの公共建築物の改修・更新への年平均投資額を今後 40 年間、毎年度充当できるものと仮定) |
| ⑤ 維持管理費用 | 年 3,212 円/㎡ (平成 27 年度から平成 29 年度までの決算額の平均) |
| ⑥ 廃止した施設の土地の売却収入 | 年 1,814 円/㎡ |

※ 縮減した公共施設の延床面積に応じた施設の土地を売却できると仮定。

売却単価は、「土地に関する概要書」(平成 30 年度主要施策実績報告書)に記載の決定価格(宅地)による。1 ㎡当たりの評価額 17,236 円を売却単価とする。

※ 売却時は、建物を市が除却するものとする。廃止した施設の除去費は 28,000 円/㎡とする。除却費は、総務省自治財政局地方債課「公共施設等の解体撤去作業に関する調査結果」(平成 25 年 12 月)による。

【売却収入単価の計算】

- ① 公共施設の総敷地面積は 1,905,302 ㎡ (施設カルテによる。)
- ② 公共施設を 40 年間で全て除却すると仮定すると、売却額は 328 億 3,979 万円。
 $\times 1,905,302 \text{ ㎡} \times 17,236 \text{ 円} = 32,839,785,272 \text{ 円}$
- ③ 土地の売却に伴う建物の除却費を売却額から控除すると、
 土地の売却収入は 236 億 9,429 万円。
 $\times (1,905,302 \text{ ㎡} \times 17,236 \text{ 円}) - (326,624.76 \text{ ㎡} \times 28,000 \text{ 円}) = 23,694,291,992 \text{ 円}$
- ④ 公共施設床面積 1 ㎡当たり、1 年あたりに換算した売却収入は 1,814 円。
 $\times 23,694,291,992 \text{ 円} \div 326,624.76 \text{ ㎡} \div 40 \text{ 年} = 1,813.57 \text{ 円}$

(ウ) 縮減目標の試算結果

図3-2に示すように、延床面積削減による更新費用(グラフ赤色)と投資可能額、維持管理費用削減額及び土地の売却収入の更新費用充当額の合計(グラフ紫色)が等しくなる縮減率35%で必要な更新費用が賄えることとなります。

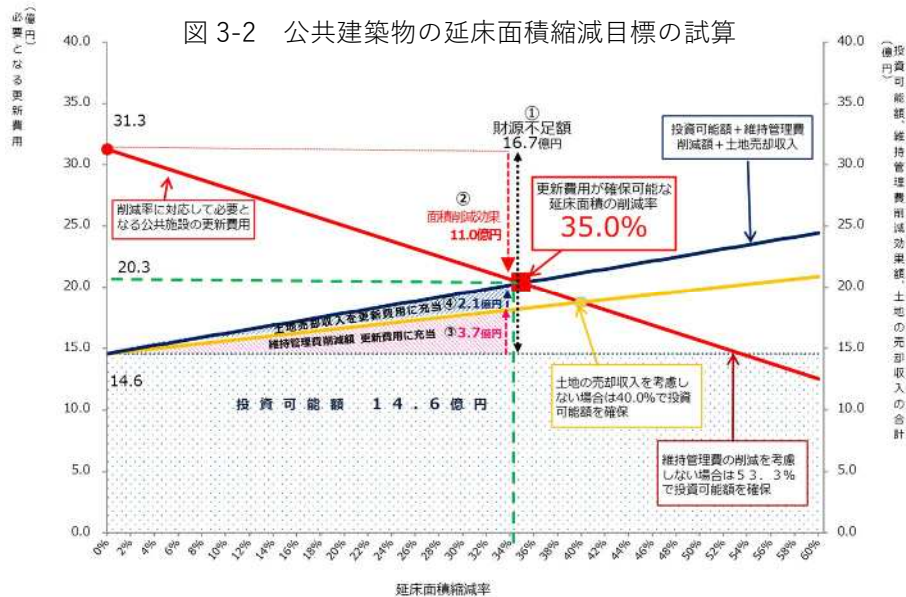
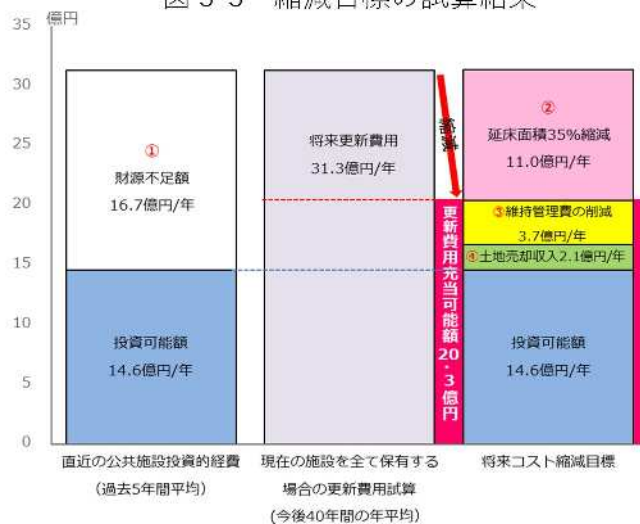


図3-3に示すように、延床面積を35%縮減すると更新費用が11.0億円縮減され、面積削減に伴う維持管理費用の縮減額3.7億円及び土地の売却収入2.1億円を更新費用に充当することにより、財源不足額を賄えることとなります。

図3-3 縮減目標の試算結果



◎更新費用の不足額の解消には、今後40年間で現有施設の延床面積の35%の縮減が必要。

▶縮減面積に係る更新費用の縮減

11.0 億円/年

■面積縮減に伴い施設の光熱水費や修繕費などの維持管理費用の縮減

3.7 億円/年

■廃止した施設の土地の売却収入

2.1 億円/年

・・・■を今後必要な更新費用に充当し、財源不足額を解消

イ インフラ施設

インフラ施設は、生活基盤施設が中心となることから総量縮減に関する数値目標は定めませんが、各個別計画により優先順位を付けた整備・更新等を実施するとともに、長寿命化を図ることによりライフサイクルコストの縮減に努めます。

(3) 実施方針

ア 点検・診断等の実施方針

公共施設等の点検、劣化診断等を計画的に行い劣化状況、性能低下状況等を把握するとともに、その結果を集積・蓄積し、計画的な老朽化対策等に活用します。

なお、集積・蓄積した点検・診断等の履歴を本計画の見直しに反映し、充実を図っていきます。

イ 維持管理・更新等の実施方針

維持管理については可能な限り民間のノウハウを活用し、効率化及び市民サービスの向上を図ります。

従来のように損傷後に修繕（事後保全）するのではなく、損傷が軽微なうちに補修等を行うこと（予防保全）で機能の保持・回復を図り、施設の長寿命化を図ります。

大規模改修や更新については、施設の重要度や劣化状況に応じて長期的視点で優先度を付け、投資可能な財源を見込み計画的に実施することで、トータルコストの縮減・平準化を目指します。

また、環境に配慮するとともに維持管理経費の節減を図るため、公共施設等の高効率化、省エネルギー化に努めます。

公共建築物の更新は、再配置方針に定めた複合化、集約化、廃止等を踏まえ、必要な施設のみを対象とします。

なお、維持管理・更新等の履歴を集積・蓄積の上、本計画の見直しに反映し充実を図るとともに、老朽化対策等に活用していきます。

ウ 安全確保の実施方針

点検・診断等により危険性が高いと認められた公共施設等は、使用の中止又は速やかな修繕等により安全を確保します。

老朽化等により供用廃止され、かつ、今後とも利用見込みのない公共施設等は解体撤去等の適切な措置を講じます。

エ 耐震化の実施方針

公共建築物は全施設の97%が現行の耐震基準を満たしており(耐震化不要の施設を含む。)、引き続き、耐震基準の水準を維持します。

耐震基準を満たさない施設は、再配置方針に基づき、早期に廃止等の必要な対策を講じます。

インフラ施設は、各個別施設計画に基づき計画的に耐震化を進めます。

オ 長寿命化の実施方針

公共建築物のうち再配置方針に基づき長寿命化を図る施設は、計画的な改修等の予防保全により長寿命化を図ります。

インフラ施設は、定期的な巡回点検による異常の早期発見、適時の修繕等及び各個別施設計画に基づく計画的な改修等の予防保全により長寿命化を図ります。

カ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、公共施設等の改修・更新等の際には、市民ニーズや施設の状況を踏まえながらユニバーサルデザイン化を推進します。

キ 統合や廃止の推進方針

公共建築物は、施設の必要性、民間での代替の可能性、他の施設との複合化や集約化の可能性を評価して策定した再配置方針に基づき再配置対策を行うことで、多様化する市民ニーズに対応したサービスの提供及び施設総量の縮減の両立を目指します。

インフラ施設は、各個別施設計画に基づき計画的な統廃合、広域化の検討を行います。なお、再配置対策により廃止した施設等の未利用資産は、売却・賃貸等により民間による地域活性化に資する利活用を推進するとともに、維持する施設の更新等費用の財源確保に努めます。

ク 広域連携に関する方針

公共施設の有効活用、施設管理の効率化、市民サービスの向上などを図るため、公共施設の近隣市町との相互利用などを推進します。

ケ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針**(ア) 職員の意識改革**

本計画を全庁的に推進していくには、職員一人ひとりが本計画の趣旨を理解し、経営的な視点を持って業務に取り組むことが必要です。

本計画に基づく各種取組の必要性を理解し、社会経済情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応できる職員を育成するため、公共施設マネジメントに関する研修会等の開催等により職員の意識啓発に努め、資産経営の在り方やコスト意識の向上に努めます。

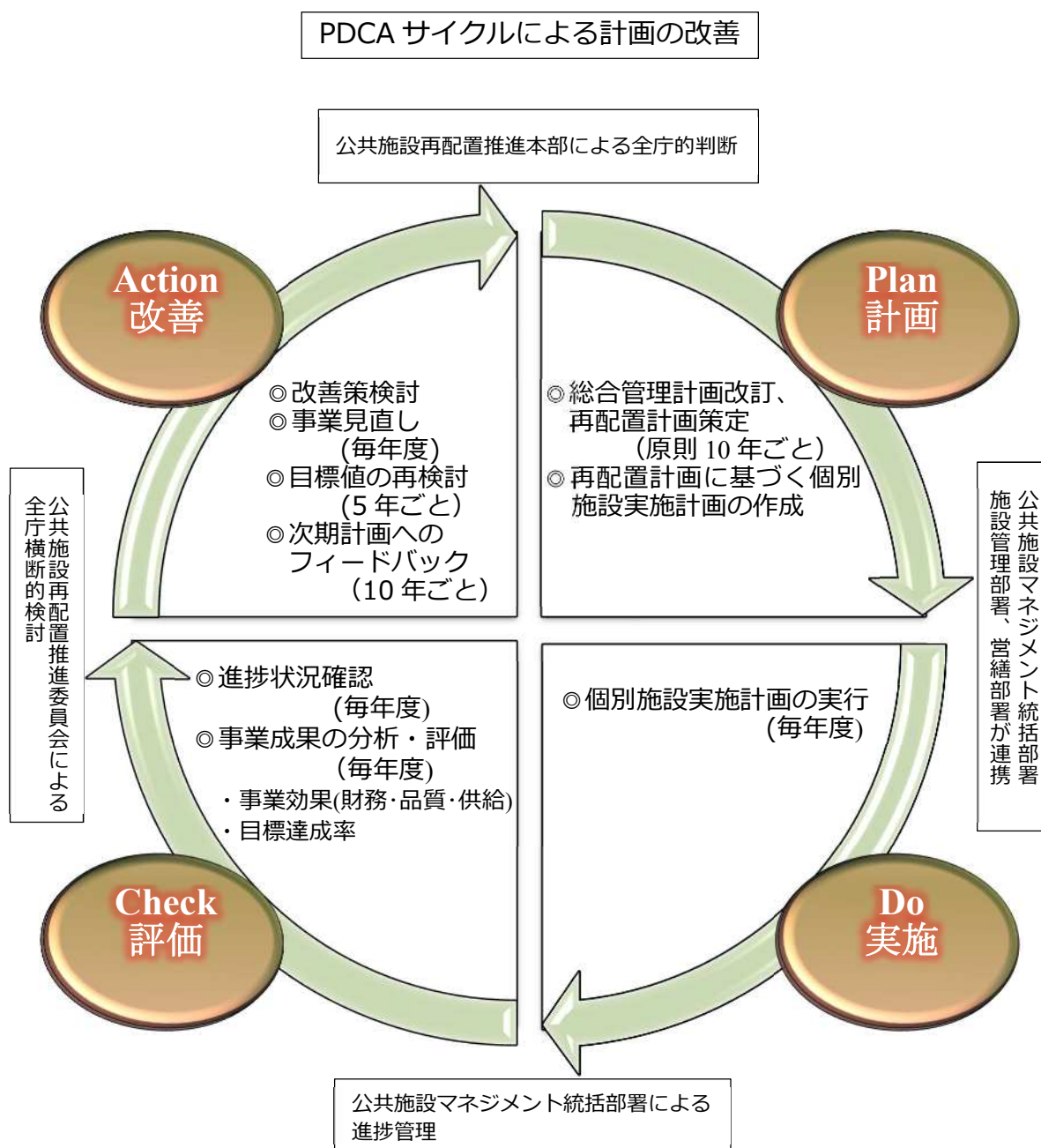
(イ) 市民との情報共有

公共施設等に関する課題へ対応するためには市民の理解が重要であり、議会・市民・各種団体との情報共有に努め、市民参画と協働の取組を進めていく必要があります。

本計画の趣旨を市民に理解していただくため、市広報紙やホームページ、各種説明会等の機会を通じ、公共施設等における行政サービスの成果やコスト、利活用状況などの情報提供を推進します。

4 PDCAサイクルの推進方針

中長期的な視点で本計画に取り組んでいく中で、社会経済情勢や市民ニーズの変化、計画の進捗状況等を踏まえた計画の改善を図るため、次に掲げるPDCAサイクルにより計画の進行管理及び見直しを行います。



第 4 章

施設類型ごとの管理に関する基本方針

第4章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 公共建築物

公共建築物の管理に関する基本方針は、再配置方針のとおりとします。

(1) 再配置の実施手法

ア 施設評価による個別施設の再配置方針の設定

再配置方針において、公共施設の利用状況や経費、建物の劣化状況などの情報による1次評価(定量評価)及び施設サービスの必要性や類似施設の配置状況などによる2次評価(定性評価)を経て、施設ごとの再配置に係る今後の方向性及び対策方針(継続、集約化、複合化、譲渡、廃止等)を定めました。

1次評価(定量評価)	2次評価(定性評価)	対策方針
【建物】 老朽度、耐震性能、バリアフリー対応(品質) 【機能】 利用状況(供給)・コスト状況(財務)	①公共関与の妥当性 ②他施設への移転の可否 ③他施設の受け入れの可否 ④民間への移譲の可否 ⑤他用途への転用の可否を検討し再評価	継続 集約化 複合化 譲渡 廃止

イ 再配置対策の手法

施設の再配置を実行していくため、施設の予防保全及び長寿命化を図り、維持改修や更新に係る財政負担の縮減及び平準化を目指す「長寿命化対策」並びに人口規模や市民ニーズに適合した施設の適正規模・適正配置を目指す「適正化対策」を再配置対策の手法として取り組みます。

主な対策	内容	再配置イメージ (現状) (将来)
①長寿命化対策		
継続 (改修・更新) 機能：継続 建物：継続	○今後も使い続ける施設は、計画的に改修を行い、施設の長寿命化を図る。 ○長寿命化できない施設又は建て替えたほうが安価な場合は更新(建替え)する。 ○更新時は、原則として延床面積を縮減する。	
②適正化対策		
集約化 【A1】 (機能：継続) (建物：継続) 【A2】 (機能：継続) (建物：廃止又は転用)	○同じ機能を有する複数の施設を、1つの施設に機能を集約し、不要となった建物は廃止し、売却、賃貸等の有効活用を図る。または、新たな公共サービスの需要に応じるため他用途に転用する。 (既存の複数施設を廃止し、建て替えて集約化する場合もある。この場合は、原則として、既存施設の総延床面積以下に縮減する。)	
複合化 【A】 (機能：継続) (建物：継続) 【B】 (機能：継続) (建物：廃止又は転用)	○異なる機能を有する複数の施設を、1つの施設に機能を複合し、不要となった建物は廃止し、売却、賃貸等の有効活用を図る。または、新たな公共サービスの需要に応じるため他用途に転用する。 (既存の複数施設を廃止し、建て替えて複合化する場合もある。この場合は、原則として、既存施設の総延床面積以下に縮減する。)	
譲渡 (機能：継続) (建物：廃止)	○更なる民間活力を活用(民間の経営能力や効率性を事業運営に導入)するため、機能継続を前提に、建物を譲渡・売却する。	
廃止 (機能：廃止) (建物：廃止又は転用)	○機能は廃止し、不要となった建物は売却、賃貸等の有効活用を図る。または、新たな公共サービス需要に応じるため他用途に転用する。	

ウ 保全の実施手法

(ア) 保全の考え方

今後の施設の維持保全は、目標使用(耐用)年数を定め、メンテナンスを計画的に行い、故障や不具合を未然に防ぎ安全性を確保するとともに(予防保全)、長寿命化が可能な施設は長寿命化対策を推進します。長寿命化により、施設のライフサイクルコストの縮減を図り、併せて、施設全体で修繕・改修等の時期が集中しないよう平準化することで、財政負担の軽減を図ります。

なお、次に掲げる施設については、大規模な補修や多額の費用を要するため、長寿命化改修には適しません。そのため、できる限り長期間使用できるよう維持管理を行い、目標使用(耐用)年数まで使用することを目標とします。

- ・耐震性能について確保することが困難な施設や、整備から経過年数が長く老朽化が著しいため長寿命化対策の効果の見込みが少ない施設
- ・構造躯体の健全性調査によりコンクリートの強度の不足、鉄筋の腐食の進行など、長寿命化対策の実施が困難な施設
- ・配置の問題や個別の事情により更新(建替え)せざるを得ない施設
- ・長寿命化対策(改修)に多額の費用がかかるため、更新(建替え)したほうが経済的に合理的な施設

また、施設の老朽化状況や社会ニーズの変化などから、このまま維持し続けることが適切でない施設については、目標使用(耐用)年数まで現状を維持し(事後保全)、廃止や他施設への複合化、集約化(統廃合)などの再配置を検討します。

表3-2-1 保全手法

継続(維持)する施設	長寿命化可能	予防保全+改良保全 (長寿命化)
	長寿命化不適	予防保全(計画保全)
継続(維持)しない施設	事後保全	
小規模施設		

(イ) 目標使用(耐用)年数の設定

目標とする施設の使用年数は、適切に保全することによって良好な状態を保ち、可能な限り長く有効に使うための目標年数です。

再配置方針において、目標使用(耐用)年数を次のとおり設定しています。

構 造	RC/SRC 造 (鉄筋コンクリート造)	S 造 (重量鉄骨造)	LGS 造(軽量鉄骨造)/ W造(木造)	CB 造 (ブロック造)
長寿命化対象施設	80 年	80 年	—	—
長寿命化しない施設	60 年	60 年	40 年	60 年

建築物は、多くの部位・設備機器で構成され、それらの耐用年数はそれぞれ異なります。そのうち最も長い構造躯体の耐用年数を目標使用(耐用)年数とします。

構造躯体の耐用年数について、日本建築学会発行の「建築物の耐久計画に関する考え方」において示されている“望ましい目標耐用年数の級”では、構造品質が普通の品質の場合、鉄筋コンクリート造(RC 造)、鉄骨鉄筋コンクリート造(SRC 造)、重量鉄骨造(S

造)の目標耐用年数は、いずれも高品質が80年~120年、普通品質が50年~80年とされています。

再配置方針では、長寿命化が可能と判断した建築物については普通品質の上限値である80年を目標使用(耐用)年数とします。また、長寿命化を目指さない建築物、長寿命化に適さない建築物は60年とします。

なお、その他の構造(軽量鉄骨造など)は、前記構造と比較して耐用年数は短く長期使用を前提としていないことが一般的であるため長寿命化の対象外としますが、適切に保全しできるだけ長く使用することとします。

公営住宅は、公営住宅法施行令で定められている耐用年数(耐火構造:70年、準耐火構造:45年、木造:30年)によることとします。

(ウ) 改修周期の設定

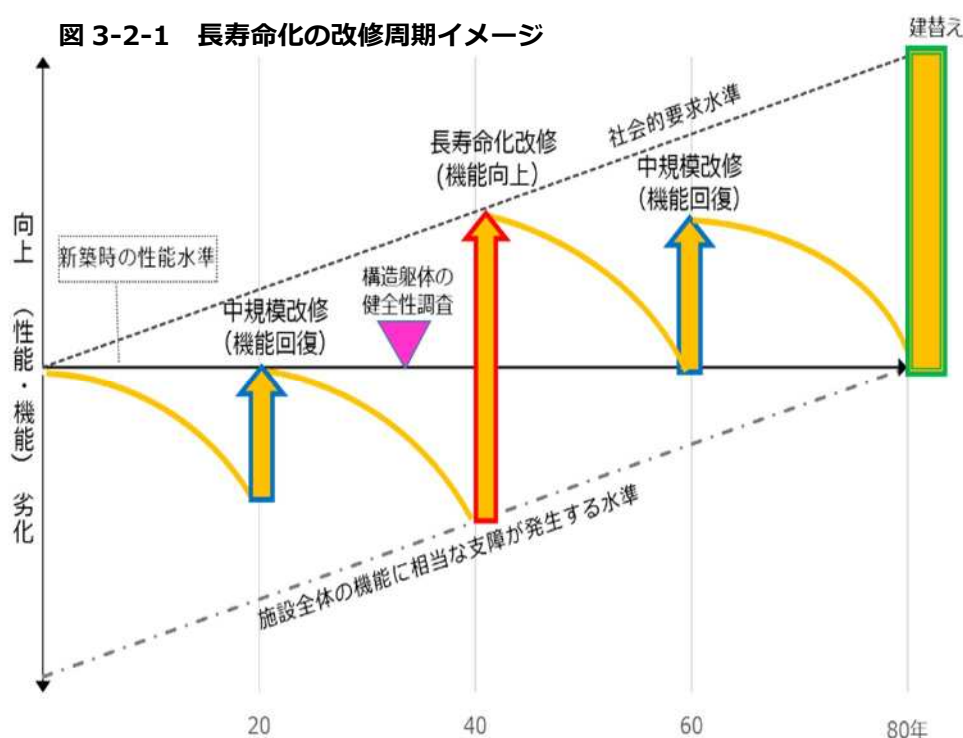
表3-2-1の保全手法で示した施設分類ごとの保全を行うに当たり、標準的な改修周期を設定します。

① 長寿命化

今後も維持する施設のうち、長寿命化が可能な施設は、目標使用(耐用)年数を80年とし、計画的な保全により長寿命化を図ります。

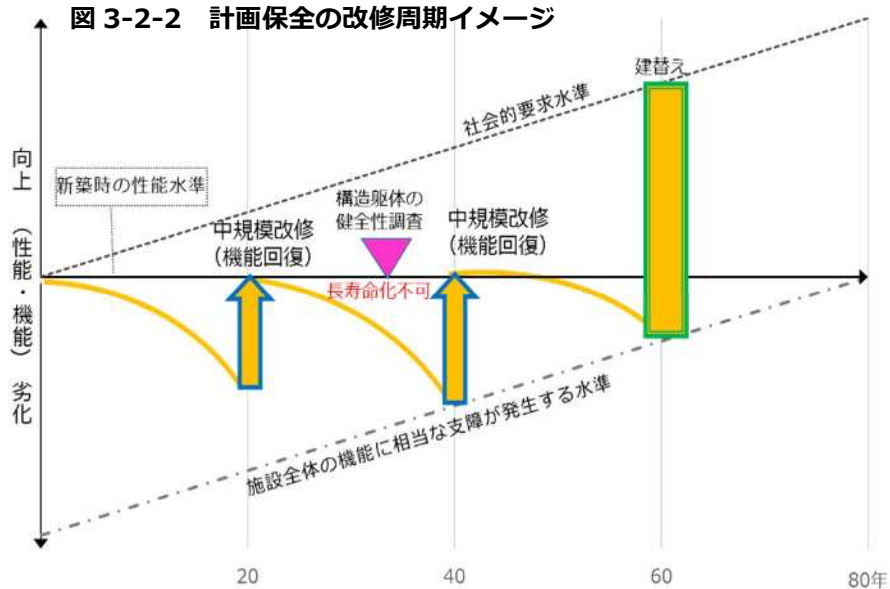
外壁等の部位や機械設備ごとの物理的耐用年数はおおむね20年、30年、40年に分けることができます。構造躯体の耐久性を確保し、部位、設備を適切な周期で改修、更新を行うことで、構造躯体の限界性能が維持される限り長く使い続けることができます。

再配置方針において長寿命化とした施設は、原則として、長寿命化改修前の築後おおむね35年を経過した時期に、改めて構造躯体の健全性詳細調査を実施し、長寿命化に適する場合には、長期利用に適するよう機能向上を含めた長寿命化改修を行います。



② 計画保全

今後も維持する施設のうち、構造躯体の健全性調査の結果、長寿命化を目指さない施設又は長寿命化に適さない施設の目標使用（耐用）年数は60年（LGS造、W造は40年）とし、部位、設備の計画（定期）的な改修により機能回復を図りながら目標使用（耐用）年数まで使用します。



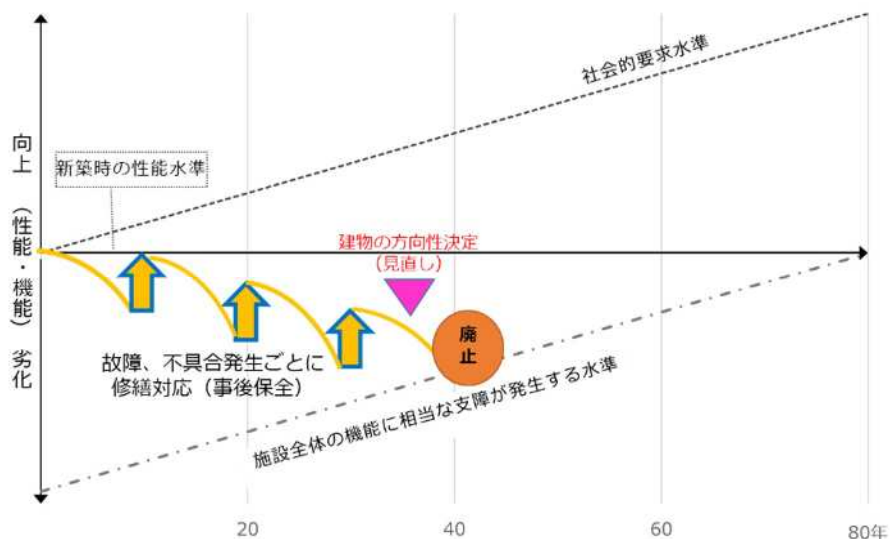
※構造躯体の健全性調査：コンクリート圧縮強度、コンクリート中性化深さ、鉄筋腐食状況、鉄骨部材腐食状況等（耐震診断時にデータがある場合は活用）

③ 事後保全

今後、維持（建替え）しない施設や小規模施設は、故障や不具合が発生した場合に修繕を行うことで安全性、機能維持を図ります。

経年劣化により安全に使用できない可能性がある場合は、事前に施設の廃止や利用を停止します。

図 3-2-3 事後保全の改修周期イメージ



(2) 今後の施設の方向性

ア 市民文化系施設

(ア) 施設類型別の基本方針

- 集会施設は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。
改修や更新（建替え）時は、人口規模や利用状況に応じ規模縮小や他施設との複合化を検討します。
- 文化施設は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。
改修や更新（建替え）時は、人口規模や利用状況に応じ規模縮小や他施設との複合化を検討します。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設名称	基本情報				再配置方針		長寿命化判定	目標使用（耐用）年数
		延床面積 (㎡)	代表建築年度	築年数	耐震性	短期 (R3～R11年度)	中長期 (R12～R41年度)		
集会施設									
1	中央公民館	2,585.21	1971	48	有	継続 (他施設を複合化)	継続 (改修・更新)	-	-
2	三木コミュニティスポーツセンター	1,441.22	1991	28	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
3	三木南交流センター	1,777.63	2008	11	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
4	別所伊公民館	1,207.50	1978	41	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
5	志染町公民館	1,088.43	1980	39	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
6	細川町公民館	1,152.94	1983	36	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
7	口吉川町公民館	1,208.81	1982	37	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
8	緑が丘町公民館	2,216.23	1982	37	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
9	自由が丘公民館	1,955.18	1979	40	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
10	青山公民館	1,779.57	1992	27	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
11	吉川町公民館	2,007.41	1976	43	無	継続 (他施設を集約化)	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
12	吉川町公民館 貸ホール	340.96	1977	42	無	他施設に集約化 (廃止)	-	-	-
13	市民活動センター	2,705.80	1980	39	無	他施設に複合化 (廃止)	-	-	-
14	まなびの郷みずほ	2,724.82	1990	29	有	他施設に複合化 (廃止)	-	-	-
15	総合隣保館	721.52	1981	38	無	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
16	別所 ふるさと交流館	520.60	1978	41	有	継続 (改修・更新)	廃止	-	-
17	福井コミュニティセンター	1,125.90	2016	3	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
文化施設									
18	文化会館	8,319.43	1985	34	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80

イ 社会教育系施設

(ア) 施設類型別の基本方針

- 図書館はいずれも比較的新しい施設で、日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。
- 博物館等は国指定史跡区域に建設されているため、建替えができません。そのため、今後は利便性の向上及び利用者拡大を図るため、機能の集約化を検討します。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設名称	基本情報				再配置方針		長寿命 化判定	目標 使用 (耐用) 年数
		延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	築 年 数	耐 震 性	短期 (R3～R11年度)	中長期 (R12～R41年度)		
図書館									
1	中央図書館	2,121.82	2015	4	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
2	青山図書館	309.00	2009	10	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
3	吉川図書館	845.35	2009	10	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
博物館等									
4	金物資料館	182.11	1976	43	無	継続 (改修・更新)	他施設へ集約化 (廃止)	-	-
5	堀光美術館	573.86	1981	38	有	継続 (改修・更新)	他施設へ集約化 (廃止)	-	-
6	みき歴史資料館	1,903.00	1982	37	有	継続 (改修・更新)	継続 (他施設へ集約化)	-	60

ウ スポーツ・レクリエーション系施設

(ア) 施設類型別の基本方針

- スポーツ施設は、市民ニーズや利用状況に応じ総量の見直しを図ります。
- 老朽化が進み、また、耐震補強がされていない施設については、利用者には近隣施設の利用を促し当施設は廃止します。
- レクリエーション施設・観光施設は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。
- 老朽化が進み、また、耐震補強がされていない施設については、他施設に機能を移し建物は廃止します。
- 保養施設は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設名称	基本情報				再配置方針		長寿命化判定	目標使用(耐用)年数
		延床面積(m)	代表建築年度	築年数	耐震性	短期(R3～R11年度)	中長期(R12～R41年度)		
スポーツ施設									
1	市民体育館	700.40	1952	67	無	他施設へ集約化(廃止)	-	-	-
2	勤労者体育センター	980.70	1977	42	無	他施設へ集約化(廃止)	-	-	-
3	三木山総合公園	9,527.80	1995	24	有	継続(他施設へ集約化)	継続(改修・更新)	長寿命化	80
4	吉川総合公園	5,001.88	1986	33	有	継続(他施設へ集約化)	継続(改修・更新)	長寿命化	80
5	吉川体育館	1,496.40	1980	39	無	他施設へ集約化(廃止)	-	-	-
6	屋内ゲートボール場	1,277.16	1995	24	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80
7	緑が丘スポーツ公園管理棟	116.24	1987	32	有	→	継続(改修・更新)	-	40
8	弓道場	103.00	2012	7	有	→	継続(改修・更新)	-	60
レクリエーション施設・観光施設									
9	三木ホースランドパーク	4,536.35	1998	21	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80
10	三木鉄道ふれあい館	257.72	2009	10	有	→	継続(改修・更新)	-	40
11	みのり会館	754.62	1971	48	無	廃止	-	-	-
保養施設									
12	温泉交流館	1,339.10	2001	18	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80

エ 産業系施設

(ア) 施設類型別の基本方針

- 産業系施設は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。

改修や更新（建替え）時は、人口規模や利用状況に応じ規模縮小や他施設との複合化を検討します。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設 名称	基本情報				再配置方針		長寿命 化判定	目標 使用 (耐用) 年数
		延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	築 年 数	耐 震 性	短期 (R3～R11年度)	中長期 (R12～R41年度)		
産業系施設									
1	山田錦の館	2,007.55	2003	16	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80
2	道の駅みき	2,394.89	1999	20	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80
3	かじやの里メッセみき	1,258.65	2010	9	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80
4	農産物工房	133.86	2012	7	有	→	継続(改修・更新)	-	40
5	別所ゆめ街道 飲食物産館	281.66	2018	1	有	→	継続(改修・更新)	-	40
6	勤労者福祉センター サンライフ三木	1,399.66	1984	35	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80

オ 学校教育系施設

(ア) 施設類型別の基本方針

- その他教育施設（教育センター）は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。
- ※ 小学校、中学校及び学校給食施設は、「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づき策定される個別計画との整合を図ります。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設名称	基本情報				再配置方針		長寿命化判定	目標使用（耐用）年数
		延床面積 (㎡)	代表建築年度	築年数	耐震性	短期 (R3～R11年度)	中長期 (R12～R41年度)		
学校（小学校）									
1	三樹小学校	6,023.91	1980	38	有	継続（改修・更新）	「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づく個別計画による。	-	-
2	平田小学校	4,621.32	1966	53	有	継続（改修・更新）		-	-
3	三木小学校	7,238.89	1974	44	有	継続（改修・更新）		-	-
4	別所小学校	5,825.56	1979	39	有	継続（改修・更新）		-	-
5	志染小学校	3,950.79	1974	44	有	継続（改修・更新）		-	-
6	口吉川小学校	2,753.96	1971	47	有	継続（改修・更新）		-	-
7	豊地小学校	2,272.82	1967	51	有	継続（改修・更新）		-	-
8	緑が丘小学校	5,814.99	1997	21	有	継続（改修・更新）		-	-
9	緑が丘東小学校	6,206.00	1979	39	有	継続（改修・更新）		-	-
10	自由が丘小学校	9,605.71	1975	41	有	継続（改修・更新）		-	-
11	自由が丘東小学校	5,633.59	1982	36	有	継続（改修・更新）		-	-
12	広野小学校	5,613.00	1980	38	有	継続（改修・更新）		-	-
13	東吉川小学校	3,864.00	2000	18	有	他施設に集約化 (廃止)		-	-
14	中吉川小学校	3,985.69	1970	48	有	他施設に集約化 (廃止)		-	-
15	上吉川小学校	3,032.42	1984	34	有	他施設に集約化 (廃止)		-	-
16	みなぎ台小学校	5,501.00	1998	20	有	継続 (他施設を集約化)		-	-

No	施設名称	基本情報				再配置方針		長寿命 化判定	目標 使用 (耐用) 年数
		延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	築 年 数	耐 震 性	短期 (R3～R11年度)	中長期 (R12～R41年度)		
学校（中学校）									
17	三木中学校	7,402.14	1968	50	有	継続 (他施設を集約化)	「三木市立小中学校の 学校再編に関する実施 方針」に基づく個別計画 による。	-	-
18	三木東中学校	6,803.05	1988	30	有	継続（改修・更新）		-	-
19	別所中学校	4,957.85	1983	35	有	継続（改修・更新）		-	-
20	志染中学校	2,700.22	1962	56	有	他施設を集約化 (廃止)		-	-
21	星陽中学校	3,321.96	1970	48	有	他施設を集約化 (廃止)		-	-
22	緑が丘中学校	7,845.78	1975	43	有	継続 (他施設を集約化)		-	-
23	自由が丘中学校	8,022.40	1982	36	有	継続（改修・更新）		-	-
24	吉川中学校	5,344.00	1959	59	有	継続（改修・更新）		-	-
学校（特別支援学校）									
25	三木特別支援学校	2,595.00	1991	27	有	→	継続（改修・更新）	長寿命化	80
その他教育施設（学校給食施設）									
26	吉川学校給食 共同調理場	1,120.36	1996	22	有	継続（改修・更新）	「三木市立小中学校の 学校再編に関する実施 方針」に基づく個別計画 による。	-	-
27	三樹学校給食 共同調理場	267.36	1987	31	有	継続（改修・更新）		-	-
28	平田小学校給食 調理場	204.40	1979	39	無	継続（改修・更新）		-	-
29	三木学校給食 共同調理場	264.00	1983	35	有	継続（改修・更新）		-	-
30	別所学校給食 共同調理場	200.00	1980	38	有	継続（改修・更新）		-	-
31	緑が丘学校給食共同 調理場	253.00	1980	37	有	継続（改修・更新）		-	-
32	緑が丘東小学校給食 調理場	197.14	1979	39	有	継続（改修・更新）		-	-
33	自由が丘小学校給食 調理場	200.00	1980	38	有	継続（改修・更新）		-	-
34	自由が丘東学校給食 共同調理場	273.00	1983	35	有	継続（改修・更新）		-	-
35	広野小学校給食調理 場	210.05	1980	38	有	継続（改修・更新）		-	-
その他教育施設（教育センター）									
36	教育センター	1,905.29	1994	25	有	→	継続（改修・更新）	長寿命化	80

カ 子育て支援施設

(ア) 施設類型別の基本方針

- 幼稚園・保育園・こども園は、別途策定されている「幼保一体化計画」を各施設の再配置方針として示しています。
- 幼児・児童施設のうち、アフタースクールは、今後の小学校の再編に併せて検討します。小学校の再編までは、基本的に学校の空き教室を利用します。
- 児童センター及び吉川児童館は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設名称	基本情報				再配置方針		長寿命化判定	目標使用(耐用)年数
		延床面積(m)	代表建築年度	築年数	耐震性	短期(R3～R11年度)	中長期(R12～R41年度)		
幼稚園・保育園・こども園									
1	三木幼稚園	589.18	1979	40	有	廃止	-	-	-
2	三木幼稚園	739.66	1979	40	有	廃止	-	-	-
3	別所認定こども園	1,000.80	1978	41	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80
4	清心緑が丘認定こども園	1,193.06	1972	47	有	幼保一体化計画による		-	-
5	緑が丘東幼稚園	602.65	1981	38	有	廃止	-	-	-
6	自由が丘幼稚園	1,183.20	1981	38	有	廃止	-	-	-
7	広野幼稚園	528.48	1981	38	有	廃止	-	-	-
8	よかわ認定こども園	1,095.14	1998	21	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80
9	上の丸保育所	625.49	1966	53	有	廃止	-	-	-
10	志染保育所	419.75	1981	38	有	幼保一体化計画による		-	-
幼児・児童施設									
11	平田アフタースクール	595.18	1981	38	有	継続(改修・更新)	「三木市立小中学校の学校再編に関する実施方針」に基づく個別計画による。	-	-
12	豊地アフタースクール	127.71	2006	13	有	継続(改修・更新)		-	-
13	口吉川アフタースクール	180.00	1980	39	有	他施設で複合化(廃止)		-	-
14	緑が丘アフタースクール	266.66	2015	4	有	継続(改修・更新)		-	-
15	緑が丘東アフタースクール	199.53	2000	19	有	継続(改修・更新)		-	-
16	自由が丘東アフタースクール	409.08	1982	37	有	継続(改修・更新)		-	-
17	よかわアフタースクール	392.00	1990	29	有	他施設で複合化(廃止)	-	-	-
18	児童センター	648.75	1994	25	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80
19	吉川児童館	477.57	1999	20	有	→	継続(改修・更新)	長寿命化	80

キ 保健・福祉施設

(ア) 施設類型別の基本方針

- デイサービスセンター在宅介護支援センターは、介護保険事業計画に基づき、将来の利用者見込みや民間施設の整備状況を踏まえ、他のデイサービスセンターとの統合や民間への移行を検討します。
- 障害福祉施設は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。
改修や更新（建替え）時は、人口規模や利用状況に応じ規模縮小や他施設との複合化を検討します。
老朽化が進み、また、耐震補強がされていない施設については、利用者には他施設の利用を促し当施設は廃止します。
- 保健施設は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。
吉川健康福祉センターは吉川支所の機能を複合化し、窓口の一本化により市民の利便性の向上を図ります。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設名称	基本情報				再配置方針		長寿命 化判定	目標 使用 (耐用) 年数
		延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	築 年 数	耐 震 性	短期 (R3～R11年度)	中長期 (R12～R41年度)		
高齢福祉施設									
1	デイサービスセンター 在宅介護支援センター口吉川	833.64	1995	24	有	継続（改修・更新）	介護保険事業計画による	-	-
2	デイサービスセンター 在宅介護支援センター志染	590.65	2016	3	有	継続（改修・更新）	介護保険事業計画による	-	-
3	デイサービスセンター 在宅介護支援センターひまわり	958.72	1997	22	有	廃止（民間移行）	-	-	-
4	デイサービスセンター 在宅介護支援センター三木南	649.13	1998	21	有	継続（改修・更新）	介護保険事業計画による	-	-
5	デイサービスセンター 在宅介護支援センター三木東	683.16	1998	21	有	継続（改修・更新）	介護保険事業計画による	-	-
6	デイサービスセンター 在宅介護支援センター三木北	517.74	1999	20	有	継続（改修・更新）	介護保険事業計画による	-	-
7	デイサービスセンター 在宅介護支援センター自由ヶ丘	1,196.22	2001	18	有	継続（改修・更新）	介護保険事業計画による	-	-
8	高齢者福祉センター	806.38	1995	24	有	他施設に複合化 （廃止）	-	-	-
障害福祉施設									
9	障害者総合支援センター はまぎの丘	2,270.12	2008	11	有	→	継続（改修・更新）	長寿命化	80
10	三木共同作業所	200.26	1993	26	有	→	継続（改修・更新）	-	40
11	口吉川共同作業所	173.90	2002	17	有	→	継続（改修・更新）	-	40
12	星陽やすらぎセンター	199.17	1940	79	無	継続（改修・更新）	廃止	-	-
13	やすらぎ工房	190.85	1981	38	有	継続（改修・更新）	議度	-	-
保健施設									
14	総合保健福祉センター	3,071.79	1998	21	有	→	継続（改修・更新）	長寿命化	80
15	吉川健康福祉センター	3,265.22	1999	20	有	継続 （他施設を複合化）	継続（改修・更新）	長寿命化	80

ク 行政系施設

(ア) 施設類型別の基本方針

- 庁舎等は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。

吉川支所は吉川健康福祉センターに機能を複合化し、窓口の一本化により市民の利便性の向上を図ります。吉川支所が移転した後の空スペースについては、市民の皆様の御意見を反映しながら有効活用に努めます。

- 消防施設は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設名称	基本情報				再配置方針		長寿命 化判定	目標 使用 (耐用) 年数
		延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	築 年 数	耐 震 性	短期 (R3～R11 年度)	中長期 (R12～R41 年度)		
庁舎等									
1	本庁舎・ みつきい広場	15,204.27	1993	26	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
2	吉川支所	1,296.49	2009	10	有	転用	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
消防施設									
3	消防本部	3,575.00	2007	12	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
4	消防署広野分署	564.09	1976	43	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
5	消防署吉川分署	449.84	1982	37	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80

ケ 公営住宅

(ア) 施設類型別の基本方針

○ 公営住宅は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。

改修や更新（建替え）時は、民間住宅の供給量及び将来の人口規模に応じ総量の見直しを検討します。

入居率が低い住宅は更新（建替え）を行わず、近隣の公営住宅や民間賃貸住宅への転居を検討します。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設名称	基本情報				再配置方針		長寿命 化判定	目標 使用 (耐用) 年数
		延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	築 年 数	耐 震 性	短期 (R3～R11 年度)	中長期 (R12～R41 年度)		
公営住宅									
1	加佐団地	900.72	1973	46	有	継続 (改修・更新)	他施設に集約化 (廃止)	-	-
2	朝日ヶ丘中団地	4,426.98	1973	46	有	継続 (改修・更新)	他施設に集約化 (廃止)	-	-
3	朝日ヶ丘中団地 高層	4,690.92	2009	10	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	70
4	朝日ヶ丘南団地	10,590.17	2000	19	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	70
5	新田山団地	1,037.25	1982	37	有	継続 (改修・更新)	他施設に集約化 (廃止)	-	-
6	大塚団地	2,967.33	1988	31	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	70
7	えびす団地	4,766.66	1993	26	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	70
8	跡部団地	2,428.82	1997	22	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	70

コ 供給処理施設

(ア) 施設類型別の基本方針

- 供給処理施設は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。

改修や更新（建替え）時は、人口規模や利用状況に応じ規模縮小や他施設との複合化を検討します。

吉川クリーンセンターについては最終処分場の施設は継続し、その他の施設（旧し尿処理施設・旧焼却施設）は廃止します。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設 名称	基本情報				再配置方針		長寿命 化判定	目標 使用 (耐用) 年数
		延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	築 年 数	耐 震 性	短期 (R3～R11年度)	中長期 (R12～R41年度)		
供給処理施設									
1	清掃センター	10,649.26	1997	22	有	継続 (他施設を集約化)	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
2	吉川クリーンセンター	2,754.50	1992	27	有	→	継続 (改修・更新)	-	-
3	クリーンセンター	5,096.08	1986	33	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80

サ その他

(ア) 施設類型別の基本方針

- その他施設のうち、ハートフルプラザみき、みきやま斎場及び自由が丘中公園バス待合施設は日常点検や定期診断により適正で効率的な維持管理を行うとともに、計画的に改修を行い施設の長寿命化を図ります。

M I K I 夢ステーションは、更なる民間活力を活用（民間の経営能力や効率性等を事業運営に導入）するため、建物の民間譲渡を検討します。

シルバー人材センターは当面は継続しますが、更新（建替え）は行わず他施設での賃貸を検討します。

(イ) 各施設の再配置方針

No	施設 名称	基本情報				再配置方針		長寿命 化判定	目標 使用 (耐用) 年数
		延床 面積 (㎡)	代表 建築 年度	築 年 数	耐 震 性	短期 (R3～R11 年度)	中長期 (R12～R41 年度)		
その他									
1	ハートフルプラザ	867.95	1996	23	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
2	みきやま斎場	1,410.79	2007	12	有	→	継続 (改修・更新)	長寿命化	80
3	M I K I 夢ステーション	154.93	2009	10	有	継続 (改修・更新)	譲渡	-	-
4	自由が丘中公園 バス待合施設	117.32	2013	6	有	→	継続 (改修・更新)	-	60
5	シルバー 人材センター	502.50	1995	24	有	継続 (改修・更新)	他施設に複合化 (廃止)	-	-

2 インフラ施設

(1) 道路

「みきインフラ・メンテナンス計画」及び「三木市舗装修繕計画」に基づき計画的な修繕を行い、道路の安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減並びに財政負担の平準化を図ります。

ア 点検の実施

道路及び道路ストック（照明、標識、法面等）の健全状況を把握するため、道路パトロールによる目視点検を実施し、危険個所の早期発見に努めます。また、幹線道路については道路性状調査を、道路ストックについては国の定めた点検要領による定期点検をそれぞれ実施します。

イ 速やかな緊急対策の実施

点検などで道路交通の安全性に影響するおそれのある深刻な損傷が発見された場合は、交通規制等の応急処置を施すとともに、速やかに緊急対策工事を実施し安全性を確保します。

ウ 計画的な補修対策の実施

点検結果等に基づき、幹線道路・生活道路や交通量・重要度などを勘案した補修の優先度を評価し計画的な補修を行うことにより、道路の健全性を回復し安全性を確保するとともに長寿命化を図ります。

エ データベース整備による施設管理データの有効活用

道路台帳、点検データ、補修対策履歴データなどを蓄積し活用することで、効率的・効果的な維持管理を行います。

オ 計画の見直し

点検や修繕により得られた施設の状態及び対策履歴等の情報を基に各施設の健全性を評価し、必要に応じ計画を見直します。

(2) 橋梁

「みきインフラ・メンテナンス計画」及び「三木市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき計画的な修繕を行い、橋梁の安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減並びに財政負担の平準化を図ります。

ア 点検の実施

道路橋の健全状況を把握するため、道路パトロールに合わせ目視による通常点検及び定期点検を実施します。このうち、必要なものについて更に詳細な調査を行い、さまざまな視点で損傷状態を把握し、適切な補修対策につなげます。また、地震や台風などの自然災害時には、異常時点検を行います。

イ 速やかな緊急対策の実施

定期点検や詳細点検などにおいて道路交通の安全性に影響するおそれのある深刻な損傷が発見された場合には、交通規制等の応急処置を施すとともに、速やかに緊急対策工事を実施し安全性を確保します。

ウ 計画的な補修対策の実施

予防的な補修対策を計画的に実施することで、橋梁の健全性を回復し安全性を確保するとともに、下記の使用年数を目標に長寿命化を図ります。

※目標使用年数

【鋼橋】架設後41年以上：70年、架設後40年以内：100年

【コンクリート橋】架設後41年以上：85年、架設後40年以内：100年

エ データベース整備による施設管理データの有効活用

点検データや補修対策履歴データなどを蓄積し活用することで、的確な補修対策計画を立案します。また、蓄積されたデータを分析することで、補修対策の実施結果などについても検証し改善案の検討を行います。

オ 計画の見直し

点検により補修対策を優先すべき損傷が新たに発見された場合や、新たな技術的知見が得られた場合には、適宜、計画を見直します。

(3) 公園

「みきインフラ・メンテナンス計画」及び「三木市公園施設長寿命化計画」に基づき計画的な修繕、更新等を行い、公園施設の安全性の確保及びライフサイクルコストの縮減並びに財政負担の平準化を図ります。

ア 点検の実施

公園施設の健全状況を把握するため、施設管理者による劣化、異常等の発見、早期対応を目的とした日常的な巡視(目視)点検及び専門技術者による定期点検(一般施設、土木構築物、建築物は5年に1回以上の健全度調査。遊具は毎年。設備機器は法令に定める頻度。)を実施し、劣化の早期発見に努めます。また、地震や台風、衝突事故などの予想外の力が構造物に作用したときは臨時点検を実施します。

イ 速やかな緊急対策の実施

点検などにおいて施設の劣化や損傷が危険な状態であることを発見した場合は、直ちに利用禁止の措置を行い、速やかに修繕又は撤去し安全性を確保します。

ウ 計画的な補修対策の実施

近隣公園及び総合公園において、予防保全型施設は補修対策を計画的に実施することで、施設の健全性を回復し安全性を確保するとともに、長寿命化を図ります。事後保全型施設は健全度調査を実施しないため、維持保全(清掃・保守・修繕)及び日常点検での公園施設の機能の保全により安全性を維持します。

街区公園、その他公園については遊具点検を法に定められたとおり毎年実施し、危険度合いの高いものから順次修繕を実施します。

エ データベース整備による施設管理データの有効活用

点検データや補修対策履歴データなどを蓄積し、劣化予測等に活用することでの的確な補修対策計画を立案します。

オ 計画の見直し

近隣公園及び総合公園は、健全度調査の結果が長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行います。

(4) 上水道

安全・安心な水を安定的に供給するため、「三木市水道事業経営戦略」に定める投資計画に基づき、計画的に施設の更新及び長寿命化並びに耐震化を進めるとともに、投資の平準化を図ります。

ア 施設の整備・更新

(ア) 施設更新の考え方

施設の老朽化の状況や重要度・規模・能力等を分析し、計画的に耐震化に取り組んでいます。また、中央監視システムについては、保守点検業務の委託も勘案しながら定期的に更新を進めます。

(イ) 浄水施設

県営水道及び深井戸水のみを原水とするため、浄水場機能(着水井、滅菌室、送水設備等)を有する施設として、西部浄水場・緑が丘浄水場を需要量に合わせて効率的に維持管理するとともに、耐震化を進めます。

(ウ) 配水施設

配水池の耐震化率は2015(平成27)年度末で94.1%(容積率)となっており、重要度の高い配水池は100%耐震化が完了しています。また、配水池数では、29池稼動中のうち18

池の耐震化が完了していますが、廃止できない小規模配水池は需要量をみながら優先度を決め耐震化を進めます。

イ 管路の整備・更新

管路の総延長の1%に当たる6kmの更新及び新設延長1kmの合計7kmを年間目標として更新及び耐震化を進めていきます。管路の更新は、塩ビ管路（VP）を重点的にを行います。

ウ 統廃合・合理化

人口減少や節水機器の普及に伴い水需要は減少し、施設利用率は低下していくことが見込まれています。本市水道事業では、こうした状況を踏まえ、各種の統廃合や合理化を検討しています。投資計画の策定に当たっては、統廃合・合理化が見込まれているものは計画に反映しています。

（ア）施設規模の最適化

施設利用率が低下していくことが見込まれる中、本市水道事業では、安定給水の確保を前提に、自由が丘配水池及び中部配水池の規模縮小を検討しています。

また、各施設の廃止、統合（ダウンサイジング）を検討し、施設の規模を水需要に応じた最適なものに見直すとともに、各設備の改良により省力化や効率化に取り組みます。

（イ）管路の廃止・口径の縮小

将来の長期的な水需要の予測や、人口密度が低い地域、使用水量が低い地域の特性をマッピングシステムの活用などにより検証し、その結果に応じた口径縮小（ダウンサイジング）を行う予定です。

また、浄水施設の耐震化や見直しに当たっては、導水管や送水管などの管路の廃止も含めて検討し、更新や維持管理費用の削減を図ることとしています。

エ 長寿命化・投資の平準化

水道事業の投資は管路が大半を占め、本市水道事業においても、これまでの建設改良費の約7割を管路延長に関するものが占めています。

管路の法定耐用年数は40年ですが、管路延長には多額の建設改良費が必要となるため、これまで水道料金を低く抑えることを前提に管路の整備・更新を進めてきた結果、過去の管路の更新率は0.5%～1.0%台前半となっています。

単純に法定耐用年数に基づき管路の更新を実施した場合、急激な大規模宅地開発の行われた年度の延長距離が長く投資額が膨らむため、投資計画では、下表の更新サイクルに基づき、管路（管種）の優先順位付けや一部の更新を前倒しすることなどにより、管路の長寿命化及び投資の平準化を図りながら、収支のバランスを考慮の上、本市の年間管路更新率を管路総延長の1.0%と設定しています。

管路の更新サイクル及び本市の管路更新率

管種区分	法定耐用年数 (注1)	実使用年数の設定 (注2)	本 市 の 管路更新率
硬質塩化ビニル管（VP、HIVP）	40 年	40 年	1.0%
硬質塩化ビニル管（HIVP-RR-L）		60 年	
ダクタイル鋳鉄管（耐震継手以外）		60 年	
耐震型高性能ポリエチレン管（融着）		80 年	
ダクタイル鋳鉄管（K形継手）		80 年	
ダクタイル鋳鉄管（耐震継手形）＋ 防食措置（ポリエチレンスリーブ巻）		100 年	

（注1）地方公営企業法施行規則に定める耐用年数。

（注2）厚生労働省健康局水道課、アセットマネジメント「簡易支援ツール」による実使用年数に基づく更新基準の設定を参考とした。

オ 広域化

本市水道事業は、更新費用の増大や人口減少に伴う施設利用率の低下などに直面しています。投資効率を向上させるための手段の一つとして、近隣市町との事業統合や施設の共同利用、管理業務の一本化などの広域化を検討します。

また、本市の給水量のうち4割に相当する県営水道及び本市水道施設の再構築を検討し、重複投資を回避するよう努めます。

カ 災害・事故対策

投資計画は、下表の災害・事故対策に基づき作成しています。

施策	取組内容
危機管理体制の強化	水道を安心して使っていただくため、災害や水道施設事故に備え、更新事業に併せて効率的・効果的な施設整備を図っています。
主要配水池の2池化	主要配水池の2池化を図り、緊急遮断弁を設置することで配水管の破損による貯留水の流失を防止し、応急給水に必要な水を確保しています。
応急給水拠点の整備	地震などの災害時に水道管が被害を受けると給水できなくなるため、飲料水を得ることができる施設として「災害時応急給水拠点」の整備を進めており、現在、市内で7か所（東部配水池、小林配水場、西部配水池(増設分)、みなぎ台配水池、情報公園配水池、三木市水道庁舎、三木市文化会館第2駐車場）を設置しています。
神戸市・本市水道相互応援連絡管の設置	隣接する神戸市と配水管を連絡し、緊急時には1日2,000 m ³ まで相互応援できるよう整備し、毎年、合同訓練を実施しています。
自家発電設備の整備	地震や事故に備え、バックアップ機能の強化を図るため、以下の主要施設に自家発電設備を設置しています。 ① 水道庁舎（中央監視室）、② 東部配水池（緊急遮断弁）、 ③ 情報公園加圧ポンプ室（送水用）、④ みなぎ台配水池（監視用）、 ⑤ 水道防災倉庫（移動用）
災害時の応援協定を締結	近隣の自治体等と次の協定を締結しています。 ・日本水道協会関西支部相互応援協定 ・兵庫県水道災害相互応援に関する協定 ・三木市管工事業協同組合との水道緊急時における災害等応急対策業務に関する協定 ・神戸市と本市の間に設置する連絡管に関する基本協定書

キ その他

（ア）県営水道の有効活用

中長期計画による配水幹線の整備が完成したことにより、城山配水場を基幹とした東部配水池（県営水道受水地点）と城山配水場との間で、県営水道と自己水源との相互送水が可能となりました。

また、城山配水場を中継し、小林配水場及び西部配水場に相互に送水が可能となりました。この取組により、県営水道の申込水量に合わせた自己水源の調整が可能となり、県営水道を有効活用しています。

（イ）安定した配水への取組

口吉川町久次から吉川町上松までの間を配水本管（耐震継手形ダクタイル鋳鉄管φ150）で結ぶ増強工事を5か年計画で行い、脇川水系及びみなぎ台水系（県営水道受水

系)の相互送水が可能となり、安定した供給を行っています。

(5) 下水道

市民の快適な生活環境及び公共用水域や農業用排水の水質保全を図るため、「三木市公共下水道ストックマネジメント計画」に定める長寿命化計画及び「三木市下水道事業経営戦略」に定める投資計画に基づき、計画的に施設の更新及び長寿命化並びに耐震化を進めるとともに、投資の平準化を図ります。

ア 処理施設の整備・更新

吉川浄化センターは、2015(平成27)年度から2019(令和元)年度までの5か年間で機器の長寿命化改修を実施しました。今後も、計画的に耐震化・老朽化対策を進めます。

また、農業集落排水施設は、継続する2処理場（東中処理場及び前田富岡処理場）の機能診断を行い、長寿命化改修計画を策定します。

イ 管渠の整備・更新

管渠の整備・更新については、自由が丘・緑が丘地区の開発時に受贈された管渠の老朽化が進行しているため長寿命化計画を策定し、年間2kmを目標として長寿命化工事を進めています。その他の地区に関しても、今後、計画的に耐震化・老朽化対策を進めます。

汚水未整備地については、私道や河川沿いなどの整備困難地であるため、関係者と協議しながら整備を進めます。

また、本市の雨水事業計画では、近年は強い勢力を保ったまま上陸する台風やゲリラ豪雨等により計画を上回る雨量が観測され、浸水被害が発生する可能性が高まっています。このため、雨水事業計画を見直し、計画的に雨水管渠の整備を進めることで浸水被害を未然に防止していきます。

ウ 広域化・共同化・最適化

2015(平成27)年度に農業集落排水事業の金会処理区を、2020(令和2)年度に同事業の毘沙門処理区をそれぞれ公共下水道事業に統合しました。更に、2023(令和5)年度に同事業の興治処理区及び細川処理区を特定環境保全公共下水道事業に統合します。統合後は農業集落排水施設の処理場4か所を廃止することにより、大規模な改修・更新に係る事業費を縮減します。

エ 長寿命化・投資の平準化

下水道施設は住民生活に不可欠なものであり、下水道サービスを安定的に継続して提供するため、長寿命化計画及び投資計画に基づき投資の平準化を図りながら、長寿命化対策を進めます。

オ 民間資金・ノウハウの活用

処理施設の維持管理業務に包括的民間委託を採用することにより、経費の削減を図っています。今後、排水設備の窓口業務、検査業務等に関し、民間委託の可否を検討します。

なお、現状において職員の技術の継承が重要な課題となっているため、経費削減等の効果及び技術の継承を勘案し、実施すべき施策を検討します。

三木市公共施設等総合管理計画
《令和 3 年度改訂版》

令和 4 年 3 月 15 日

三木市総務部経営管理課

〒673-0492

三木市上の丸町 10 番 30 号

電 話：0794(82)2000(代)

F A X：0794(82)9755